



Title	罪と田園、あるいは豳風について：蘇軒・陸游ノート
Author(s)	浅見, 洋二
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2021, 61, p. 47-134
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/81519">https://doi.org/10.18910/81519</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 罪と田園、あるいは幽風について——蘇軾・陸游ノート

浅見洋二

## はじめに

中国宋代を代表するふたりの文人、北宋の蘇軾（一〇三六—一〇一）と南宋の陸游（一一二五—一二一〇）の文学には、さまざまな点で似通うところがある。その一方でまた、両者に異なるところがあるのは言うまでもない。以下、本稿では蘇軾と陸游の文学活動を取りあげ、その共通点と相違点について考えるところを述べてゆくが、ここでは特に「罪」と「田園」というふたつの文学的主題に焦点を当ててみたい。「罪」とは、官僚としての言動が皇帝や朝廷の権力者によつて批判・弾劾され、罷免・貶謫などに処せられることを言い、「田園」とは、官界を離れた者が身を置く、隠逸ないしは閑居・蟄居の場としての郷村空間を言う。どちらも中国文学の代表的な主題として古くから繰り返し、さまざまなかたちで表現されてきた。

中国の文学に表現された「罪」と「田園」について考えるとき、関連して注目されるのは『詩經』幽風の詩である。中国の文人にとつて『詩經』が根本的な文学資源として広く共有されていたのは言うまでもないが、特に陸游の場合『詩經』幽風の影響は顕著である。陸游の文学に表現された「罪」と「田園」の主題に、幽風の詩はどのように関わり、どのような影響を与えていたのか。こうした点についても、若干の私見を述べてみたい。

## 罪

蘇軾と陸游の生涯には多くの共通点が見られる。そのひとつとして、両者ともに「罪」に問われた経験、「罪人」と見なされた経験を有するという点があげられる。

蘇軾の活動した北宋中後期は、王安石（一二〇二—一八六）らが主導する新法改革が施行された時期に当たる。この時期、新法改革を支持する新法党とそれに反対する旧法党との政治闘争（党争）が激化する。新法党が実権を握る神宗の元豊年間、旧法党に属すと見なされた蘇軾は、その詩が朝廷、延いては皇帝を誹謗したとして「大不恭（敬）罪」に問われ、逮捕・投獄される。いわゆる「烏台詩禍」。一時は死刑も覚悟するが、恩赦によって黄州（今の湖北省黄岡）への貶謫に処せられる。その後、旧法党が権力を奪還すると蘇軾も許されて朝廷に復帰するが、しかし旧法党の内部分裂など不安定な政治情勢のなか、繰り返し弾劾を受ける。哲宗の紹聖年間、新法党がふたたび実権を握ると、蘇軾は重ねて朝廷誹謗の罪に問われ、惠州（広東省惠州）、さらには海南島へと貶謫された。このように、蘇軾の生涯は新旧両党の政治闘争に弄ばれた生涯であったといつても過言ではない。では、陸游の場合はどうか。

陸游が活動した南宋は、華北地域を異民族（女真族）の金王朝に支配された。人々はこれを「半壁天下」、世界の半分が失われた状態としてとらえた。この屈辱的な状態をいかにして正常化するか、これが南宋の官界において最大の問題となつて盛んに論じられてゆく。その結果、官僚たちは大きくはふたつの党派に分かれた。積極的な軍事作戦によつて北方領土を奪還すべしとする主戦派（強硬派）と、戦力面で金に劣る状況に鑑みて正面からの衝突を避け現状維持を図ろうとする主和派（和平派）とに。朝廷の実権を握つたのは後者であつたが、陸游は前者に属して強硬論を盛んに唱えた。そのため、しばしば弾劾を受けて免職となる。なかには狹義の党争とは異なるケースも含まれるが、それも政治的な闘争の結果見ていいだろう。蘇軾のように僻地に貶謫されることはなかつたが、長期間、故郷山陰（浙江省紹興）に蟄居することを強いられた。陸游もまた、蘇軾と同じく官界の党派闘争に弄ばれ、繰り返し罪に問われた文人官僚であつた。中国の文学史を振り返つてみると、蘇軾・陸游のほかにも罪に問われた文人が数多く存在することに気づかされる。彼らが問われた罪のほとんどは官界の権力闘争によるものであり、なかには相手を陥れるために仕組まれた冤罪案件も多く含まれていただろうが、結果として少なからぬ文人が投獄・処刑された。左遷・貶謫されたケースに至つては放逐にいとまない。例えば、『文選』に作品を収める文人

だけについて見ても、屈原、司馬遷、曹植、嵇康、陸機、謝靈運、江淹などがあげられる。唐代について見れば、駱賓王、陳子昂、沈佺期、劉長卿、李白、韓愈、柳宗元など、やはり多くの文人があげられる。宋代についても事態は同様であり、蘇舜欽、黃庭堅、劉克莊をはじめ多くの文人が罪に問われた。中国の文学史は、さながら「罪人の文学史」の様相を呈している。

中国の「罪人の文学」において、罪あるいは罪人はどのようなものとして表現されたのだろうか。ここではまず、最初期の罪人として戦国末、楚の屈原の例を確認しておこう。中国の文学史において、屈原こそは罪人の典型であり、その代表作「離騷」は罪人の文学の典型である。『史記』屈原伝によれば、屈原は同僚の上官大夫靳尚の「讒」を受けたことにより、懷王から疎んじられる。その「憂愁」を表現すべく「離騷」を作ったのだという。後漢・王逸の「離騷」序は「離騷経者、屈原之所作也。……同列大夫上官靳尚妬害其能、共譖毀之。王乃疏屈原。屈原執履忠貞而被讒衆、憂心煩亂、不知所憇、乃作離騷經（離騷経は屈原の作る所なり。……同列の大夫上官靳尚 其の能を妬害し、共に之を譖毀す。王 乃ち屈原を疏んず。屈原 忠貞を執履するも讒衆を被り、憂心煩亂し、憇うる所を知らず、乃ち離騷経を作る）」と述べている。

屈原の罪は、同僚の讒言（讒）「讒衆」「譖毀」すなわち根拠の無いデマによってもたらされたものであった。これはひとり屈原に限らない。中国では、権力闘争において敵対者を攻撃する際に伝統的に讒言という手段が採られてきた（中国の史書を紐解けば、そのあちこちに「讒」の語が見られる。中国の歴史は「讒」の歴史と言つても過言ではないほど）。したがって、そこで問われた罪は、罪人自身にとつては無辜の罪にほかない。ここにこそ、中国における「罪」の最も根本的な特性を見て取れる。例えば、西洋の罪と比較してみよう。おおまかに言つて、キリスト教文化を背景とした西洋の思想・文学において最も重要な問題となるのは、自己の内面に発する倫理的な罪*sins*である。したがって、そこには自らの罪を反省し、悔い改めようとする意思がしばしば表現される。これに対して、中国の罪のほとんどは他者から被せられるものであり、反省や改悛が表現されることはない。罪悪感（良心の呵責）に欠けていると言つてもいいだろう。屈原の場合にも、その傾向は明確である。「離騷」に繰り返し訴えられているのは、自己の正しさであり清らかさである。今日の読者は、そこに表現された自己に対する賛美のあまりの強さに唖然とすらするのではないだろうか。

もちろん、いま述べた点は中国士人の「罪」の意識・観念のすべてを説明するものではなく、いくつかの重要な点が漏れている。特に次の点は、本稿の考察の全体にもかかわってくるので、ここで簡単にふれておきたい。中国の士人にとって帝王＝君主は絶対的な権威・権力を帯びた特別の存在であり、そのことによつて独特的の「罪」観念が生み出された。中国の士人たちは、いったん君臣関係のなかに組

みこまれると、実際に罪に問われたか否か、罪を犯したか否かにかかわらず、先驗的に「罪」を負う存在となる。「臣」にとつては「君」を前にすることが、すなわち「罪」であったのだ。君主に対して発せられた臣下の言葉には「罪当万死（罪 万死に当たる）」（『漢書』谷永伝「黒龍見東莱対」）、「罪當誅死（罪 誅死に当たる）」（韓愈「進撰平淮西碑文表」）などの語が一種の定型句として頻出する。上奏文の末尾に「死罪、死罪」などの語が定型句として添えられるケースも少なくない。ここには「君臣関係における原罪」とも言うべき罪の意識・観念を見て取れる。<sup>(2)</sup> 以下に取りあげる蘇軾・陸游の作品にもかかる原罪意識があらわれた例は少くない。本稿ではこの種の「原罪」意識については直接の考察対象とはしないが、中国における罪の問題を考えるうえで注意する必要がある。<sup>(3)</sup>

さて、屈原「離騷」に即して見たのと同様の罪・罪人の表現は、中国の文学史においてさらに古く遡ることができる。例えば、『樂府詩集』卷五七・琴曲歌辭には「拘幽操」なる作品が収められる。『樂府詩集』に引く蔡邕『琴操』の解題によると、暴君で知られる殷の紂王のとき、「譖」すなわち讒言によって牢獄に繋がれた西伯昌（周の文王）が、その「憤」を発して作ったのが「拘幽操」である。もちろん、これは実際に文王の手で作られたものではない。後世、おそらく後漢の無名氏が作り出した一種の虚構の作品である。だが、このような作品が生み出されたのは、古くから中国では「すぐれた人物は讒言によって無辜の罪に問われる」というような共通認識が存在したからでもあるだろう。<sup>(4)</sup>

「讒言」によって無辜の罪に問われた者」の憤りや怨みの情が表現された作品は『詩經』<sup>(5)</sup>にも少なからず見える。例えば、詩の本文で「讒」や「譖」の語を直接用いて述べた作品としては、小雅の「沔水」「十月之交」「巧言」「巷伯」「青蠅」、大雅の「桑柔」「瞻卬」などがあげられる。その一部をあげれば、例えば「十月之交」には「貽厥従事、不敢告勞。無罪無辜、讒口囂囂。下民之孽、匪降自天。噂沓背憎、職競由人（寵勉として事に従い、敢えて勞を告げず。罪無く辜無くして、讒口囂囂たり。下民の孽、天より降るに匪ず。噂沓として背き憎むは、職に競に人に由る）」とあって、自らの務めに勤しんだにもかかわらず、沸き起くる「讒」に苦しむことがうたわれている。また「巷伯」には「斐兮、成是貝錦。彼譖人者、亦已大甚。……彼譖人者、誰適与謀。取彼譖人、投畀豺虎（斐たり斐たり、是の貝錦を成す。彼の人を譖る者、亦た已に大甚し。……彼の人を譖る者、誰と適いて与に謀る。彼の譖人を取り、投じて豺虎に畀えん）」とあって、「譖」＝「讒」によって陥れられた者の讒者に対する怨みがうたわれている。このほか、毛詩小序で「讒」「譖」をめぐる作であることが指摘される作品としては王風の「采葛」、唐風の「采苓」、陳風の「防有鵲巢」、小雅の「裳裳者華」「車葦」「角弓」などがあげられる。また、鄭玄の箋に「讒」「譖」の指摘がな

される作としては、小雅の「小弁」「無将大車」「菀柳」「白華」、大雅の「板」「召旻」などがあげられる。以上のほか、「讒」「譖」等の語以外の語を用いた例まで含めるならば、もっと数多くの作品があげられるであろう。なお、以上にあげた『詩經』の詩はいずれも変風・変雅に属する。周王朝が衰えた時代に作られ、人倫の乱れを反映した怨みや憤りを訴える作が多いとされる。「讒」「譖」をめぐる作が集中するのも、変風・変雅ならではのことと言えるかも知れない。

右に述べたように、『詩經』以来、中国の文学史には讒言によつて罪に問われた者の怨み・憤りが重要なテーマとなつていた。ここに取りあげる蘇軾や陸游もそのような系譖のなかに位置づけられる。<sup>(6)</sup> まず、蘇軾の詩文にあらわされた「罪」「罪人」意識について、代表的な発言のいくつかをあげてみよう。神宗の元豐二年（一〇七九）、蘇軾は御史台によつて朝政誹謗の罪に問われ、逮捕投獄される。いわゆる「烏台詩禍」。そのとき獄中で作られた詩は「十月二十日恭聞皇太后升遐。以軾罪人、不許成服、欲哭則不敢、欲泣則不可、故作挽詞二章（十月二十日 恭しく皇太后の升遐せるを聞く。軾の罪人なるを以て、服を成すを許されず、哭せんと欲するも則ち敢えてせず、泣せんと欲するも則ち可ならず、故に挽詞二章を作る）」（『蘇文忠公詩合注』卷一九）<sup>(7)</sup> という題となつており、自らを「罪人」と呼んでいる。

このほか、自らを「楚囚」や「鍾儀」と呼ぶ例も少なくない。春秋・楚の鍾儀が晋に囚われの身となつてなお楚の冠を脱がなかつたという故事（『春秋左伝』成公九年）に基づき、罪人を言う。单なる罪人ではなく、誇り高い罪人といった意を含む。加えて他郷にある者といふ意も含まれよう。例えば、元豐三年（一〇八〇）、烏台詩禍によつて黄州へと貶謫される途上の作「陳州与文郎逸民飲別、攜手河堤上、作此詩」（卷二〇）に「此身聚散何窮已」、未忍悲歌学楚囚（此の身 聚散 何ぞ窮まり已まん、未だ忍びず 悲歌 楚囚を学ぶに）、同時期の作「子由自南都来陳三日而別」（二〇）に「夫子自逐客、尚能哀楚囚（夫子 [蘇軾字子由を指す] 自ら逐客なるも、尚お能く楚囚を哀しむ）」とあり、紹聖二年（一〇九五）、朝廷誹謗の罪に問われ惠州に貶謫されたときの作「聞正輔表兄將至、以詩迎之」（卷三九）に「人言得漢吏、天遣活楚囚（人は言う 漢吏 [朝廷のすぐれた官、程之才字正輔を指す] を得と、天は楚囚を活かしむ）」、同時期の作「正輔既見和、復次前韻、慰鼓盆、勸学仏」（卷三九）に「我亦霑濡渥、漸解鍾儀囚。……猶勝替叔夜、孤憤甘長幽（我也亦た霑渥に霑され、漸く鍾儀の囚を解かる。……猶お勝る 替叔夜 [替康、孤憤 長幽に甘んずるに]）」、また紹聖四年、惠州での作「又次韻二守同訪新居」（卷四〇）に「風流賀監常呴語、憔悴鍾儀独楚音（風流なる賀監 [賀知章、原唱の作者たる惠州・循州知事を指す] 常呴語し、憔悴せる鍾儀 独り楚音）」などとある。これらもまた自らを一種の罪人としてとらえたものと言つていいだろう。

以上は詩の例であるが、蘇軾はほかにも書簡（尺牘）のなかで繰り返し自らの「罪」について語っている。ここには一例だけあげておこう。元豐三年、貶謫地の黃州にて盟友の王鞏（字定國）に宛てて書き送った「与王定國四十一首」其一（『蘇軾文集』卷五二<sup>(8)</sup>）には次のよう述べられる。なお、このとき王鞏は蘇軾の罪に連座してやはり南方に貶謫されていた。

罪大責輕、得此甚幸、未嘗戚戚。但知識數人縁我得罪、而定國為某所累尤深、流落荒服、親愛隔閡。每念至此、覺心肺間便有湯火芒刺。

わたしの罪は重いものでしたが罰は軽くしていただきました。この幸せを得て、心悲しむことはありませんでした。しかし、数名の知友はわたしのせいで罪に問われました。なかでも定國どのはわたしに連座すること最も重く、荒涼たる僻地に流され、肉親とも離ればなれになってしましました。これを思うたびに、胸の内は煮えたぎる湯や炎に焚かれ、鋭い棘に苛まれるのです。

この書簡には深い罪悪感が表現されているが、それは自らの罪に対する罪悪感ではない。自らが犯した罪によって親友が罪に問われたことに対する罪悪感である。先に述べたように、中国の文学には自らが犯した罪に対する罪悪感はあまり語られないのだ。実際、次に見るように、蘇軾は烏台詩禍に際して自分が罪を犯したとは考えていないからだ。

確かに、朋九万編『烏台詩案』に載せる蘇軾の「供狀（供述書）」を見ると、蘇軾は自分の詩が朝廷に対する「譏諷」すなわち「誹謗」の意を含んでいたことを認めている。だが、本心では必ずしも自らの罪を認めていたわけではない。事実、黃州貶謫を解かれ、朝廷に復帰していた蘇軾が、元祐三年（一〇八八）に皇帝に提出した「乞郡劄子（郡を乞う劄子）」（卷二九）には、烏台詩禍を振り返つて述べた一節があり、そこには

臣屢論事、未蒙施行、乃復作為詩文、寓物托諷、庶幾流傳上達、感悟聖意、而李定・舒亶・何正臣三人、因此言臣誹謗、臣遂得罪。然猶有近似者、以諷諫為誹謗也。

わたしはしばしば政策を論じた意見書を奉りましたが、採用していただけませんでした。そこでわたしは詩文を作り、事物に託して諷諫の意を込め、それを朝廷へとお伝えして聖上をお諭ししたいと願つたのです。ところが、李定・舒亶・何正臣の三人は、これによつてわたしが朝政を誹謗していると告発しました。その結果、わたしは罪を得ることになりました。（諷諫と誹謗との間に）似通つていて紛らわしいところもあるがゆえに、諷諫が誹謗と見なされてしまったのでしょう。

とある。自分自身としては、あくまでも詩文の「寓物託諷」によって「諷諫」を企図したこと、しかしそれが台諫により思いがけず「誹謗」と解されてしまつたことが述べられる。

右の箇子では、さすがに御史台の告発を讒言だとは言つていない。だが、別の作品ではより率直に「羅織」「附会」「醜醜」と言つている。勝手な解釈に基づく、根も葉もないでつちあげ、つまり一種の讒言だと。つまり、蘇軾は自らを讒言によつて陥れられた者、無辜の罪に問われた者としてとらえていたのである。その種の発言は数多いが、ここでは尺牘の言葉をいくつかあげておこう。例えば、元豐七年春、烏台詩禍による黃州貶謫を解かれた直後、沈遼（字睿達）に宛てた「与沈睿達二首」其二（巻五八）には

某自得罪、不復作詩文、公所知也。不惟筆硯荒廢、實以多難畏人、雖知無所寄意、然好事者不肯見置、開口得罪、不如且已、不惟自守如此、亦願公已之。百種巧辨、均是綺語、如去塵垢、勿復措意為佳也。

わたしは罪を得て以来、二度と詩文を作つております。貴殿もご存じの通りです。筆や硯が荒れ果てた（文才が尽きた）からだけではなく、苦難多く人を畏れるからなのです。（詩文に）何の意も含んでいないことを知つていながらも、事を好む者たちはそれを見逃してはくれません。口を開いて罪を得るくらいなら、しばらくは黙つているに越したことはありません。わたしがこれを守るのではなく、どうか貴殿も書きものは止められますよう。巧みに飾つたさまざまな言葉は、どれもきらびやかなだけで中身のない言葉です。かかる汚れを取り除こうとするのであれば、一度と言葉に意を碎かないのがよろしいでしょう。

とあって、自分では朝廷批判の意図はなかつたにもかかわらず、惡意有る者によつて罪に陥れられたことが述べられる。同様の事態は、烏台詩禍のときだけではなかつた。蘇軾ら旧法党が復権を遂げ、「元祐更化」と称された時期にも生じていた。元祐六年八月、潁州知事（安徽省阜陽）に転出する直前、都にあつて王鞏に宛てた「与王定國四十一首」其二六（巻五二）には

平生親友、言語往還之間、動成坑窪、極紛紛也。不敢復形於紙筆、不過旬日、自聞之矣。得潁藏拙、餘年之幸也、自是剝心鉗口矣。

日頃の親友も、言葉をやりとりするなかで、ややもすると戻を仕掛けて相手を陥れるなど、きわめて乱れた状態にあります。敢えて書き記すことはいたしませんが、旬日を経ずしてお耳に達することでしょう。潁州知事の職を得て我が身の拙さを隠せるのは、余生を過ごすうえで幸いなこと、これからは雑念を棄てて口を閉ざそう思います。

とあって、言葉をやりとりするなかで戻（陥窪）に落ちることへの怖れが述べられている。

蘇軾の生涯のほとんどは、右に見たような讒言への怖れに蔽われていたと言つても過言ではない。以下、そのことを示す詩の言葉を時間軸に沿つていくつかあげてみよう。

蘇軾は烏台詩禍前夜とも言うべき熙寧年間、新法党が実権を握る朝廷を逃れ出て、杭州・密州・徐州・湖州などの地方官を歴任した。すでに当時、讒言を受けることへの怖れを生々しく感じ取っていたのだろう。例えば、杭州通判をつとめていた熙寧六年（一〇七三）、杭州近郊の洞穴を訪れての作「風水洞二首、和李節推（風水洞二首、李節推に和す）」其二（巻九）には

世事漸難五欲去  
世事漸く艱ければ吾去らんと欲す

永隨二子脱譏讒  
永く二子に隨いて譏讒を脱せん

世事はだんだんとせちがく、もう逃げ出しなくなつた。ふたりの仙人の後を追いかけ、讒謗に満ちたこの世から永遠に遠ざかろう。

とある。「二子」とは仙人の馮夷と列禦寇。彼らに随つてこの俗世の難事、特に「譏讒」を超脱したいと説く。蘇軾にとつて、官界をはじめとする俗世は「譏讒」に満ちた世界としてとらえられていたことを示している。ちなみに、本詩は後に烏台詩禍に際して、告発の証拠とされた。この二句について、『烏台詩案』（函海）本所載の蘇軾「供状」には「意謂朝廷行新法、後來世事日益艱難、小人多務讒謗。軼度斯時之不可与合、又不可以容、故欲棄官隱居也」（本詩は次のように言つたものです。朝廷が新法を行なつてからは、世情は日々ますます危ういものとなり、小人たちが讒謗に勤しむようになった、と。わたくし蘇軾は時勢と合わず、また世に受け入れられぬと思ひ込み、そのため官を棄て帰隠しようと思ひたのです）とある。

徐州知事をつとめていた元豐元年（一〇七八）、友人孫覺（字莘老）に唱和した作「和孫莘老次韻（孫莘老に和して次韻す）」（巻一六）には

雖去友朋親吏卒  
友朋を去りて吏卒に親しむと雖も

却辭讒謗得風謡  
却つて讒謗を辞して風謡を得たり

友らと離れて下役人たちばかりと親しくするようになつたが、それによつて讒謗に満ちた官界を逃れ民のうたう歌を聞くことができた。

とある。朝廷を去つて友らと離れたのは寂しいが、「讒謗」を逃れて「風謡」、すなわち地方の民歌に接することができたのは喜ばしいと言つ。（9）官界が「讒謗」のはびこる場としてとらえられていたことがわかる。

元豐二年、湖州知事（浙江省湖州）に赴任する途上、秦觀らと無錫の惠山を訪ねたときの作「遊惠山（惠山に遊ぶ）」其一（巻一八）には

弔古泣旧史

古を弔いて旧史に泣き

疾讒歌小旻

讒を疾みて小旻を歌う

古人を憚んで史書に涙をこぼし、讒言を憎んで「小旻」の詩をうたう。

とある。前句は、恵山ゆかりの古人を振り返る。ここで注目したいのは後句の「讒」をめぐる表現。讒言が蔓延する官界への嫌悪がうたわれているが、ここではそれが『詩経』小雅の「小旻」に結びつけられている。「小旻」は幽王の時代の作。王が小人の悪企みに惑わされているのを批判した作とされてきたが、一種の讒言が蔓延する官界を批判した作と解してもいいだろう。

蘇軾は、烏台詩禍による黄州貶謫を解かれた後、復権を遂げて朝廷の要職を歴任するが、やがてふたたび朝廷誹謗の罪に問われて、嶺南の惠州、さらには海南島へと貶謫される。惠州に貶謫されていた紹聖三年（一〇九六）の作「次韻高要令劉湜峽山寺見寄（高要令劉湜の峽山寺より寄せらるるに次韻す）」（巻四〇）には

驚聞尺書到くわん 驚き聞く 尺書到くわんると

喜有新詩辱きよ 新詩を辱おとこなくする有るを喜ぶ

応憐五管客 応に憐れむべし 五管の客

曾作八州督 曾て八州の督なと作るを

骨銷讒口鑠 骨は銷きゆ 謗口の鑠とかすに

胆破獄吏酷 胆は破る 獄吏の酷ひどきに

書簡が届けられたと聞いて驚き、新作の詩を送つていただきたいことをありがたく喜んでいます。あなたは、嶺南の地をさまよう旅人たるわたしを気に掛けてくれたのでしょう。かつて八つの州を監督した者がこのようなりさまになつてしまつたと。わたしは、多くの人の口から発せられる讒謗によつて骨も溶けて消え、牢獄の役人の酷い扱いに胆も破れるほどでした。

とある。高要県令をつとめる劉湜から、詩と書簡が届き、これまでに蘇軾が味わつてきた苦難の経歴を気遣つてくれたことが述べられる。「五管客」「八州督」は蘇軾自身を指す。<sup>(10)</sup>引用の末尾の二句において蘇軾は、これまでの生涯を振り返つて言う。骨をも溶かすほどに激しい讒言を受け、胆も破れるほどに酷い獄中での折檻を受けてきた、と。『史記』張儀伝に「衆口鑠金、積毀銷骨（衆口 金を鑠とかし、積毀

骨を銷す」とあるように、古来、讒言の怖ろしさが語られてきた。蘇軾の場合も、終生、その怖れにつきまとわれていたのである。

以上、蘇軾の詩文に表現された「罪」および「罪人」認識のあり方の一端を見てきた。統いて、陸游について見てみたい。陸游の場合も、繰り返し批判や弾劾を受けて免官になつた。蘇軾の場合に比べて事案の経緯を記録する文献は少なくはつきりしない点もあるが、主な事案の概要を列挙すると次のようになるだろう。

【a】孝宗の隆興元年（一一六三）、孝宗の寵愛を得ていた主和派の権臣龍大淵・曾覲を批判したことにより孝宗の怒りを招き枢密院編修を罷免され、都（行在）臨安府（浙江省杭州）の朝廷を逐われ、故郷の山陰（紹興府〔浙江省紹興〕）に帰る。

【b】乾道二年（一一六六）、かつて隆興二年に北伐の軍を興した張浚を支持する論陣を張つたことを理由に弾劾され、隆興府通判（江西省南昌）を罷免されて帰郷。

【c】淳熙三年（一一七六）、成都府路安撫使司参議官・兼四川制置使司参議官（四川省成都）を罷免され、祠禄を領する。まもなく、嘉州知事（四川省樂山）の任を授けられるが、同僚から過去の素行不良（乾道九年〔一一七三〕、嘉州知事代理をつとめた際の「燕飲頗放」）を理由に弾劾を受け、取り消される。なお、この頃から陸游は「放翁（放漫なる翁）」と称するようになる。

【d】淳熙六年（一一七九）、提挙福建路常平茶塩公事（建寧府〔福建省建甌〕）の任を終え、孝宗に招かれて臨安に向かう。途上、祠禄を乞うも認められず、その後、提挙江南西路常平茶塩公事（撫州〔江西省撫州〕）に任じられる。都に召還されたにもかかわらず祠禄を乞うたこと、祠禄を乞うも認められず別の外任官を受けられたこと、これらの背景には陸游に対する何らかの批判・攻撃があつたと推測される。<sup>(11)</sup>なお、本事案は次の事案【e】に連続するものと位置づけられるかもしれない。

【e】淳熙七年（一一八〇）十二月、提挙江南西路常平茶塩公事の任を終え、いつたんは帰郷。もとは提挙淮南東路常平茶塩公事（泰州〔江蘇省泰州〕）に転任となる予定であつたが、翌淳熙八年（一一八一）三月、それを取り消される。このあたりの経緯は、やや不明なところもあるが、おそらく朝廷にて陸游に対する何らかの批判・攻撃が生じていたと推測される。これについては、給事中の趙汝愚（？—一二九六、のちに宰相となり寧宗の擁立にもかかわる）の弾劾を受けたとの説が有力。弾劾の理由としては、前年の淳熙七年夏、提挙江南西路常平茶塩公事在任中に水害を救済すべく政府備蓄米を独断で供出したためとも、成都時代における不品行のためとも言われる。<sup>(12)</sup>

【f】 淳熙十六年（一一八九）、諫議大夫何澹より弾劾を受け礼部郎中・兼実錄院檢討官を罷免されて帰郷。何澹の弾劾は陸游の官僚としての「汚穢（不品行、汚職）」を理由にしたものであつたようだが、その詳細は不明。

【g】 致仕後、寧宗の嘉定二年（一二〇九）、北伐を主導し敗北した主戦派の権力者韓侂胄（一一五二—一二〇七）と結託したとして弾劾を受け、宝謨閣待制の官位を剥奪される。

このように陸游は、繰り返しさまざまな弾劾を受けた。弾劾の理由については、政治上の路線対立だけではなく、陸游個人の素行不良なども少なからず関わっていたようだ。ちなみに、蘇軾は熙寧三年（一〇七〇）、一種の横領罪もしくは職權濫用罪（治平三年（一〇六六）、父蘇洵の送葬のため帰郷した際に官船を利用して物品輸送を行い私利を貪つたとする罪）を犯したとして弾劾を受けたことがある。表面上は政治闘争とは無縁の弾劾事案に見えるが、その根底には新旧両党の闘争が働いていたと考えられる。陸游が素行不良を理由に弾劾されたのも、主戦・主和両派の対立が間接的に関わっていた可能性は高いと考えられる。

では、こうした弾劾事案は、陸游の作品にどのような影を投じただろうか。また、それはどのように表現されていただろうか。陸游の詩には、自らの過去の足跡を振り返って述べた言葉がきわめて多く、陸游詩ならではの特徴となっている。以下に取りあげるのは、その種の言葉である。【a】～【g】の事案を中心に、おおむね時間軸に沿つて陸游の足跡をたどりつつ、関連する主な言葉を読んでみたい。まず、事案【a】について述べたと思しい言葉について見てみよう。淳熙四年（一一七七）十一月、成都にあつての作「感興」（《劍南詩稿校注》卷九（13））には、自らの生涯を振り返つて述べるなか

奏記本兵府 記を奏す 本兵の府

大事得具論 大事 具に論ずるを得たり

請治故臣罪 故臣の罪を治め

深絶衰乱根 深く衰乱の根を絶たんことを請う

言疎卒見棄 言疎かにして卒に棄てられ

袂有血涙痕 袖に血涙の痕有り

（孝宗が即位すると）兵權を司る官署（枢密院）に意見書を奉り、国家の大事をつぶさに論ずることを許された。そのとき、旧臣の罪を追究し、衰亡の根を絶つ

ていただきたいと請うた。しかし言葉の拙劣さゆえには棄てられ、袂には血の涙の痕がのこつた。

とある。「奏記……大事……」の二句は、高宗の紹興三十一年（一一六一）、金軍が南進した際に陸游が「賀黃枢密啓」（『渭南文集校注』卷八<sup>〔14〕</sup>）を奉り、憂国の思想を訴えたことを述べる。事案【a】に関して述べるのが、「請治……」以降の四句。高宗に代わって孝宗が即位した翌年（一一六二年）、枢密院編修官に任せられた陸游は、「故臣」すなわち孝宗の寵愛する龍大淵・曾覲を批判したことにより、孝宗の怒りを招き、鎮江府通判（江蘇省鎮江）、次いで隆興府通判に出された。ここではそれを「見棄」、棄てられたととらえ、棄てられた悲しみの「涙」に衣を濡らしたと述べている。陸游を棄てたのは、ほかならぬ孝宗。官僚として皇帝に仕える者にとって、これ以上の悲しみはないだろう。本詩は、事案の生じた隆興元年（一一六三）から十年以上の時を経て書かれたものである。事案発生直後には、その衝撃を十分に受けとめきれないためか、詩に表現するのはむずかしかつたのかもしれない。

ちなみに、事案【a】により故郷山陰に蟄居中の乾道三年（一一六七）、陸游は「十月苦蠅（十月 蠅に苦しむ）」（巻二）と題し「村北村南打稻忙、浮雲吹尽見朝陽。不宜便作晴明看、撲面飛蠅未退藏（村北 村南 稲を打つこと忙しく、浮雲 吹き尽くして朝陽を見る。宜しく便ち晴明と作<sup>〔15〕</sup>して看るべからず、面を撲つ飛蠅 未だ退藏せず）」とうたっている。これについて錢仲聯『劍南詩稿校注』は、権臣の龍大淵・曾覲について述べた作と解している。孝宗の寵愛を得ていた龍大淵・曾覲があつたが、このときはその専横を批判されて朝廷を逐われていた。錢氏の解釈に従えば、「浮雲」一句は龍大淵・曾覲が朝廷を逐われたこと、「撲面」一句はそれでもなお彼ら、もしくは彼らの残党が生きのこつていてることをそれぞれ言う。このように解せるとすれば、末句の「飛蠅」は意味深長である。『詩經』小雅「青蠅」が「營營青蠅（營營たる青蠅）」について「無信讒言（讒言を信ずる無かれ）」あるいは「讒人罔極（讒人極まり罔<sup>〔16〕</sup>し）」と述べるように、「蠅」とは「讒言」もしくはそれを弄する「讒人」の象徴でもあるからである。陸游からすれば、自らが問われた罪は「蠅」のとき龍大淵・曾覲らの讒言によつて作り出された無実の罪にほかならず、その憤激を本詩に吐露したのである。

次に事案【b】に関する詩の言葉をあげよう。淳熙元年（一一七四）、蜀州通判代理（四川省崇州）をつとめていたときの作「曉歎」（巻五）には

少年論兵寒狂妄	少年	兵を論ずること実に狂妄
諫官劾奏当竄殛	諫官	劾奏す 竄殛に当たると

若き日のわたしは取り憑かれたように軍事を論じた。そのため諫官は朝廷から逐い払うべきだと弾劾文を奏上した。

とあって、乾道二年（一一六六）、張浚の北伐を支持する対金強硬論を唱えたために罷免されたことを振り返つて述べている。「狂妄」なる意見を唱えたため、諫官（言官）から弾劾され「竄殛（放逐）」された、と。同じ事案について、開禧元年（一一〇五）の作「雜感五首、以不愛入州府為韻（雜感五首、「州府に入るを愛せず」〔杜甫〕を以て韻と為す）」其五（卷六二）には

我年甫三十 我が年 甫めて三十

出身事明主 出身 明主に事う

狂愚斥不用 狂愚にして斥けて用いられず

晚辟征西府 晚に征西の府に辟さる

三十の歳を迎えた頃、世に出て聖明なる君に仕えた。はじめは不埒な愚かさゆえに追いやらわれて用いられるることはなかつたが、それでも後に西方征伐の軍府（四川宣撫使王炎の幕府）に招いてもらつた。

とあって、やはり右の詩と同じく「狂」の語を用いて述べる。「狂」とは規範からはずれた不正常な状態を言う。自らの若さゆえの奇矯さ、過激さをいくばくかの自嘲を込めて振り返つたものである。もちろん、自分自身では必ずしも「狂妄」「狂愚」であつたと思つていたわけではなく、周りからそのように見なされてしまつたということだろう。

右にあげた二例は事案【b】発生からかなり時を隔てて作られたものであるが、弾劾を受けてさほど時を経ていない乾道三年（一一六七）、故郷に蟄居中の作「霜月」（卷二）には

出仕讒銷骨 出仕 謔 骨を銷し  
帰耕 病 身に満つ

朝廷に出て仕えれば讒言が骨をも溶かすし、故郷に帰つて耕せば病が身を犯す。

とある。出仕する者の一般論として語られているが、主戦派の張浚を支持したことによる弾劾、すなわち事案【b】が念頭に置かれている可能性は高いだろう。それ以前の罷免事案【a】もあわせて念頭にあつたかもしれない。ここで注目したいのは「讐」の語が用いられていることである。自らが受けた弾劾は讒言にもとづく不当なものであるとの意を込めていよう。

乾道八年（一二七二）、四川宣撫使王炎の幕府が置かれる興元府南鄭（陝西省漢中）に向かう道中の作「畏虎（虎を畏る）」（卷三）にも

吾聞虎雖暴 吾聞く 虎は暴なりと雖も

未嘗窺汝棲 未だ嘗て汝の棲<sup>すみか</sup>を窺わず

孤行暮不<sup>止</sup> 孤行 暮れて止まらざれば

取禍非排擠 禍を取るも排擠に非ず

彼讒实有心 彼の讒 実に心有り

平地生溝谿 平地に溝谿を生ず

哀哉馬新息 哀しい哉 馬新息

薏苡成珠犀 薏苡 珠犀と成る

虎は凶暴だが、人のねぐらは襲わないと聞く。一人の旅を夜にも休むことなく行けば、虎に襲われる禍<sup>わざわざ</sup>を招くかもしれないが、しかしそれは官界で仕掛けられる排斥の罠とは異なる。あの官界での讒言ときたら、悪意をもつて平らな土地に溝を掘り相手を陥れるようなものだ。悲しいことに、後漢の新息侯馬援将軍は、南方遠征の際に薏苡なる薬を持ち帰ったばかりに、人から真珠や犀の角などの財宝を持ち帰つたと後ろ指をさされた。

とあって「讒」の語が見える。山中の道を旅行くなか、虎への恐怖をうたう。そのうえで、虎よりも怖ろしいのは人を陥れる讒言だと言う。『論衡』言毒に「君子不畏虎、独畏讒夫之口（君子 虎を畏れず、独り讒夫の口を畏る）」とあるように、古くから言い交わされてきた「虎よりも怖ろしいのは人の悪意」という考え方述べたものである。事案【a】【b】をはじめ、これまでの官界での体験を踏まえての実感であろう。先に蘇軾が、自らが問われた罪は「讒」によるものだととらえ、「讒」を被ることへの怖れを述べていたことを見たが、陸游もまた以下に見てゆくように同様の言葉を繰り返し語っている。

事案【c】に関しては、淳熙三年（一一七六）九月、成都での作「蒙恩奉祠桐柏（恩を蒙りて祠を桐柏に奉ず）」（卷七）に

少年曾綴紫宸班 少年 曾て紫宸の班に綴<sup>つづ</sup>なり

晚落危途九折艱 晚に落つ 危途 九折の艱<sup>かた</sup>きに

罪大初聞收郡印 罪大きくして初めて郡印を取まるを聞き

恩寛俄許領家山 恩寛くして俄に家山を領するを許さる

若き日には紫宸殿での朝会の列につらなったこともあるが、年老いては九十九折りの難所に足をすべらせた。犯した罪は重く、このほど郡守の印を取り消すとの知らせを受けたが、君のご恩は厚く、思いがけず故郷の山で祠禄を領することを許された。

とあって、「罪大……」句に自らの「罪」によつて嘉州知事を免ぜられたことが述べられる。『宋会要輯稿』職官七二・黜降官九には「（淳熙三年）九月、新知楚州胡与可、新知嘉州陸游、并罷新命。以臣僚言与可黜累月、旧愆未贖、游攝嘉州、燕飲頗放故也」（淳熙三年九月、新任の楚州知事胡与可、同じく新任の嘉州知事陸游、ともに任命を取り消される。同僚から、胡与可が数月にわたつて悪事を働きながらも罪を償おうとしないこと、陸游が嘉州知事代理をつとめた際に宴席で不品行があつたことを告発されたためである」とある。これによれば、陸游が任命されたばかりの嘉州知事の任を取り消されたのは、生活の放蕩・不品行（燕飲頗放）を弾劾されたからであつたようだ。本詩では、そうした弾劾を受けたことが「罪」の語を用いて表現されている。なお、この弾劾の直前、陸游は「恩寛……」一句に述べるよつに祠禄、すなわち主管台州桐柏山崇道觀を授けられていた（台州〔浙江省台州〕は陸游の故郷山陰と同じ浙東地域にあるため、右の詩には「家山を領す」と言う）。本詩では、その遭遇への感謝の念を述べることに主眼が置かれている。

事案【d】に関しては、明確な発言を見出しがたいが、「讒」をめぐつて述べる次のような詩の言葉は、当時発生した何らかの弾劾事案を受けて発せられたものと考えられるかもしれない。例えば、淳熙六年（一一七九）、提挙福建路常平茶塩公事を離任した直後、道中にあつての作「書感（感を書す）」（巻一二）に

鑠金消骨従來事 金を鑠し骨を消すは従来の事

老矣何心踐駭機

老いたり 何の心ありてか駭機を踐まん

讒言は金をも溶かし骨をも消すというが、それはこれまでのこと。今やもう年老いたからには、ことさらに危険を冒すようなことはすまい。

翌る淳熙七年（一一八〇）、提挙江南西路常平茶塩公事の任にあつたときの作「休日」（巻一二）に

与人多忤讒銷骨

人と与せんとして忤らうこと多ければ讒は骨を銷し

報国無功愧満顔 国に報いんとして功無ければ愧は顔に満つ

他人と交わろうとして逆らうことが多ければ讒言を浴びて骨が溶かされるし、お国に報いようとして功績が挙げられなければ恥ずかしさで顔は真っ赤になる。

とある。

事案【e】に関しては、淳熙八年（一一八二）九月、故郷に蟄居中の作「中夜起出門、月露浩然、帰坐灯下有賦（中夜起きて門を出づれば、月露浩然たり、帰りて灯下に坐し賦する有り）」（巻一三）に

無才屏朝蹟 才無くして朝蹟を屏けられ  
しりぞ

有罪宜野處 罪有りて野處に宜し  
よろ

才能無きゆえに朝廷から遠く斥けられたが、罪有るうえは野に身を置くのがふさわしかろう。

とあって、自らが「罪」に問われたことが直接的に述べられる。この間の経緯について『宋会要輯稿』職官七二・黜降官九には「（淳熙八年）三月二十七日、提挙淮南東路常平茶塩公事陸游罷新任、以臣僚論游不自檢飭、所為多越於規矩、屢遭物議故也（淳熙八年三月二十七日、提挙淮南東路常平茶塩公事陸游は新規の任を解かれた。同僚から、陸游が身を慎まず、規則を破ること多く、繰り返し物議を醸したことを告発されたためである）」とある。<sup>16)</sup> 陸游は、淳熙七年暮れから故郷に帰っていたが、淳熙八年、彈劾を受けて転任予定であった提挙淮南東路常平茶塩公事を罷免される。右の詩句は、そのような自分自身を「有罪」の身としてとらえ、朝廷を離れて暮すことこそふさわしいと述べたものである。

事案【e】に関連して注目されるのは、淳熙七年（一一八〇）、提挙江南西路常平茶塩公事の任を終えて都（行在）の臨安に向かう途上、嚴州寿昌県（浙江省建德）にあつての作「行至嚴州寿昌県界、得請許免入奏、仍除外官、感恩述懷（行きて嚴州の寿昌県界に至りて、入奏を許し免ぜらるるを請うを得、仍お外官に除せられ、恩に感じて懷を述ぶ）」（巻一三）である。

曉伝尺一到江村 晓に尺一を伝えて江村に到る

拝起朝衣漬涙痕 拝起すれば朝衣 涙痕に漬さる  
ひた

敢恨帝城如日遠 敢えて恨まん 帝城 日の如く遠きを

喜聞天語似春溫 喜びて聞く 天語 春の似く温きを  
ごと あだなか

翰林惟奉還山詔 翰林 惟だ山に還る詔を奉じ  
かえ

湘水空招去国魂 湘水 空しく国を去る魂を招く

聖主恩深何力報 聖主 恩深く 何の力ありてか報いん

時從天末望修門 時に天末従り修門を望む

明け方に大御言おおみことが江南の村に届けられた。跪いて押し戴けば官服は涙にぬれる。宮城が太陽のように遠いのを恨みはない。天子の言葉が春のように温もりを帯びるのを喜びとともに聞く。翰林院に仕える李白は故郷に帰すとの詔を謹んで受けた。朝廷を逐われ湘江の水に身を投げた屈原の魂は呼びもどすこと叶わない。聖明なる君は恩愛にあふれるというのにそれに報いる術はなく、天の果てより朝廷の御門を眺めやるばかり。

詩題に「入奏を許し免ぜらるるを請うを得」とあるように、朝廷での上奏を免除され、引き続き外任官、ここでは提挙淮南東路常平茶塩公事を受けられることになつたときの感慨をうたう（しかし、この後に趙汝愚の彈劾を受けて転任は実現しなかつたことはすでに述べた通り）。朝廷での上奏を免除と言えば聞こえはいいが、実態は「入朝は無用」という態の良い拒絶であり、陸游にとつては屈辱的な待遇であったであろう。事案【d】のときも入朝はかなわなかつたが、またしても同じ待遇を受けたのだ。「翰林……湘水……」二句は、李白や屈原のように朝廷を逐われ、魂を失つたかのような状態にあることを言うだろう。屈原が讒言を受けたことはすでに述べたが、李白についても李陽冰「草堂集序」（李白文集附）に「醜正同列、害能成誣（正しきを醜む同列〔大夫〕、能を害し誣を成す）」、劉全白「唐故翰林学士李君碣記」（同上）に「同列者所誣、詔令帰山（同列者の誣る所となりて、詔して山に帰らしむ）」とあるように讒言を受けて朝廷を逐われたと伝えられる。自らを屈原や李白になぞらえていることから見ても、陸游に対しても何らかの弾劾が行われたと考えられる。第二句の「涙」はそのことを悲しむ涙であろう。先にあげた「感興」詩にも「言疎卒見棄、袂有血淚痕（言疎かにして卒に棄てられ、袂に血涙の痕有り）」とあって、皇帝に放逐された者の「涙」について述べた言葉が見えたが、それにも通ずる「涙」と言つていい。

だが、本詩は、そのような皇帝の処遇を「恨む」ことはしないと言う。そのうえで、末尾に皇帝の「恩」に対する謝意を表明する。これは臣下として皇帝に仕える文人官僚に通底する考え方である。蘇軾の場合も、烏台詩禍に際して皇帝の恩愛への感謝の念を失うこととなかった。例えば、元豐二年（一〇七九）、獄中にあつての作「予以事繫御史台獄。獄吏稍見侵。自度不能堪、死獄中、不得一別子由。故作二詩授獄卒梁成、以遺子由（予事を以て御史台の獄に繫がる。獄吏 稍や侵さる。自ら度るに堪うること能わず、獄中に死して、子由〔蘇轍〕と一別するを得じと。故に二詩を作りて獄卒の梁成に授け、以て子由に遺る）」其一（巻一九）に「聖主如天萬物春、小臣愚暗自亡身（聖主 天の如く 万物は春なるに、小臣 愚暗にして自ら身を亡ぼす）」と述べるように。右の詩において陸游もまた皇帝への感謝の念を忘れてはいない。これは蘇軾や陸游に限らず、中国の「罪人の文学」に通底する要素と言えよう。

淳熙八年（一一八二）、彈劾を受けて故郷に蟄居中の作「春晚風雨中作（春晚 風雨の中にて作る）」（巻二三）もあわせて注目される。

箕踞藜床岸幅巾

何妨病酒住湖浜

藜床に箕踞して幅巾を岸ぐ

駕風浪作連三日

風に駕して浪作ること三日に連なり

掃地花空又一春

地を掃きて花空しく又た一春

樂事清宵当秉燭

事を清宵に楽しまんとすれば當に燭を秉るべし

畏途平地有摧輪

途を平地に畏るるは輪を摧く有ればなり

頽然耐辱君無怪

頽然として辱に耐うるを君怪しむ無かれ

元是人間澹蕩人

元より是れ人間澹蕩の人なり

あかさの椅子にだらしなく腰掛け頭巾をあみだにかぶる。飲んだれて湖のほとりに暮すのは悪くはない。風に乗って波が立つこと三日にわたり、地を払つて花の姿はなく、またしても春がひとつ過ぎ去る。気持ちよい夜を楽しむならば灯火を手に遊ぶがいいが、平地を走つてもびくびくするには車輪が碎けるかもしだれぬから。力無く辱めに耐え忍ぶだけが責めないで欲しい。もともとわたしは何事にもあつさりとした質なのだから。

一見、のんびりとした田舎暮らしをうたうかのようだが、意味深長な詩句が含まれていることに気づかされる。錢仲聯『劍南詩稿校注』が示唆するように、「駕風……」「畏途……」の二句は、朝廷に陸游を陥れようとする勢力があつたことを、また第七句の「耐辱」は、そのためには被つた屈辱に耐えていることをそれぞれ言うとも解されよう。

陸游は、事案【e】のため、淳熙七年未に帰郷してから五年間という比較的長い期間、郷里にて蟄居を余儀なくされる。この間に作られた詩には、「讒」を被つたことをめぐつての言葉が数多く発せられている。例えば、淳熙九年（一一八二）の作「短歌行」（巻一四）には

功名常畏誣謗興

功名 常に誣謗の興るを畏れ

富貴每同衰病至

富貴 每に衰病の至ると同にす

功名を得れば絶えず讒謗が生ずるのを怖れるし、富貴を達成すれば常に病が襲いかかる。

淳熙十年（一一八三）の作「秋夕」（巻一五）には

羈魂虚仗此詞招 羈魂 虚しく此詞に仗りて招き

病骨那禁積毀消 病骨 那ぞ積毀の消すに禁えんや

寄る辺なき魂は楚の招魂歌によつて呼び寄せようとしても甲斐なく、病んだ身は積み重なる非難に骨まで溶かされるのに堪えられない。

同「幽居書事（幽居 事を書す）」（巻一五）には

已因積毀成高臥 已に積毀に因りて高臥を成せば

更借陽狂護散才 更に陽狂に借りて散才を護らんや

積み重なる非難のため俗世を逃れて寝そべる日々を送つてゐるからには、そのうえさらに氣狂いのふりをして役立たずの才能を守るまでもなかろう。

同「書生歎」（巻一五）には

可憐秀才最誤計 憐れむべし 秀才 最も計を誤る

一生衣食囊中書 一生の衣食 囊中の書

声名纔出衆毀集 声名 繼かに出すれば衆毀集まり

中道不復能他図 中道 復た他図を能くせず

抱書餓死在空谷 書を抱き餓死して空谷に在り

人雖可罪汝亦愚 人 罪すべしと雖も汝も亦た愚なり

ああ悲しいことに、秀才たちこそは算段を誤り、一生の衣食を袋のなかの書物に頼る。少しばかり名声があがればたちまち多くの悪口が集中し、人生の途中ではもう他の計画を立てることもかなわない。書物を抱いたまま人気無い谷で餓え死にする。おまえを誇った者に罪はあるが、おまえもまた阿呆さわまりない。とある。

陸游は、事案【e】にともなう故郷での蟄居を経て、淳熙十三年（一一八六）、嚴州知事（浙江省建德）に任じられる。そして淳熙十五年（一一八八）、嚴州知事の任期が満ちると、都に召喚されて軍器少監となる。翌る淳熙十六年（一一八九）、光宗が即位、陸游は礼部郎中となり、実錄院検討官を兼ねる。比較的順調な官途を歩んだ期間と言つていいが、この間の作にも自らを「罪人」とみなす言葉は發せられている。例えば、淳熙十四年（一一八七）、嚴州知事のときの作「聞鼓角感懷（鼓角を聞きて感懷す）」（巻一八）には

時多通材臣腐儒

時に通材多きも臣は腐儒なり

妄懷孤忠策則疎

妄りに孤忠を懷きて策は則ち疎なり

欲剖丹心奏公車

丹心を剖きて公車に奏せんと欲するも

論罪万死尚有餘

罪を論すれば万死するも尚お餘り有り

雷霆願復寬須臾

雷霆願わくは復た須臾なるを寬し

許臣指陳輿地図

臣に輿地図を指陳するを許さんことを

億万遺民望來蘇

億万の遺民來蘇を望む

藝祖有命行天誅

藝祖命有りて天誅を行う

皇明如日詛敢誣

皇明日の如ければ詛ぞ敢えて誣いん

時に才ある方々は多く、わたしひとりが腐れ儒者、むやみに忠義を抱きしめているが提出する策は至らぬものばかり。この真心を抉り出して朝廷に差し出したいが、わが罪をあげつらえば万死してもなお足りない。願わくは、聖上が怒りをすみやかに鎮められ、わたくしに戦のための地図について説明することを許されんことを。億万の見棄てられた民が復活の日を待ち望んでいた。わが太祖は天命を受けて胡を討伐された。日輪のごとく聖明なる皇上に対し、どうして一心あろう。

とある。「丹心……論罪……」一句は、宋朝への忠誠心に満ちた建白書を上奏したが、そのために万死をもつても贖いきれぬ罪を負ったと言う。特定の事案を踏まえるのではなく、広く自らの「罪」が「雷霆」句以降に述べるような北方領土奪還をめざす憂国の思想を懷くがゆえのものであるとの認識を示したものだろう。ここでは、詩の言葉は皇帝に向けて発せられるかたちをとっている。そのためか、皇帝を前にしての罪悪感、いわば臣下としての「原罪」意識が「論罪万死」という定型的な句によつて表現されている。

また、この時期の詩には「讒」への怖れもまた繰り返しうたわれている。例えば、淳熙十四年、嚴州での作「照湧漫閣下池水（湧漫閣下の池水に照す）」（巻一九）には

讒波如崩山

讒波山を崩すが如し

孤迹則已危

孤迹則ち已に危うし

讒言の波は山をも崩すほど、世を避ける人生もすでに危うい。

同上「桐江行」（卷一九）には

怒嘆不復有端緒  
讒謗復た端緒有らず

讒謗何曾容辨説  
讒謗何ぞ曾て辨説を容れん

怒鳴ろうとしてももはやそのきっかけはなく、誇りの言を浴びせられても弁解の機会は与えられなくなつた。

同上「丁未除夕前二日休假感懷〔丁未の除夕の前二日　休假にて感懷す〕」（卷一九）には

怨謗相乘真市虎  
怨謗相い乗じて真に市虎のごとし

技能已尽似黔驥  
技能已に尽きて黔驥に似る

怨みや非難は相手の弱みにつけ込み虎のように猛り狂うが、我が才能は黔のロバのように見かけ倒してすからかん。

淳熙十五年（一一八八）、嚴州知事の任期満ちて一時的に帰郷していたときの作「閑中戯書（閑中に戯れに書す）」（卷一〇）には

病骨未銷譏未已  
病骨未だ銷えざれば譏未だ已まず

聊須周易著床頭  
聊か周易を須て床頭に著せん

病んだ骨がまだ消え去らないためか、骨をも溶かすという讒言はなお止まぬ。まずは「周易」を枕頭に置いて繙くことにしよう。

淳熙十六年（一一八九）、臨安に招かれ礼部郎中をつとめていたときの作「儀曹直廬」（卷一二）には

讒波雖稽天  
天に稽ると雖も

未遽妨人狂  
未だ遽かに人の狂なるを妨げず

讒言の波は天にとどくほどだが、まずは変人のふりでもしておけばいいだろう。

とある。蟄居の状態を解かれ、新たに官職を与えられたものの、あるいは与えられたからこそと言うべきか、陸游の念頭から讒言の影が完全に消え去ることはなかつたものと見える。事実、順調な官途を歩むかと見えたが、淳熙十六年には諫議大夫何澹の弾劾を受け礼部郎中・兼実錄院檢討官を罷免されて帰郷する。すなわち、事案【f】である。

事案【f】によつて帰郷した後の陸游の詩には、弾劾を受けたことの影をあちこちに見て取れる。例えば、紹熙二年（一一九二）の作「新

秋感事（新秋 事に感ず）其一（巻二三二）には

志存天下食不足　志　天下に存すれば食は足らず

節慕古人讒愈來　節　古人を慕えば讒<sup>いよいよ</sup>愈<sup>よ</sup>来る

天下のこととに貢献しようと志せば貧しくて食にも事欠き、古人の節義にあつがれれば讒言がますます多く押し寄せる。

とあって、理想の生き方を目指そとすればするほど窮地に陥ると述べる。ここに言う「讒」は直接には何澹の弾劾を念頭に置いて言つたものと考えていいだろう。同詩の其二には

強顏未忍乞播祭　強顏　未だ播祭を乞うに忍びず

積毀僅逃輸鬼薪　積毀　僅かに鬼薪を輸すを逃る

厚顏とはいえ靈前<sup>みたまや</sup>の供え物をねだるようなことはできず、山のような誇りを受けながらも、からうじて御靈屋に献げる薪を狩る罰を逃れることができた。

とある。「播祭を乞う」とは、死者への供え物の食物をめぐんでもらうこと。失職者のみじめな暮らしぶりをいう。「鬼薪を輸す」とは、宗廟のための薪を刈ること。一種の刑罰として課された労働。<sup>(18)</sup>ここでは薪狩りの罰を逃れたと言うが、それは言葉の綾であつて、自らに對して何らかの罰が下されたことを意識しているからこそその物言いだろう。陸游が自らを罪人として意識していたことを示す言葉と見るべきである。

淳熙十六年の弾劾事案【f】については、後に晩年の嘉泰年間にも振り返つて述べた作がある。例えば、嘉泰元年（一二〇二）の作「中夜睡覚、両目毎有光、如初日歴照物。晁文元公自謂養生之驗、予則偶然耳。感而有作（中夜 睡りより覺むれば、両目 每に光有りて、初日の歴歷として物を照らすが如し。晁文元公は自ら養生の驗と謂うも、予は則ち偶然たるのみ。感じて作る有り）」（巻四七）には

六十帰為郎　六十　帰りて郎と為り

数月草章奏　数月　章奏を草す

夫豈或使之　夫れ豈に之を使<sup>あ</sup>むる或<sup>あ</sup>らんや

擊去惟恐後　擊去すること惟<sup>あ</sup>だ後<sup>お</sup>るるを恐るのみ

嗟彼亦何心　嗟<sup>ああ</sup>彼　亦た何の心ぞ

喜愠出邂逅

喜愠  
邂逅に出ず

還山惟自訟

山に還りては惟だ自ら訟め

衡茅屏幽陋

衡茅  
幽陋を屏う

齡六十あまり、都にもどつて礼部の郎中となり、数ヶ月にわたつて奏上の文書を起草した。だが天が命じたわけでもないだろに、周りに後れじとばかりに、わたしを排撃しようとする者があらわれた。ああ、あの人たちはいかなる心持ちなのか、好むか憎むかはまさに遇然の巡り合わせ。故郷の山に帰つてからはただ自分を責める毎日、冠木門に茅葺きの屋根、粗末な家でひつそりと暮した。

とある。彈劾を受けて、故郷に帰つて蟄居することを余儀なくされた経緯について述べている。「或使之」は、『孟子』梁惠王下の「行或使之、止或尼之。行止、非人所能也。（行くも之を使むる或り、止まるも之を尼る或り。行くと止まるとは人の能くする所に非ざるなり）」を踏まえていよう。『孟子』の一節は、人の行動は天の指図によつて決められるという一種の運命論を説いたもの。「夫豈……」以下の四句は、自らが弾劾を受けたのは天の配剤ではなく、たまたま出会つた人物の惡意を買つてしまつたからだと述べたものか。天の配剤ならばまだ受忍できるが、出会つた人物の気持ち次第だというのではやりきれない——このような苦法に満ちた後悔の念を滲ませた言葉と解せるのではないだろうか。

また、嘉泰二年（一二〇二）の作「贈洞微山人（洞微山人に贈る）」（巻五）には

我年六十四

我が年  
六十四

獲譴輸鬼薪

譴を獲て鬼薪を輸す

束書出東門

書を束ねて東門を出で

揮手謝国人

手を揮いて国人に謝す

我が齡六十四にして、責めを受けて薪刈りの罰を課された。書物をまとめて宮城の東門を出、手を振つて都の人々に別れを告げた。

とある。弾劾を受けたことを「譴（譴責）を獲」ととらえ、それによつて「鬼薪」の罰を課され朝廷を逐われたと言つてゐる。前掲の「新秋感事」詩と同じく「鬼薪を輸す」という表現が見られる。「新秋感事」では、言葉の表面上は「鬼薪」の罰を逃れたと言つていたが、ここでは明確にその罰が下されたと言つてゐる。

淳熙十六年（一一八九）の彈劾事案【f】以降の二十年間、陸游は一時的に朝廷に出仕することはあるが、基本的に故郷にて晩年期を過ごす。官界を退いたとはいえ、陸游は「讒」とそれによつてもたらされる「罪」への怖れから完全に逃れることはできなかつた。以下、そのことにふれた晩年期の詩の言葉をあげておこう。例えば、紹熙三年（一一九二）の作「次韻范參政書懷（范參政〔范成大〕の懷を書すに次韻す）」其十（巻三四）には

平生愛睡如甘酒 平生 睡りを愛すること酒を甘むが如し  
晚歲憂讒劇履冰 晚歲 謗を憂うこと氷を履むよりも劇し

これまでまるで酒を好むように眠るのが好きだつた。年老いた今、氷の上を歩むよりもビクビクと讒言に怯えている。

同上「遣興（興を遣る）」（巻二五）には

讒深只有天堪問 謗深くして只だ天の問うに堪うる有るのみ

憂極渾無地可埋 要極まりて渾て地の埋むべき無し

ひどい讒言を被り、ただ天に向かつて我が運命を問いただすばかり。憂いは深く、それを埋められる土地はどこにもない。

紹熙五年（一一九四）の作「太息」（巻三〇）には

避禍帰猶困 禍を避けんとして帰れば猶お困しみ

憂讒默亦非 讖を憂えて黙ずるも亦た非なり

禍が降りかかるのを避けようと故郷に帰つてはみたがやはり苦勞ばかり、讒言を怖れて黙つていてもうまくいかない。

慶元元年（一一九五）の作「属疾（疾を屬く）」（巻三四）には

讒欺薄命深消骨 謗 薄命を欺りて深く骨を消し

憂集窮途斷魂 要 穷途に集まりて黯に魂を断つ

讒言は幸薄い我が運命を嘲笑うよう骨を激しく損ない、憂いは困窮した我が人生に押し寄せ魂を深く傷つける。

慶元四年（一一九八）の作「感旧」（巻三八）には

小人謗傷実不根 小人の讒傷 実に根あらず

妄指拱璧求瑕痕 妄りに拱璧を指して瑕痕を求む

小人の讒言には根拠などありはしない。好き勝手に大きな宝玉を眺めまわしてあらを探す。

嘉泰元年（一二〇二）の作「悲歌行」（巻四七）には

嗟予一世謗謗藪嗟予一世謗藪を踏む

洶如八月秋江濤洶くこと八月秋江の濤の如し

ああ、我が人生は、讒謗の藪に踏み込んだようなもの。讒言が秋八月の長江の波のように湧き起つる。

嘉泰二年（一二〇二）、臨安に一時的に実録院同修撰兼同修国史として仕えていたときの作「雜興十首、以『貧堅志士節、病長高人情』為韻（雜興十首、「貧は志士の節よりも堅く、病は高人の情よりも長し」〔白居易〕を以て韻と為す）」其四（巻五二）には

少年喜結交 少年 交わりを結ぶを喜び

患難謂可倚 患難 倚るべしと謂えり

寧知事大謬 寧くんぞ知らん 事大いに謬りて

親友化虎兕 親友 虎兕と化すを

出仕五十年 出仕すること五十年

危不以讒死 危うく讒を以て死せず

始畏囊中錐 始めて囊中の錐を畏る

寧取道傍李 寧くんぞ道傍の李を取らん

若きころは仲間との交わりを好み、危難のときこそ頼りになると思っていた。いつたん失敗を犯せば親友さえも虎や犀に姿を変えるとは思いもよらなかつた。

出仕した五十年、讒言で死にかけたが何とか生きながらえた。それからというもの、袋のなかの錐のように突き出る（目立つことで嫌われる）のを怖れ、道ばたのスモモを取ろうとはしない（簡単に手に入る物にまともな物はないので、それに手を出そとはしない）。

嘉泰四年（一二〇四）、故郷山陰に帰つての作「陌上」（巻五六）には

天將耄齒償貧悴 天は耄齒を将もつて貧悴を償い

身坐虚名掇謗傷 身は虚名に坐して謗傷を掇る

天は貧しく衰えたわたしに八十の長寿を授けて穴埋めしてくれたが、なまじ名声を得たばかりに謗傷中傷を被るはめとなつた。

同上「送辛幼安殿撰造朝（辛幼安殿撰の朝に造るを送る）」（卷五七）には

古来立事戒軽發 古来 立事 軽發を戒む

往往讒夫出乘鱣 往往 謗夫 鰐に乘ずるに出ず

古來、事を成し遂げるには軽はずみを戒めてきた。讒言をなす者は隙に乗じて幅をきかせるものなのだ。

同上「懷昔（昔を懷う）」（卷五九）には

罟獲縱橫真脫命 罟獲 縱横たりて真に脱命

風波湧洞尚餘威 風波 湧洞たりて尚お威を餘す

多くの罠があちこちに仕掛けられているなか何とか命拾いした。官界の荒波は激しく逆巻き今なお威力は衰えない。

嘉定元年（一二〇八）の作「貧居即事」（卷六三）には

終年飢過半 終年 飢えは半ばを過ぎ

動歩謗居前 動歩 謗は前に居る

我が人生のほとんどは飢えのなか、何かすれば謗誑がつねに目の前にやつてくる。

同上「覽鏡（鏡を覗く）」（卷七九）には

無功博一飽 功の一飽を博する無く

有罪当万坐 罪の万坐に当たる有り

老境最堪笑 老境 最も笑うに堪えたり

作計日益左 計を作すに日に益す左う

腹を満たすに足る功績もなく、數えきれぬほどの大罪を負っている。古いの暮らしはおかしいこと極まりない。せつかくの算段も日ごとますます食い違つて

ゆくのだから。

同上「排闥（闇を排す）」（巻八〇）には

不知獲罪由

知らず 罪を獲し由

動輒被訶譴

動けば輒ち訶譴を被る

……（中略）……

么然性命微 么然として性命は微かなり

日畏讐口煽

日び讐口の煽るを畏る

わからぬ、どうして罪に問われたのか。何かすると、すぐに批判を招いてしまう。……弱々しく微かなこの命、日々、讐言が煽られ燃えあがるのに怯えている。ある特定の事案に即したものも含まれるかもしれないが、多くは日頃、抱いている思いを述べたものと解すべきだろう。陸游が、引退後も罪や讐言を怖っていたこと、自らの人生を罪や讐言に翻弄された人生としてとらえて怨み悲しんでいたことがわかる。<sup>(20)</sup>

果たして、陸游の罪や讐言への怖れは現実のものとなる。嘉定二年（一二〇九）、陸游は韓侂胄と結託したとして弾劾を受け宝謨閣待制の官位を剥奪されるに至る。すなわち、事案【g】。同年の作「春日登小台西望（春日 小台に登りて西望す）」（巻八一）に次のような言葉が発せられるのは、本事案を受けてのことであろう。

乞身七年罪未除 身を乞うて七年 罪 未だ除かれず

君恩尚許寬嚴譴 君恩 尚お嚴譴を寛ぐするを許さる

致仕を願い出てから七年たつが罪はまだ除かれない。聖上は恩愛によつて罰を緩めてくださつた。

「乞身」とは、辞職を願い出ること。陸游は、嘉泰三年（一二〇三）に致仕を願い出て、翌四年に許可されている。<sup>(21)</sup>「七年」とは、嘉泰三年から数えての年数を言う。「罪未除」とは、権力者韓侂胄と親しく交わり、その政策を支持したことにもなう罪について述べたものだろう。致仕しても、背負つた罪は消えることはない、と。開禧二年（一二〇六）、韓侂胄は北伐を発動するも、敗れて没する。金との間には「開禧和議」が結ばれるが、屈辱的な条約であった。韓侂胄の評価は地に墜ち、嘉定年間には実権を握った史彌遠により、韓侂胄一家への攻撃が行われるにまで至る。その一環として、陸游も弾劾を受け、宝謨閣待制の官位を剥奪された。「君恩……」一句は、その官位を剥奪されたことを、罰を軽くしていただいたと表現したもの。「嚴譴を寛ぐす」は罷免されたことを婉曲にいう一種の定型表現。要

するに、右の二句は「罪は大なるも責は軽し」（前掲の蘇軾「与王定国四十一首」其二）——罪は重いのに罰は軽くしていただいたという趣旨を述べたものだろう。<sup>(22)</sup> 本詩は、死の前年の作。死の直前に至っても、陸游はなお政治の闘争と無縁ではありえず、「罪」を背負わなければならなかつたのだ。

以上に述べてきたことに関連して、ここではさらに陸游が自らを「楚囚」、すなわち囚われの身にある罪人と表現した例の一部をあげておこう。先に蘇軾が自らを「楚囚」として認識し、表現する言葉をあげたが、陸游にも同様の言葉は数多く見られる。例えば、乾道六年（一一七〇）、興元府へ赴く道中の作「黃州」（巻二）に「局促常悲類楚囚、遷流還歎學齊優（局促として常に楚囚に類するを悲しみ、遷流して還た齊優を学ぶを歎く）」<sup>(23)</sup>、淳熙元年（一一七四）、蜀州（四川省崇州）での作「秋色」（巻五）に「一段淒涼傍酒盃、中年剩作楚囚哀（一段の淒涼 酒盃に傍い、中年 剩に楚囚の哀しみを作す）」、紹熙五年（一一九四）、故郷山陰での作「遺懷」（巻三〇）に「暮年世事転悠悠、攬涕悽然類楚囚（暮年 世事 転た悠々たり、涕を攬りて悽然たること楚囚に類す）」、慶元五年（一一九九）、故郷での作「暮秋遣興」（巻四）に「方傾意氣輕秦俠、俄困悲傷類楚囚（方に意氣を傾けて秦俠「武侠の地たる秦の豪傑」を軽んずるも、俄かに悲傷に困みて楚囚に類す）」とあつて、生涯を通じて「楚囚」としての我が身に対する悲哀を述べている。<sup>(24)</sup>

最後にもうひとつ、陸游の「罪人」意識に関して注目すべき作品を読んでおきたい。事案【e】および【f】に関して作られた「予年間両坐斥罪、雖擢髮莫數而詩為首、謂之嘲詠風月、既還山遂以風月名小軒且作絕句（予十年の間 両び斥罪に坐す、擢髮 数うる莫しと雖も詩を首と為し、之を風月を嘲詠すと謂う、既に山に還りて遂に風月を以て小軒に名づけ且つ絶句を作る）」（巻二二）、紹熙元年（一一九〇）秋、故郷山陰での作である。

まず、本詩の題について確認しておこう。淳熙八年（一一八二）に提挙淮南東路常平茶鹽公事を免ぜられた一件（事案【e】）と、前年の淳熙十六年（一一八九）に諫議大夫何澹の弾劾を受けた一件（事案【f】）、合わせて二度の弾劾事案について、この詩題では「両坐斥罪」と言つている。それに続けて、詩題には「雖擢髮莫數而詩為首」とある。「擢髮 数うる莫し」とは、犯した罪が数え切れないほど多いこと。<sup>(25)</sup> 「詩を首と為す」とは、自らが犯した数多くの罪のうち最大の罪は詩にあると言う。おそらく、陸游の書いた詩のなかに時の権力者に対する批判が含まれていると見なされ、それを咎められたのだろう。そして、かかる作詩行為が「嘲詠風月」と言われたという。これは、自然の風物を詠じた詩に諷諭の意を込めるここと、そしてその詩が誹謗として受けとめられたことを意味していよう。こうして作詩を

理由に弾劾された陸游は、それをいわば逆手に取り、諧謔を込めて自らの隠居場所に「風月」と名づけた。この命名には、自らの愚かさに対する自嘲と権力に対する反発とが交錯した複雑な心情を窺うことができる。

詩は二首あつて、第一首は次のようにうたわれる。<sup>(26)</sup>

扁舟又向鏡中行	扁舟	又た鏡中に向て行き
小草清詩取次成	小草	清詩 取次に成る
放逐尚非餘子比	放逐	尚お餘子の比に非ず

清風明月入台評 清風 明月 台評に入る

ふたたび小舟に乗り鏡のよう広がる水面を行く。草書の筆を走らせれば清らかな詩が手あたり次第に次々とできあがる。わたしの場合、朝廷を逐われたのはほかの人とは異なつていて、清々しい風や輝く月をうたつた詩が御史台であげつらわれたのだから。

転句は、自らの「放逐」が作詩を罪に問われたものである点で通常の「放逐」と異なると言ふ。末句の「清風明月」とは、詩題の「風月を嘲詠す」を受けていよう。「台評に入る」とは、諷諫の意を込めた詩が御史台（台諫）の査問対象となつたことを言う。管見の限り、陸游の詩が御史台の査問対象となつたことを明確に記した資料は存在しない。詳細については今後の課題としなければならないが、陸游の作詩活動が弾劾の誘因のひとつとなつたことを述べたものであろう。なお、こうして陸游が自らの作詩行為と「罪」とを関連づけているのは、蘇軾の詩禍が意識されていると言えるかも知れない。

右の詩の題や本文、とりわけ「擢髮 数うる莫しと雖も詩を首と為す」「風月を嘲詠す」「清風 明月 台評に入る」といった言葉には、陸游にとっての「罪」という問題を考えるうえで、極めて興味深い認識があらわれている。それはどのような点で興味深いのか。ひとことで言えば、陸游の「詩人の自覚」（詩人としての自覚）が、ここにもまた屈折したかたちであらわれている点で興味深いのだ。

陸游における「詩人の自覚」とは、小川環樹氏の所説。<sup>(27)</sup> 小川氏は、乾道八年（一一七二）、陸游が四川宣撫使王炎の幕僚から成都府路安撫使司参議官に転任する途上の作「剣門道中遇微雨（剣門道中 微雨に偶う）」（卷三）に「衣上征塵雜酒痕、遠遊無處不消魂。此身合是詩人未、細雨騎驢入劍門（衣上の征塵 酒痕を雜え、遠遊 处として消魂せざる無し。此の身 合に是れ詩人なるや未だしや、細雨 驢に騎りて剣門に入る）」とあるのに着目して、おおむね次のように説いている。憂国の士として天下国家のために貢献したいと志していた陸游は、四川宣撫使の

王炎のもとで北方領土回復の念を昂ぶらせていたが、王炎の幕府が解散となつたため転任を余儀なくされる。いわば梯子をはずされたかこうとなつた。その失意の旅にあって作られた本詩には、憂国の士としての夢が破れ、もはや単なる詩人として生きてゆくしかない我が身のふがいなさ、あるいはそのような境遇に追い込まれた運命の皮肉に対する、寂寞・悲哀を含んだ自嘲ないしは諦念が表現されている、と。かかる屈折した自己認定を指して、小川氏は「詩人の自覚」（詩人として生きてゆくしかないという覺悟）と呼んだのである。<sup>(28)</sup>

この「劍門道中遇微雨」詩を、その二十年近く後に作られた右の「予十年間両坐斥罪……」詩と並べて読むとき、次のようなことが言えるのではないだろうか。「劍門道中遇微雨」において「詩人の自覚」を抱いた陸游は、その後も詩を書きつづけてゆくが、結局のところ、それらの作は「罪」に問われることになつてしまつた。「詩人の自覚」はついに報われることはなく、さらに追い打ちをかけられたのだ。しかし、だからといって陸游は作詩を断念しようとはしない。むしろ、作詩への意志を昂ぶらせている。その意味では、ここにあらわれているのもまた一種の「詩人の自覚」と言うことができる。陸游は、その生涯を通じて、このように複雑に屈折した「詩人の自覚」を繰り返し自らに言い聞かせつづけたのである。

以上、蘇軾と陸游が、自らを「讒」による彈劾によつて罪に問われた罪人として認識していたことを見てきた。では、こうした「罪」「罪人」認識と、本稿で取りあげるもうひとつの問題「田園」とはどのように関わつていたか、章を改めて検討してみたい。<sup>(29)</sup>

## 田園

蘇軾が罪に問われた烏台詩禍に際しては、多くの知友が連座した。弟の蘇轍（一〇三九—一一二一）も連座し、筠州塩酒税（江西省高安）に貶謫となる。黃州（湖北省黃岡）に貶謫されていた蘇軾は、筠州の蘇轍との間で比較的頻繁に詩や書簡をやりとりしていた。もちろん、大っぴらにではなく秘やかなかたちではあるが。次にあげる「聞子由為郡僚所據、恐當去官（子由 郡僚の據むる所と為り、恐らくは<sup>冬至</sup>に官を去るべしと聞く）」（『蘇文忠公詩合注』卷二二）もそのひとつ。蘇軾における「罪」と「田園」の関係について考えるうえで注目すべき重要な作品である。

本詩は、元豐六年（一〇八三）の作。詩の題を見ると、当時、蘇轍は同僚によつて彈劾され、免官となりかねない状況に追い込まれてい

たようだ。その知らせを聞いた蘇軾は、本詩を書いて蘇軾に送り、自らの思いを伝えたのである。蘇軾が弾劾された事案はどのようなものだったのか。『続資治通鑑長編』<sup>(30)</sup>卷三三七・元豐六年秋七月の條には「国子司業朱服言『……有筠州學策題三道、乖戾經旨。今錄進呈』。於是礼部言『……其筠州權教授監本州酒稅蘇軾、乞令本路別差官兼管勾』。従之（国子司業の朱服は次のように報告した。「……筠州權教授・筠州鹽酒稅の蘇軾については、本路〔江南西路〕に命じて別の官に代理で兼任させることを要望する」。それに従つて処置された）とある。また、沈欽韓『蘇詩查注補正』（『心矩齋叢書』本巻）には「按、此必子由攝教授、發策背王氏新經、郡僚以騰布于朝。詩所云或為是也（蘇軾が州学の教授を兼務したときに課した策題に王安石の新學〔『三經新義』〕の教理に背くところがあつたため、州の同僚がそれを朝廷に広めたに違ひない）。本詩の内容は、この出来事に由るものであろう」とある。筠州州学教授を兼任する蘇軾が作成した策題に新法党の領袖王安石の経学に背馳する内容が含まれていたため、州の同僚から弾劾を受け、その罷免が検討されることになつたようだ。経緯の詳細については不明だが、蘇軾に対する何らかの弾劾がなされ、それによつて蘇軾が苦境に陥つたことは間違いないだろう。結果として、蘇軾は州学教授を罷免されるに至る。

かかる状況を受けて、蘇軾「聞子由為郡僚所据、恐當去官」詩は次のようにうたわれる。

少学不為身

少くして学ぶは身の為ならず

宿志固有在

宿志 固より在る有り

雖然敢自必

然りと雖も敢えて自ら必ひつとせんや

用舍置度外

用舍 度外に置く

天初若相我

天 初めは我を相くるが若く

發跡造宏大

跡を発して宏大に造らしむ

豈敢負所付

豈に敢えて付する所に負かんや

捐軀欲投会

軀みを捐てて投会せんと欲す

寧知事大繆

寧いすくんぞ知らん 事大いに繆り

拳歩得狼狽

拳歩 狼狽するを得るを

我已無可言 我 已に言うべき無し

墮覩難追悔 墮覩 追悔し難し

子雖僅自免 子 僅わす自かに免がると雖も

鶏肋安足賴 鶏肋 安くんぞ頼るに足らんや

低回畏罪罟 低回 罪罟を畏れ

覜勉敢言退 覜勉 敢えて退くと言わん

若人疑或使 若の人 使せしむる或りて

為子得微罪 子の為に微罪を得しむるかと疑う

時哉帰去來 時なるかな 帰り去り来なれ

共抱東坡耒 共に東坡の耒を抱かん

若きころより学問に励んだのは自分のためではない。世のために尽くそうとの初志はしかと抱いていた。とはいえ、必ずしもそれにはこだわらず、官として用いられるか否かは考慮の外に置いてきた。すると、天はわたしを助けてくれたようだ。世に出て大いなる成果を達成するように、と。わたしは、天の付託に背こうとは思わず、この身を抛つても応えようと願つた。ところが、思いもよらず大きなしくじりを犯し、何をしても狼狽うろたえるようなはめに陥つた。もはや、わたしに言うべきことはない。落とした覩こゝりをあとから悔やんでみても仕方ない。おまえは、からうじてわたしのような苦境に陥るのは免れたけれども、鶏のあばら骨のようなつまらぬものにしがみついてはいけない。ぐずくずと罪を犯すのを怖れて、あくせくと役目に励んで引退を口にせずにいる。あの人は、たぶん天の指図を受けたのだろう、おまえにわざわざ微罪を負わせようとしたのではないだろうか。いまこそ時は訪れた。帰ってくるがよい。いつしょに東坡の田で鋤すきを手にしようではないか。

前半の十二句は、蘇軾自身のことを述べる。第一句から第八句は、官としての自負と努力について述べ、第九句から第十二句は、官としての挫折（特に烏台詩禍）について述べる。そのうえで、後半部には、蘇軾への呼びかけの言葉を連ねる。「子雖……鶏肋……」二句は、蘇軾は自分のようなひどい挫折は免れているが、しかし今の立場に安穏としていてはいけない、と言う。これに続く第十五句～十八句は、やや難解である。解釈に搖れが見られる作であるので、以下、少し詳しく述べておこう。

「低回……鼴勉……」二句は、『詩經』の詩句を踏まえていると考えられる。第十五句の「罪罟を畏る」は『詩經』小雅「小明」の「念彼共人、涕零如雨。豈不懷帰、畏此罪罟」（彼の共人を念えれば、涕零つること雨の如し。豈に帰るを懷わざんや、此の罪罟を畏る）を踏まえていよう。「小明」は、毛詩序に「大夫悔仕於乱世也（大夫 亂世に仕つるを悔ゆるなり）」とあつて、乱世に仕える者の憂いをうたつた作。右の四句は、行役に出た大夫が慕わしき人（共人）に会うため故郷に帰ろうと願つてゐるが、帰郷することによつて罪に問われ罰されるのを怖れて躊躇つてゐると言ふ。また、第十六句は、『詩經』小雅「十月之交」の「鼴勉從事、不敢告勞。無罪無辜、讒口囂囂（鼴勉として事に従い、敢えて勞を告げず。罪無く辜無くして、讒口囂囂たり）」を踏まえていよう。「十月之交」は、毛詩序に「大夫刺幽王也（大夫 幽王を刺るなり）」とあつて、やはり乱世に仕える者の憂いをうたつた作。右の四句は、労苦を厭わず一生懸命に職務に励む大夫が、実際には無実（無罪・無辜）であるにもかかわらず、多くの讒言にさらされている、と言う。以上を踏まえるならば、「低回……鼴勉……」二句は、蘇軾がぐづぐづと今の役職に留まつたまま、任務を離れることで罪に問われるのを怖れ、讒言を受けたにもかかわらず、職務に勉め励んで引退しようとしないことを述べたと考えられる。

続く第十七句の「若の人」は、詩題に述べる「郡僚」、すなわち蘇軾を告発した者を指していよう。<sup>(31)</sup>また、同句の「或使」は、『孟子』梁惠王下の「行或使之、止或尼之。行止、非人所能也（行くも之を使ひる或り、止まるも之を尼る或り。行くと止まるとは人の能くする所に非ざるなり）」、人の行動は天の指図によつて決められるということを説いた言葉を踏まえている。要するに「若人……為子……」二句は、蘇軾を告発した同僚は天の意思を受け、蘇軾のために良かれと思つて微罪を与えたと言つてゐると考えられる。第十八句には「子の為に」とあるが、ここには次のような意が込められてゐよう。同僚の告発によつて微罪を負つたのは、むしろ天の良き計らいと考えるべきである、と。この、蘇軾らしい捻りの利いた逆説的な言い方によつて、蘇軾をなぐさめたのである。

前掲の陸游「中夜睡覚、両目毎有光、如初日歴歴照物。晁文元公自謂養生之驗、予則偶然耳。感而有作」（『劍南詩稿校注』卷四七）は、諫議大夫何澹の彈劾を受け礼部郎中・兼実錄院檢討官を罷免されたときのことを振り返つて、蘇軾と同じく『孟子』梁惠王下の言葉を踏まえ「夫豈或使之、擊去惟恐後（夫れ豈に之を使ひる或らんや、擊去すること惟だ後るを恐るのみ）」——天が命じたわけでもないのに官界から排撃されたと述べていた。較べてみると、蘇軾と陸游とではやや異なる方向性の結論を述べている。一方は天の配剤を認め、一方はそれを否定ないしは相対化する。だが、官界で弾劾を被つたことを『孟子』の天の配剤をめぐる議論を踏まえてどちらようとする点では共通す

る（陸游が「中夜睡覚……」詩を書いたときに、蘇軾の詩を念頭に置いていた可能性は高いだろう）。天の思し召しか否か——人は不幸な出来事に遭遇したとき、この種の問い合わせを問うことと否応なく強いられるものではないだろうか。前掲の陸游「遣興」（巻二五）が「讒深只<sup>おほ</sup>有天堪問（讒深くして只だ天の問うに堪うる有るのみ）」と述べるように。蘇軾も陸游も、身に覚えのない罪に問われるという不運に遭遇したときに、天の意思を問う言葉が思わず口を衝いて出たのだろう。

蘇軾「聞子由為郡僚所据、恐當去官」詩は、以上を受けて最終的に蘇軾に向け次のように呼びかける。今回、弾劾されたのは良い機会だから、讒言を怖れて暮らさなければならない官界など棄て去つて、自分の暮らす「東坡」でいっしょに田畠を耕そう、と。この「東坡」とは、蘇軾が貶謫の地黄州で開墾した田地であるが、同時に、官界の対極に位置する「隠逸」の場を象徴する一種の「田園」空間でもある。古来、中国の士人にとっての隠逸の場はさまざまであるが、その最たる場のひとつが田園であるだろう。<sup>(32)</sup>ここで蘇軾が隠逸の場として提示するのは、「東坡」という農耕に勤しむ田園空間である。

ちなみに、元豐年間、黄州にあつて書かれた蘇軾の尺牘「与李公択十七首」其六（『蘇軾文集』卷五）には

舍弟得信、无恙。但因議公事、為一倅所怒、日夜欲傾之、念脫去未能爾。子由拙直之性、想深知之、非公孰能見容者。然實無他爾、而人或不亮。牢落如此、為一農夫而不可得、豈復有意与人争乎。亦不足言、聊可一笑而已。

弟蘇轍はすでに貴兄の便りを受け取ったこと、恙なきようです。ただ、国の中政向きのことで意見を主張したために、ひとりの通判の怒りを招き、日夜、貶められており、抜け出そうにも抜け出せないようです。蘇轍の愚直な性格は、貴兄もよく存知の通りです。貴兄のような方でなければ、受け入れてはもらえないでしょう。とはいって、彼には特に他意はないのであって、人はそれをわかつてくれないのであります。これほどまでに落ちぶれたからには、農夫にすらなれないでしょう。どうして、他人と争う気になれましよう。言うにも値せぬことを申してしまいました。どうぞお笑いください。

とあって、蘇轍の良き理解者である李常（字公択）に向けて、筠州通判の某氏から攻撃を受けた蘇轍が、それを逃れようとしても叶わずにいることを述べる。そのうえで言う。蘇轍は、落ちぶれて一介の「農夫」にすらなれないのだから、他人と争う意思もないだろう、と。張志烈・馬德富・周裕鎧主編『蘇軾全集校注』は、本尺牘は右の詩と同じ出来事を述べたものとするが、おそらくそのように解すべきだろう。その意味で興味深いのは、右の詩と同じく、官界の矛盾を抜け出すためのあり得べき方途のひとつとして「農夫」となることが示されている点である（その実現可能性は少ないという言い方であるが）。

蘇軾「聞子由為郡僚所据、恐当去官」に見られるような、讒言とそれによる無辜の罪が渦巻く官界とかかる災厄を逃れ得る隠逸・農耕の地としての田園、という二項対立の図式は、中国の士人社会にあつては古くから行われてきたものである。例えば、漢の楊惲が彈劾を受け故郷に蟄居中に友人の孫会宗に与えた書簡「報孫会宗書（孫会宗に報ゆる書）」（文選）（胡刻本）卷四<sup>(33)</sup>には

已負窃位素飧之責久矣。懷祿貪勢、不能自退。遂遭變故、橫被口語。身幽北闕、妻子滿獄。當此之時、自以夷滅不足以塞責。豈得全其首領復奉先人之丘墓乎。伏惟聖王之恩、不可勝量。君子遊道、樂以忘憂、小人全軀、說以忘罪。窃自念、過已大矣、行已虧矣、長為農夫、以沒世矣。是故身率妻子、戮力耕桑、灌園治產、以給公上。

役立たずのまま職位にあることすでに久しくなりました。虚しく禄を食ひ權勢にしがみつき、退くことができずになりました。その結果、ついに禍に巻きこまれ、でたらめな讒言を被りました。わたしは宮城の北門に幽閉され、妻子はみな獄に囚われました。このときにあたって、たとえ誅殺されたとしても罪の責めをふさぐことはできません。どうして生きながらえて祖先の墓参りができるでしょうか。伏して思いますに、聖上のご恩は計り知れません。そのおかげで、君子は道に遊び、楽しんで憂いを忘れ、小人は我が身を全うし、喜んで罪を忘れるのです。そこで、畏れ多くも心に思うのです。我が過ちはあまりにも大きく、行いは欠けるところ多く、これからは農夫となつて、生を終えたいと。そこで、妻子を引き連れて、力を合わせて農耕に勤しみ、田畠を耕し家産を治め、国家に税を納めようとしたのです。

とあつて、官界で「口語」すなわち讒言を受けて獄に繫がれる罪に問われたため、官界を去つて帰隱し農耕に勤しもうとしたということが、自らの体験に即して述べられている。蘇軾の件の詩は、こうした「罪」と「田園」の二項対立図式を明確に表現したものと言える。

党争が頻発した宋代にあつて、右のような「罪」と「田園」の図式は広く語られていたと考えていい。例えば、蘇軾と密接な関係を有していたことにより元祐党籍に入れられ排斥された李之儀（一〇四八—一二八以後）は、当塗（安徽省当塗県、李之儀はこの地に父祖の墓を移していた）に蟄居中の政和五年（一一一五）、「路西田舎示虞孫小詩二十四首」（『姑溪居士後集』（文淵閣四庫全書本）卷一二）の自注（後序）に「余既触罪罟、遂与時忌。求所以寄其餘生者、無如躬耕為可樂（余既に罪罟に触るれば、遂に時に忌まる。其の餘生を寄する所以の者を求むれば、躬耕して樂しむべきを為すに如くは無し）」——官界での「罪罟」を負ったからには余生を田園での「躬耕」に託したいと述べている。<sup>(34)</sup>

同様の図式は、陸游の詩において、より鮮明なかたちをとつて繰り返し表現されてゆく。前掲の陸游「中夜起出門、月露浩然、帰坐灯下有賦」（卷一三）に「有罪宜野處（罪有りて野處に宜し）」——「罪」に問われた者にとつては「野處」＝田園生活こそふさわしいと述べる

のは、その図式を一句に凝縮したものと言える。このほかにも、例えば紹熙二年（一一九二）、故郷山陰にあつての作「晨興」（巻三三）には

未旦鶏三号

未だ旦ならずして鶏 三たび号び

将旦鶏群鳴

将に旦ならんとして鶏群鳴く

湖陂地曠快

湖陂 地は曠快にして

頗渠聞此声

頗る渠しむ 此の声を聞くを

回首官遊日

首を官遊の日に回らせば

鈴索攬五更

鈴索 五更に攬す

未言簿書勞

未だ簿書の勞を言わざるも

讒謗隨日生

讒謗 日に隨いて生ず

一飢百憂散

一たび飢うれば百憂散じ

灑然懷抱清

灑然として懷抱清らかなり

夜が明けぬうちから鶏が練り返し鳴き、夜が明けようとすれば鶩鳥の群がガアガアと騒ぐ。水辺の地は広々と開け、鳥たちの声を聽くのはじつに楽しい。昔、役人暮らしをしていたころを振り返れば、宮中では明け方に鈴の音が響きお役目を命じられた。文書作りの苦労はともかくとして、讒謗は日を追つて襲いかかってきた。（いまは田舎で貧しい暮らしだが）ひとたび腹が空けば百の憂いも吹き飛んでゆき、心のなかはさっぱりと清らかになるのが嬉しい。

とあって、「讒謗」の渦巻く官界と、田園生活の安樂さが対比される。ここには、決して満ち足りてはいないが、しかしそうであるがゆえにかえつて憂いとは無縁の清らかな田園空間が、官界を逃れた者の向かうべき場所として礼賛されている。

また、紹熙三年（一一九二）、同じく故郷にあつての作「醉倒歌」（巻二五）は次のようにうたわれる。

曩時對酒不敢飲

曩時 酒に対するも敢えて飲まず

側睨旁觀皆員錦

側睨 旁観 皆な員錦

狂言欲發畏客伝

狂言 発せんと欲すれども客の伝うるを畏れ

一笑未成憂禍稔 一笑 未だ成らずして禍の稔るみのを憂う

如今醉倒官道辺 如今 酔いて官道の辺に倒れ

挿花不怕顛狂甚 花を挿して顛狂の甚しきを怕れず

行人喚起更嵬昂 行人 喚び起こせば更に嵬昂たり

牧豎扶帰猶蹠蹠 牧豎 扶けて帰れば猶お蹠蹠なすたり

始知人生元自樂 始めて知る 人生 元自り樂しく

誤計作官常懷懷 計を誤りて官と作れば常に懷ななり

秋毫得喪何足論 秋毫の得喪 何ぞ論ずるに足らん

万古興亡一酣枕 万古 興亡 一酣枕

昔は酒を前にも飲もうとはしなかつた。周りで睨み眺める者たちが酒席の言葉を理由に罪をでつちあげるのを怖れたから。放言をしたくても誰かがそれを広めるのを恐れ、笑おうとしては禍を生むのではないかと怯えたものだった。今や、酔っぱらって道端に倒れ、髪に花を挿して痴れ者となるのも恐れない。通りすがりの人が声をかけるとますます居丈高に暴れ、牧童に支えられて家路をたどればふらふらとよろける。こうしてはじめて知った、人生はもともと楽しいものだと。計画を誤つて官僚となつたばかりに常に恐れおののかねばならなかつたのだ。わずかばかりの得失について、あれこれ言うには及ばない。万古の興亡の歴史も一眠りの間のことには過ぎないのでだから。

かつて官界にあつたときには「貝錦」（前掲の『詩經』小雅「巷伯」に出る語）すなわち讒言によつて禍を招くのを恐れて、酒も安心して飲めなかつたが、故郷の田園に帰つたいまは、何も恐れずに存分に酔うことができると言つ。讒言の禍の恐怖に満ちた官界と、そこから逃れて自由に楽しく暮らせる故郷の農村という図式に立つてうたわれた作品である。

以下、同様の図式に立つ発言、すなわち罪に問われる危険を秘めた場としての官界と、罪に問わたる者が身を置く場、あるいは罪に問われる危険を免れた場としての田園とを対比的に結びつけて述べた詩の言葉を制作順にあげてみよう。例えば、紹熙三年（一一九二）の作「次韻范參政書懷」其九（巻二四）には

百年過隙古所歎 百年 隙すきを過ぐるは古より歎する所

衆口鑠金胡不帰　衆口　金を鑠かせば　胡ぞ帰らざる

百年の人生が隙間を通り過ぎる一瞬のことであるのは昔から人々が嘆いてきた。大勢の口から発せられる讒言が金をも溶かすほどであるならば、いつそのこと故郷に帰つた方がいい。

紹熙四年（一一九三）の作「村夜」（巻二七）には

寂寂山村夜	寂寂たり　山村の夜
悠然醉倚門	悠然として醉いて門に倚る
月昏天有暈	月昏くして天に暈 <small>かさ</small> 有り
風軟水無痕	風軟くして水に痕無し
迹為遭讒遠	迹は讒に遭いしが為に遠く
身由不仕尊	身は仕えざるに由りて尊し
敢嗟車馬絕	敢えて車馬の絶ゆるを嗟 <small>なげ</small> かん
同社	同社自鶏豚あり

から。

紹熙四年の作「秋夜独酌」（巻二七）には

仕畏讒銷骨	仕えては讒の骨を銷 <small>け</small> すを畏れ
帰判酒腐腸	帰りては酒の腸を腐らしむるに判 <small>まか</small> す
出仕すれば讒言 <small>はちわん</small> が骨 <small>ほね</small> をも溶かすのではないかと怯 <small>え</small> え、帰隠しては深酒に腸 <small>おなか</small> が腐るのも顧みない。	

紹熙四年の作「村居」其一（巻二八）には

宦拙讒銷骨　宦拙くして讒は骨ほねを銷けし

言狂悔噬臍 言狂にして悔いは臍を噬む

自今焚筆硯 今自りは筆硯を焼き

有手但扶犁 手有れば但だ犁を扶らん

官として処世は拙く讒言に骨まで溶かされ、發言は常軌を逸したが後から悔やんでも臍を噛むように甲斐なきこと。これからは筆や硯を焼き棄てて、手が使えれば鋤だけを把ることにしよう。

紹熙五年（一一九四）の作「寄子虔（子虔に寄す）」（巻三二）には

老自安故郷 老いては自ずから故郷に安んず

況復触罪罟 惋や復た罪罟に触るるをや

五年三奉祠 五年 三たび祠を奉じ

每請幸聽許 請う毎に幸いに聽許せらる

年老いては故郷こそが安らぎの場、罪に問われた者にとってはなおさらのこと。この五年の間、三度祠禄を奉じた。幸いにも請うたびにそれを聞き入れていた。

嘉泰元年（一二〇一）の作「自述」（巻四七）には

拙宦雖無齎虜舌 拙宦 齡虜の舌無しと雖も

早帰亦免楚人鉗 早帰 亦た楚人の鉗を免る

拙き官途、斎の人劉敬のような弁舌の才はなかつたが、早く帰隠したことで楚囚のように首枷をはめられるのは免れた。

開禧元年（一二〇五）の作「読書示子遹（読書 子遹に示す、自注・時子遹方敗挙〔時に子遹方に挙に敗る〕）」（巻六三）には

我生無他嘗 我が生 他に嘗む無し

半世隨宦牒 半世 宦牒に隨う

讒波方稽天 讒波 方に天に稽り

憂与愁相接 憂は愁と相い接す

中間稍自寛 中間 稍や自ら寛ぎ

万事付馬曹 万事 馬曹に付す

告帰幸見聽 帰るを告げて幸いに聽せられ

泊与淡相遭 泊と淡と相い違う

我が人生はほかに為すこと無く、これまで役所の文書に振り回されてきた。讒言の波は天にまで届くほど、憂と愁とが次々と連なつて襲い来た。なかほどは何とか寛ぐことができ、事務はすべて下役人にまかせた。その後、帰郷を申請したところ幸いにも許され、淡と泊とが一緒に寄り添つてくれた。

開禧二年（一二〇六）の作「雜感」（巻六六）には

早仕讒銷骨 早に仕うれば讒 骨を銷けし

遲帰悔噬臍 遅く帰れば悔 脣を噬むむ

若くして出仕すれば讒言に骨を溶かされ、老いて故郷に帰れば（もっと早く帰ればよかつたと）後悔に躋を噛む。

開禧三年（一二〇七）の作「戯書燕几（戯れに燕几に書す）」（巻七一）には

少通朝籍讒銷骨 少くして朝籍を通ずれば讒 骨を銷けし

晚畏京塵悔噬臍 晚くして京塵を畏るれば悔 脣を噬むむ

若くして朝廷に籍を置けば讒言に骨を溶かされ、老いて都の塵を畏れて帰郷すれば後悔に躋を噛む。

とあって、讒言によつて敵対者を罪に陥れることが横行する官界と、そこから逃れて帰隠し穏やかに暮らす田園とを対比する表現がなされている。右にあげた詩は、いずれも紹熙年間以降、故郷の山陰での作。一時的な帰郷ではなくて、実質的には官界を退いた晩年期の作と言つていいだろう。

以上、蘇軾と陸游にとって「田園」なる場が官界の「罪」を逃れる場となつていたことを見えてきた。彼らの文学において、田園がきわめて重要な意義を持つ主題となつていたのは言うまでもない。そこで以下、罪との関連性をいつたん離れ、蘇軾・陸游の田園詩の特質について、宋代以前の田園詩の系譜を踏まえながら簡単に確認しておきたい。

中国文学史において、田園なる場を重要な意義を持つ文学的主題として表現した最初期の代表的な文人が陶淵明（三六五？—四二七）で

あることに異論はないだろう。陶淵明は、官であることになじめず、故郷の田園へと帰隠する。今に伝わる彼の作品のはほとんどは、帰隠後の田園生活とそのなかで沸き起くる感慨を表現したものである。陶淵明の田園詩において特に注目すべきは、次の二点に集約できる。第一に、田園なる空間が俗世＝官界の汚れた桎梏（陶淵明「帰園田居五首」其一の語を用いれば「塵網」）を逃れて、本来の自己や自由な精神、換言すればnaturalness（同じく「帰園田居」の語を用いれば「自然」、また「始作鎮軍參軍經曲阿作」の語を用いれば「真想」）を恢復ないしは獲得できる場所としてとらえられ、そこに身を置くことの幸福感・充足感が表現されたこと。第二に、知識人・文人の田園における農耕生活（「勸農」「庚戌歲九月中於西田獲早稻」あるいは蕭統「陶淵明集序」等の語を用いれば「躬耕」）が文学の主題とされ、文人＝農夫、すなわち文人であると同時に農夫でもあるような存在としての作者の自画像が表現されたこと。主にこの二点において、陶淵明の田園詩は中国文学史の重要な画期をなしている。中国文学における田園の主題について考えるうえでの、いわば基準点として位置づけられよう。

では、陶淵明以後、その田園詩はどういうに継承されただろうか。六朝期にあつては、陶淵明の田園詩はあまり高く評価されなかっただし、またそれを受け継ぐ文人も出現しなかつた。貴族の時代、宫廷文学が主流を占める六朝文学にあつては、陶淵明の田園詩のような文學が高く評価されるに足る客観的な条件は備わっていなかつたと言えよう。ところが、唐代になると状況に変化があらわれる。貴族制が解体するのにともなつて、宫廷文学を脱却する動きが明確となり、陶淵明とその田園詩は高く評価されるようになってゆく。また、そのような動きのなかで、陶淵明とその田園詩を意識した作品を書く文人もあらわれるようになる。例えば、杜甫や白居易はその代表的な存在である。

杜甫（七一〇—七七〇）は、最も早く陶淵明への共感を示した文人のひとりである。例えば、官を去つて放浪の暮らしに入った乾元二年（七五九）、秦州での作「遣興五首」其三（『杜詩詳注』卷七）<sup>35</sup>に「陶潛避俗翁、未必能達道。觀其著詩集、頗亦恨枯槁。達生豈是足、默識蓋不早。有子賢与愚、何其掛懷抱（陶潛は俗を避くるの翁なるも、未だ必ずしも能く道に達せず。其の詩集を著わすを觀るに、頗る亦た枯槁なるを恨む。達生 豈に是れ足らんや、黙識 蓋し早からず。子有り 賢と愚と、何ぞ其れ懷抱に掛けんや」と述べる。一見、杜甫は陶淵明を否定するかのようだ。確かに否定的な評価を述べている。人生を達観できず、我が子の賢愚を気に掛けるなんて、陶淵明はダメなんだ、と。だが、ここは杜甫がその陶淵明のダメさに自らのダメさを重ねて、ある種の共感を示したものと解すべきだろう。

杜甫の場合、放浪のさなかにあつて成都や夔州（重慶奉節県）の地で自ら農耕生活に従事し、その喜びをうたっている。その点では陶淵

明の後継者たる資格を十分に有しているかに見える。例えば、大曆二年（七六七）、夔州滞在中の作「暇日小園散病、將種秋菜督勤耕牛、兼書触目（暇日小園に病を散じ、将に秋菜を種えんとして耕牛を督勤し、兼ねて触目を書す）」（『杜詩詳注』卷一九）は次のようにうたわれる。

不愛入州府

州府に入るを愛せず

畏人嫌我真

人の我が真を嫌うを畏る

及乎帰茅宇

茅宇に帰るに及び

傍舍未曾噴

傍舍 未だ曾て噴らず

老病忌拘束

老病 拘束を忌み

応接喪精神

応接 精神を喪う

江村意自放

江村 意 自ずから放たれ

林木心所欣

林木 心の欣ぶ所なり

秋耕屬地湿

秋耕 地の湿うに属し

山雨近甚匀

山雨 近ごろ甚だ匀し

冬菁飯之半

冬菁 飯の半ば

牛力晚来新

牛力 晚来 新たなり

深耕種數畝

深耕 種うること數畝

未甚後四隣

未だ甚だしくは四隣に後れず

嘉蔬既不一

嘉蔬 既に一ならず

名數頗具陳

名数 頗る具に陳ぶ

荊巫非苦寒

荊巫 苦寒に非ず

採擷接青春

採擷 青春に接せん

飛來双白鶴

飛來 双の白鶴

暮啄泥中芹	暮に泥中の芹を啄む
雄者左翮垂	雄なる者 左翮垂れ
損傷已露筋	損傷して已に筋を露わす
一步再血流	一步に再び血流し
尚驚矰繳勤	尚お矰繳の勤むに驚く
三歩六号叫	三歩に六たび号叫し
志屈悲哀頻	志屈して悲哀すること頻りなり
鸞鳳不相待	鸞鳳 相い待たず
側頸訴高旻	頸を側てて高旻に訴う
杖藜俯沙渚	藜を杖きて沙渚に俯す
為汝鼻酸辛	汝が為に鼻酸辛たり

州の役所には近づきたくない。人々が眞の暮らしが営むわたしを毛嫌いするのではないかと畏れるから。田舎のあはら屋に身を落ち着けてからといふもの、周りから疎んじられたことはない。老いて病みがちのわたしは、あれこれと縛られるのが嫌で、人づきあいは気が滅入る。川辺の村では心も解き放たれ、山の木々に気持ちが安らぐ。秋の耕作にはほどよく土も湿る頃合い、近ごろは山からの雨がくまなく降りそぞぐ。たかが燕かぶとはいえ食事の半ばを支えてくれる大切なものの、日も暮れようとするのに牛は力強く働いてくれる。深く耕して数畝の畑に種を蒔く、仕事は周りの家にさほど遅れてはいまい。良い菜はひとつには限らない、作付けしたそれらの名をひとつひとつ数えあげる。荊州の巫山のあたり（夔州）は寒さもひどくなく、これらの菜を収穫すれば来春までやつていいける。つがいの白鶴が飛んでき、夕暮れに泥のなかの芹を啄んでいる。雄の鶴は左の羽を垂れ、傷ついて筋も見えるほど。一步あゆむに二度血を流し、襲い来るいぐるみの矢に怯えている。三歩あゆむに六たび叫び、意志を挫かれて深く悲しむ。鳳凰は振り向いてもくれず、鶴は首を伸ばして大空に叫び訴える。藜あわざの杖つくわたしは砂岸に頭を垂れ、傷ついた鶴を悲しみ涙で鼻をつまらせる。

冒頭八句は、自らを俗世から切り離された田園の「眞」なる世界（それは陶淵明が追究した「自然」=naturalnessを実現できる世界でもある）の住人として提示する。そこでは、人間関係の煩わしさに悩まされる」となく、精神は解き放たれ、寛ぎ楽しむことができると言ふ。つづ

く第九～十八句には、自ら農耕に従事するさまが満ち足りた安らぎの心情とともにうたわれている。もし、この第十八句で本詩が結ばれていたならば、陶淵明の田園詩の流れを汲む作として位置づけられるだろう。だが、本詩は第十九句以降に、田園へと飛び来たつがいの鶴をうたう。目を惹かれるのは、雄の鶴が傷ついて血を流し、飛び立てぬまま哀しんでいること。そして、その傷ついた鶴を見つめる杜甫自身もまた杖をつき首を垂れて哀しんでいること。傷ついた鶴は、やや安直であることを怖れずに言えば、放浪者たる杜甫の分身とも見える。「鸞皇」とは、皇帝の喻えでもあるだろう。鶴と同じく、杜甫もまた皇帝に顧みられることなく、病み衰えた身を支えながら辺境の地に滞留しているのだ。

本詩にあつては、前半の喜びと安らぎに満ちた田園空間が、後半では一転して悲しく慘たらしい田園空間へと姿を変える。その意味では、陶淵明の田園詩とは似て非なるものと言わざるを得ない。杜甫の精神は、幸か不幸か、陶淵明の田園詩の枠にとどまることはできなかつたのだ。考えてみれば、杜甫が身を置いた田園は成都や夔州の田園、つまり故郷ではなく放浪の途中に一時的に住んだだけの地である。そのこともあってか、本詩に限らず杜甫の田園詩には常に放浪者の苦渋や悲哀がつきまとつており、総じて陶淵明の田園詩に見られるような幸福感・充足感は稀薄である。生涯のほとんどを放浪に委ね、旅の途中に没した杜甫には、陶淵明のような田園詩が生み出される条件は備わつていなかつたと考えるべきだろう。

杜甫に次いで、陶淵明を自らの範に仰ぎ、厚い敬慕の念を抱いた唐代の代表的な文人が白居易（七七二～八四六）である。元和八年（八一三）、故郷の下邽（陝西省渭南）に退居していたときの作「効陶潛体詩十六首」（陶潛の体に効う詩 十六首）其十二（『白居易集箋校』卷五）<sup>36)</sup>に「我從老大來、竊慕其為人（我 老大たりて従り来 窃かに其の人と為りを慕う）」と述べるように、白居易の場合、注目すべきは、杜甫と異なつて生涯を放浪者として過ごしたわけではなく、決して長くはないが故郷の田園に暮した体験を有すること、そして、そこでの穏やかで安定した農耕生活のなかで得られた幸福感・充足感を詩に表現していくことである。この点で、白居易は杜甫よりも明確に陶淵明の後継者たり得る資格を有していよう。例えば、「孟夏思渭村旧居寄舍弟（孟夏 渭村の旧居を思いて舍弟に寄す）」（卷一〇）の前半部には、故郷の下邽に退居していたときのことを振り返つて次のようにうたわれる。

嘖嘖雀引雛 嘖嘖として雀は雛を引き

稍稍筍成竹 稍稍として筍は竹を成す

時物感人事	時物 人情を感ぜしめ
思我故鄉曲	我が故郷の曲を思わしむ
故園渭水上	故園 渭水の上 <small>(ほとり)</small>
十載事樵牧	十載 樵牧を事 <small>(こと)</small> す
手種榆柳成	手づから種えし榆柳は成り
陰陰覆牆屋	陰陰として牆屋を覆う
兔隱豆苗大	兎は豆苗の大なるに隠れ
鳥鳴桑椹熟	鳥は桑椹の熟するに鳴く
前年此時	前年 此の時に当たり
与爾同遊矚	爾 <small>(なんじ)</small> と <small>(とも)</small> 同に遊矚す
詩書課弟姪	詩書 弟姪に課し
農圃資僮僕	農圃 僕に資む
日暮麥登場	日暮れて麦は場に登じ
天晴蚕拆簇	天晴れて蚕は簇を拆く
弄泉南澗坐	泉を弄びて南澗に坐し
待月東亭宿	月を待ちて東亭に宿す
興發飲數杯	興發すれば数杯を飲み
悶來棋一局	悶來たれば一局を棋す
雀はチュンチュンと鳴く雛をつけ、筍はニヨキニヨキと生えて竹林をなす。季節の風物に心動かされでは、わが故郷の村を思い出す。故郷は渭水のほとり、そこで十年を稚や牧童として暮らした。わが手で植えた榆や柳は育ち、いまや鬱蒼と茂り屋敷を蔽う。兎は稔った豆の畑に隠れ、鳥は桑の実の熟した茂みに鳴いている。かつて今頃の季節、君といっしょにそこに遊んだ。弟や甥たちに『詩經』や『尚書』を教え、童僕たちに畑を耕してもらつた。夕暮れには刈りとつ	

た麦を庭に運び、晴れば蚕のまぶしを開いて干した。南の川で水と戯れては岸にすわって涼み、東の亭で月の出を待つて夜を過ごした。興趣が湧けば数杯の酒を飲み、退屈すると一局碁を囲んだ。

田園生活の喜びがうたわれている。陶淵明的な故郷の農村＝田園イメージがはつきりと刻印されているのを確認できる。使用語彙の面でもそれは明確である（例えば第七・八句は陶淵明「帰園田居五首」其一の「榆柳蔭後簷（ゆりゅう　後簷を蔭う）」を踏まえていよう）。ただ、白居易はここで農作業に従事したことを行ったが、陶淵明のように積極的に文人＝農夫、言い換えれば「躬耕（躬ら耕す）」者としての自己＝イメージを提示することはしていない。沈約『宋書』隱逸伝・陶淵明伝や蕭統『陶淵明伝』は陶淵明について「躬耕自資（躬耕　自ら資む）」と述べるが、それに対して、白居易の場合は「農圃　僮僕に資む」とあるように百姓仕事は「僮僕（使用人）」にまかせ、自分はあくまでも「遊矚」するだけ、もっぱら「詩書」や酒・囲碁に親しむ日々を送っていたのである。また、元和七年、下邽退去時の「帰田三首」（巻六）は農耕生活への決意をうたうなかで文人＝農夫としての自己＝イメージを提示する作であるが、其二には「策杖田頭立、躬親課僕夫（杖を策きて田頭に立ち、躬親ら僕夫に課す）」とあって、使用人の農作業を指図することが述べられる。このような点において白居易は、陶淵明の後継者としての資格を欠くと言わざるを得ないのでないだろうか。総じて白居易には「士」としての自負が強く、農民をはじめとする「庶」との間には明確な一線を画しているように思われる。これは田園詩に限ったことではなく、彼の文学全体に通底する傾向と言えるかもしれない。

では、宋代の蘇軾と陸游の場合はどうか。蘇軾と陸游は、ともに陶淵明への深い愛着・尊崇を抱き、その文学を継承することを目指した。また、彼らはともに田園に身を置き、自ら農耕に勤しんだ体験を有しており、そのなかで生じた感慨を数多くの詩に詠じている。その意味では、とともに中国の田園詩の歴史に確固たる位置を占める文人と言える。彼らの田園詩全体にわたる考察は今後の課題として、ここでは以下、陶淵明の田園詩の継承という点を中心に若干の私見を述べておきたい。

まず、蘇軾について述べよう。蘇軾が比較的まとまった期間の田園生活を過ごしたのは、黃州と嶺南・海外（惠州・海南島）に貶謫されていた時期である。黃州貶謫時には、黃州の東郊に「東坡」と称する田畠を拓き、「躬耕」、すなわち躬ら耕した。「東坡八首」（巻二）の序に「余至黃州二年、日以困匱。故人馬正卿哀余乏食、為於郡中請故營地數十畝、使得躬耕其中。地既久荒、為茨棘瓦礫之場。而歲又大旱、墾闢之勞、筋力殆尽。耕未而嘆、乃作是詩、自愍其勤。庶幾來歲之入、以忘其勞焉（余　黃州に至りて二年、日びに以て困匱す。故人馬正卿哀余乏食、為於郡中請故營地數十畝、使得躬耕其中。地既久荒、為茨棘瓦礫之場。而歲又大旱、墾闢之勞、筋力殆尽。耕未而嘆、乃作是詩、自愍其勤。庶幾來歲之入、以忘其勞焉）」とある。

卿 余の食に乏しきを哀れみ、為に郡中に於いて故の營（兵營）の地數十畝を請い、其の中に躬耕するを得しむ。地既に久しく荒れて、茨棘瓦礫の場と為る。而して歲又た大いに旱す。墾闢の勞、筋力殆ど尽く。未を祝きて嘆き、乃ち是の詩を作り、自ら其の勤を感む。庶幾わくは來歳の入「収穫」、以て其の勞を忘れしめんことを」と述べるように。「東坡八首」其四には、官界を逃れた田園での「躬耕」の喜びが次のようにうたわれている。

種稻清明前	稻を種う	清明の前
樂事我能數	樂事 我能く数えん	
毛空暗春沢	空に毛ありて春沢暗く	
鍼水聞好語	水に鍼ありて好語を聞く	
分秧及初夏	秧を分かちて初夏に及び	
漸喜風葉拳	漸く風葉の拳がるを喜ぶ	
月明看露上	月明らかにして露の上るを看れば	
一一珠垂縷	一一珠は縷を垂る	
秋来霜穗重	秋来 霜穗重く	
顛倒相撐拄	顛倒して相い撐拄す	
但聞畦隄間	但だ聞く 畦隄の間	
蚱蜢如風雨	蚱蜢 風雨の如きを	
新春便入甌	新春 便ち甌に入り	
玉粒照筐筥	玉粒 筐筥を照らす	
我久食官倉	我 久しく官倉を食む	
紅腐等泥土	紅腐 泥土に等し	
行當知此味	行く當に此の味を知るべし	
口腹吾已許	口腹 吾已に許せり	

清明節を前に種を蒔く。これから楽しい出来事をいまから数えあげができる。空に毛のように細かな雨が降つて春の池がかすむ頃、「水に針のようないそがのぞいた」という嬉しい声を聞く。早苗植えわたり初夏、稻の葉が伸び風に揺れるようになるのを喜ぶ。月明かりのなか稻に露置けば、零のひとつひとつが糸でつながれた珠のように垂れる。秋深まれば霜を置いた穂はずしりと重く、倒れかかつては互いに支え合う。(稻刈りが終わる頃)田畠にはバッタの群が風雨のようにならうと飛び交う音が聞こえるだけ。さつそく搗かれた米が蒸し器に入れられ、玉のような粒が笊に輝きを放つ。わたしは長いこと官給の米をしてきたが、赤黒く古びていて泥のように不味かつた。ゆくゆくはこの手で植えた米を味わうことができる。我が口と腹にそれを約束しておこう。

農作業を「樂事」ととらえて、それらを暦に沿つて列挙する点は、後述する『詩経』幽風の「七月」にも一脈通ずると言えるかもれない。同じく「東坡八首」の其五には

農夫告我言 農夫 我に告げて言う

勿使苗葉昌 苗葉をして昌んならしむる勿れ

君欲富餅餌 君 餅餌に富まんと欲すれば

要須縱牛羊 要す須く牛羊を縱つべしと(37)

再拝謝苦言 再拝して苦言に謝す

得飽不敢忘 飽くるを得れば敢えて忘れずと

農夫がわたしに告げて言う。「苗のうちに葉を繁らせてはいかん。团子をたらふく食いたいなら、牛や羊を放し飼いにしなされ」と。わたしは何度もお辞儀をして懇ろな教えに感謝する。「腹いっぱいになつたら、お心遣い、決して忘れません」と。

とあって、農民たちとの分け隔てのない交流がうたわれている。こうした黃州時代の「躬耕」生活については、例えば元祐元年(1086)の作「用旧韻送魯元翰知洛州(旧韻を用いて魯元翰の洛州に知たるを送る)」(卷二七)に「我在東坡下、躬耕三畝園(我 東坡の下に在りしどき、躬ら三畝の園を耕す)」とあるように、その後も振り返つて述べている。

蘇軾は晩年、嶺南・海外に貶謫された際にも田園での「躬耕」に従事した。例えば、紹聖二年(1095)、惠州での作「雨後行菜圃(雨後 菜圃を行く)」(卷二九)に

夢回聞雨声 夢より回れば雨声を聞く

喜我菜甲長 我が菜甲の長ずるを喜ぶ

平明江路湿 平明 江路湿うるおい

並岸飛両槳 岸に並びて両槳飛ぶ

天公真富有 天公 真に富有

乳膏瀉黃壤 乳膏 黃壤そそに瀉そそぐ

霜根一蕃滋 霜根 一に蕃滋そぞやし

風葉漸俯仰 風葉 漸く俯仰よさやす

未だ筐筥載 未だ筐筥の載するに任えざるも

已作杯盤想 已に杯盤の想を作なす

夢から覚めると雨音がきこえ、我が畑の菜もよく育つだらうと喜ぶ。朝方、川べりの途は湿しゆり、岸に沿い二本の樺を動かしてすばやく舟が行き交う。天の神さまは何と豊かなことか。乳や膏あぶらのとき雨を黄土に注いでくださつた。まだ霜を帶びた根も一齊にはびこり、菜の葉も風を受けて上下に揺れるようになつた。まだ籠に摘むには早いけれども、もう食卓の皿に並ぶ姿が思い浮かべられる。

とあって農耕の喜びがうたわれている。翌紹聖二年、惠州での作「擗菜（菜を擗とる）」（巻四〇）の引にも「吾借王參軍地種菜、不及半畝、而吾与過子終年飽菜（吾 王參軍の地を借りて菜を種う、半畝に及ばざるも、吾 過子〔息子の蘇過〕と与に終年 菜に飽かん」とあって、畑を借りて蔬菜を育てていたことが述べられる。これは海南島時代にも引き継がれ、元符三年（一一〇〇）の作「次韻王鬱林（王鬱林に次韻す）」（巻四四）は、嶺南・海外での暮らしを振り返つて「晚途流落不堪言、海上春泥手自翻（晚途〔晩年〕の流落 言うに堪えず、海上の春泥 手自ら翻てずかひるがえす〔耕す〕）」と述べている。

総じて蘇軾の田園詩は、陶淵明の田園詩と共に通するところが多い。特に蘇軾の場合、嶺南・海外期には陶淵明の詩に唱和した、いわゆる「和陶詩」を数多く作るなど、陶淵明に対して深い憧憬・尊崇の念を抱いていた。それら「和陶詩」の中には、当然ながら陶淵明の田園詩に唱和した作も数多く含まれる。こうした点を踏まえるならば、蘇軾は陶淵明の田園詩を継承しただけではなく、さらに深化させた文人として位置づけられる。だが、このように考えるとき、一方で次の点に注意する必要がある。すなわち、陶淵明が身を置いたのが

故郷の田園であつたのに對し、蘇軾が身を置いたのは黃州や海南島など罪を負つて貶謫された地の田園であつたという点に。故郷の田園と貶謫地の田園との最大の違ひは、前者が帰隱の場であるのに対し、後者は帰隱の場ではないという点にある。もちろん、故郷以外の地が帰隱の場となるケースもあり得る。實際、蘇軾はしばしば故郷以外の地で帰田を試みている。だが、それは結局のところ、実現はしなかつた。また、蘇軾は「吾謫海南、子由雷州。被命即行、了不相知、至梧乃聞尚在藤也。旦夕當追及、作此詩示之（吾 海南に謫せられ、子由は雷州たり。命を被りて即ち行き、了に相い知らず、梧〔梧州〕に至りて乃ち尚お藤〔藤州〕に在るを聞く。旦夕 当に追いて及ぶべし、此の詩を作りて之に示す）」（卷四一）に「海南万里真吾郷（海南 万里 真に吾が郷）」、また、「和陶歸去來兮辭并引」（卷四三）の引に「蓋以無可有之郷為家、雖在海外、未嘗不帰云爾（蓋し無可有の郷を以て家と為せば、海外に在りと雖も、未だ嘗て帰らんばあらずと爾云う）」と述べているよう、異土をも故郷と見なすことはあつた。<sup>38)</sup>蘇軾にそれだけの度量の大きさがあつたことも確かである。だが、ごく素朴に考えて、現實には故郷ではないこともまた確かであろう。右の「海南万里真吾郷」や「雖在海外、未嘗不帰」にしても、現實に海南島が故郷でないからこそ、敢えてこのように言いなしたと解すべきである。現實の故郷に身を置く者は、わざわざそれを故郷だと言挙げすることはしないだろうから。

陶淵明の詩に表現されるのは帰隱の場としての故郷の田園であり、したがつてそれは基本的に精神的にも物質的にも安らぎや喜びをもたらしてくれる場として表現されている。それに対して、蘇軾の田園は故郷ならざる地、罪を負つて貶謫された地としての田園である。いささか乱暴な結びつけ方になるが、蘇軾の田園の場合も、杜甫のそれと同じく幸福や安らぎをもたらしてくれるような場としての客観的条件はそなわつていない。そのため、蘇軾の詩に表現される田園は、杜甫のそれと同じく複雑な陰影をともなうものとならざるを得なかつたのだ。蘇軾にとつては、常に次のような疑惑や逡巡が湧き起ころのを避けられなかつたのではないだろうか。「いま自分が身を置く田園は、果たして帰隱の場としてふさわしいのだろうか」「自分は果たして農夫として生を終えるにふさわしいのだろうか」等々と。そのような疑惑もしくは逡巡の一端があらわれた言葉として、海南島時代、元符元年（一〇九八）の和陶詩「和陶庚戌歲九月中于西田穫早稻（陶の庚戌の歲九月中に西田にて早稻を穫るに和す）」（卷四二）を読んでみたい。

蓬頭三猿奴

蓬頭 三猿奴

誰謂愿且端 誰か謂わん 愿にして且つ端と

晨興灑掃罷 晨興 灑掃罷るも

飽食不自安	飽食	自ら安んぜず
願治此圃畦	願う	此の圃畦を治め
少資主游観	少しき	主の游観に資せんことを
昼功不自覺	昼功	自ら覚えず
夜氣乃潛還	夜氣	乃ち潛かに還る
早韭欲爭春	早韭	春を争わんと欲し
晚菘先破寒	晚菘	先づ寒を破る
人間無正味	人間	正味無く
美好出艱難	美好	艱難に出ず
蚤知農圃樂	蚤に農圃の樂	を知らば
豈有非意干	豈に非意の干す有らんや	
尚恨不持粗	尚お粗	を持せざるを恨み
未免駢我顏	未だ我が顔の駢むを免れず	
此心苟未降	此の心	苟も未だ降ざれば
何適不間闊	何くに適きてか間闊たらざらん	
休去復歇去	休め去り復た歇め去らん	
菜食何所歎	菜食	何の歎く所ぞ

ざんばら髪の三人の蚕族の下僕が、これほど素朴で正直だとは思いもよらなかつた。朝早くから起きて家の掃除を終えると、腹いっぱいになつたのを申し訳なく感じるのだろうか。我が田畠をきれいに耕して、少しでも主人たるわたしが眺めて楽しめるようにしてくれた。昼間から懸命に働いて、夜気がひそかに忍び寄る頃合いになるのも気づかぬほど。早生のニラは春一番を競うかのように芽を出し、晩生の葉は寒さに負けずに育つてゐる。世に絶対的に真正なる味など存在しない。苦労して生み出されたものが美味なのだ。もっと早く百姓仕事の楽しさを知つていれば、思いもよらぬ悪しき考え方（例えば官界でのさまざま

まな欲望や苦惱)に侵されることもなかつただろう。いまなお鋤<sup>すき</sup>を手にできぬのが恨めしく、恥ずかしさに顔が赤くなるのを避けられない。こんな気持ちをなだめられなければ、どこにいつてもうまくゆくまい。ああ、もうやめよう、悩むのはやめにしよう。菜つ葉を食う暮しは歎くようなものではないのだから。冒頭は使用人の畠仕事に勤しむさまを述べる。これを見ると、蘇軾は「游観」するだけで自ら農耕はしていない。言い換えると、田園での「躬耕」に対して距離を置いているかに見える。その意味では、前掲の白居易「孟夏思渭村旧居寄舍弟」詩が農作業を下僕にまかせて、自分は「遊矚」する<sup>(39)</sup>と述べるのも似る。本詩に限って言えば、蘇軾は「士」として「庶」たる農夫との間に一線を画していると言べきだろう。それを受けて、後半の「蚤知……」以下の四句には、自分が農夫たり得なかつたことを悔いている。蘇軾は農夫たることを願いながらも、それが十分に実現できていないことに心を悩ませているのだ。「此心……」以下、結びの四句は言う。このような中途半端な精神状態をもつてしては、どこか他所へ行つたところで、うまくゆくはずがない。<sup>(40)</sup>だから、もうあれこれ悩むのはやめよう、いまの貧しい暮らしで十分ではないか、と。最終的には、田園で農夫として何とか暮していこうという決意を示すのだが、逡巡の果てに主体的な判断を放棄したうえでなされた、ほかに選択肢がないがゆえの消極的な選択にすぎないかのように見える。いつたい詩人は、田園での「躬耕」を自ら選び取ろうとしているのか、またそこに喜びや安らぎを見出しているのか、よくわからない。意図的に明確な言明を避けているのではないかとすら思える。ここに表現された文人＝農夫像は、確固たる輪郭を失つて揺らいでいると言わざるをえないのではないだろうか。平たく言い換えれば、腰の入らない、中途半端でどつちつかずの文人＝農夫像となるかもしれない。

以上、蘇軾の田園詩について見てきた。では、陸游の場合はどうだろうか。蘇軾の田園は、貶謫の地の、故郷ならざる田園である点で陶淵明のそれと異なつていた。それに対して、陸游の田園は、罪を負つてはいるが貶謫の地ではなく、まぎれもない故郷の田園であつた。この点で陸游は蘇軾よりもいつそう陶淵明に近い場所に位置づけられる。客觀的な条件の面から見れば、陸游こそは陶淵明の後継者たる資格を有する文人である。陸游は、官僚としての人生を通じて、繰り返し故郷に帰つた。加えて、長命の陸游は官を辞した後、かなりの長期間、故郷の郷村社会のなかで暮らした。また彼は、単に田園のなかに身を置いただけではなく、自ら積極的に農耕に従事した。そして、何よりも重要なのは、陸游がかかる田園＝農村生活のなかで得た幸福感・充足感を盛んに詩のなかにうたつたことである。それらの作品は、陶淵明の詩を深化・発展させるものとして、中国の田園詩の歴史に確固たる位置を占めていると言つていい。

まずは、陸游における陶淵明の田園詩の繼承について確認しておこう。淳熙八年（一一八二）、彈劾を受けて転任を取り消され、故郷山

陰に蟄居を余儀なくされていたときの作「小園」（巻二三）は次のようにうたわれる。

小園煙草接隣家 小園 煙草 隣家に接し

桑柘陰陰一径斜 桑柘 陰陰として一径斜めなり

臥讀陶詩未終卷 臥して陶詩を読み未だ卷を終わらざるに

又乘微雨去鋤瓜 又た微雨に乗じて去きて瓜を鋤ぐ

小さな畠の草は霧に包まれ隣の方にまで続き、鬱蒼と茂る桑のなかを一筋の小径が斜めにのびる。寝転んで陶淵明の詩を読んでいたが、まだ読み終わらぬ

うちに、雨が小降りになつたのを幸いに瓜の畠を耕しに出かける。

まさしく「晴耕雨読」の暮らしだ、読書する文人と耕作する農夫、両者を兼ね備えた暮らしがうたわれる。ここで陸游が読んでいるのは陶淵明の詩集である。陸游の田園生活が陶淵明のそれを模範と仰ぐものであつたことを示していよう。このほかにも、陸游には陶淵明への思慕を述べた言葉や自身を陶淵明に重ねて述べた言葉は多く、例えば「読陶詩（陶詩を読む）」（巻二七）には「我詩慕淵明、恨不造其微。退帰亦已晚、飲酒或庶幾。雨餘鉗瓜壘、月下坐釣磯。千載無斯人、吾將誰与帰（我が詩淵明を慕うも、其の微に造らざるを恨む。退帰亦た已に晚きも、飲酒或いは庶幾からん。雨餘瓜壘を鉗き、月下釣磯に坐す。千載斯の人無し、吾將た誰と与にか帰せん）」とある。

右に見た「小園」と同時期の作「督下麦雨中夜帰（麦を下くを督して雨中夜に帰る）」（巻二三）も、自らを陶淵明に重ねるかたちで故郷の田園での「躬耕」生活をうたつた作である。

細雨闇村墟 細雨 村墟を闇ぐし

青煙湿廬舍 青煙 廬舍を湿す

両両犢並行 両両 犢並び行き

陣陣鴉続下 陣陣 鴉続ぎ下る

紅稠水際蓼 紅は稠し 水際の蓼

黃落屋邊柘 黄は落つ 屋辺の柘

力作不知勞 力作して勞るるを知らず

帰路忽已夜

帰路　忽として已に夜なり

犬吠闔籬隙

犬は吠えて籬隙よりうかがひ闔うかがい

灯光出門罅

灯光　門の罅ひびより出ず

豈惟露沾衣

豈に惟だ露の衣をうるお沾すのみならんや

乃有泥沒脣

乃ち泥の脣を没する有り

誰憐甫里翁

誰か憐れまん　甫里の翁の

白首学耕稼

白首にして耕稼を学ぶを

未言得一飽

未だ一飽を得とは言わざるも

此段已可画

此の段　已に画くべし

ほそぼそとした雨に村里はうつすらと暗く、青いもやに家々はしつとりと湿る。子牛が並んで道を歩き、鶴が次々と飛び去っていく。ざつしりと密集した赤色は水際のタデ、落ちてまばらの黄色は屋根越しに見える山桑。農作業に励んでも疲れは感じない、夢中になつてているうちに帰り道はすでに真っ暗となつた。犬は吠えながら生垣の隙間からこちらを伺い、ともしひが門の隙間から漏れる。夜露が服を濡らすだけではない。両腿まで泥にまみれた。誰が気に掛けてくれよう、甫里のじいさん（陸游）が、白髪になつて百姓仕事を学ぶのを。腹が満たされているとは言えないが、もうこれだけで画えになるほどだ。

麦の種まきを終えて、雨降るなか家に帰るときのことをうたう。題には「督しらす」とあるので、使用人たちを指揮監督したのだが、自らも泥まみれになつて働いたのだろう。陶淵明「帰園田居五首」其三（『陶淵明集』卷二）<sup>(41)</sup>の「晨興理荒穢、帶月荷鋤帰。道狹草木長、夕露霑我衣（晨に興きて荒穢を理め、月を帶び鋤を荷ないで帰る。道狭くして草木長じ、夕露 我が衣をうるお沾す）」を内容・措辞の両面から意識した表現がなされている。特に注目されるのは、末尾の四句。「誰憐……白首……」二句は、田園にあつて「躬耕」する自己を世間＝官界から忘れ去れた存在としてとらえたものだろう。そのうえで「此段……」一句には、かかる自己と自己の暮らしぶりが一幅の「画」としてとらえられている。「画」としてとらえられるのは、それが外部の世間＝官界から遠く隔絶した世界、一種の自己完結した世界としてとらえられているのではない。知識人でありながら田園に身を置かざるをえないことに対する忸怩たる思いは、当然ながらいくぶんかは含まれていよう。だが、そのうえ

で「躬耕」者としての自己というあり方を肯定し、それを受け入れようとしているのではないだろうか。<sup>(42)</sup> ただ念のために言い添えれば、「躬耕」者といつてもしょせん陸游は知識人であり、眞の意味で農夫たり得ていたわけではない。ここでも文人＝農夫としての自己を「画」になる存在、すなわちある種の審美的な対象としてとらえている点ですでに農夫の視点から乖離していると言わざるを得ないだろう。

右に見たのは、彈劾を受けて故郷に蟄居中の作であった。次に、実質的には官界を退いたあと、いわば晩年の田園詩を読んでみよう。紹熙二年（一一九二）の作「江村初夏」（巻二三）は次のようにうたわれる。

紫葛狼籍桑林下

紫葛狼籍たり 桑林の下

石榴一枝紅可把

石榴の一枝 紅は把とるべし

江村夏淺暑猶薄

江村 夏淺くして暑は猶お薄く

農事方興人滿野

農事 方に興りて人は野に満つ

連雲麦熟新食麵

連雲 麦熟して新たに麵を食し

小裹荷香初亮鮓

小裹 荷香りて初めて鮓を売る

蘋洲蓬艇疾如鳥

蘋洲の蓬艇 疾きこと鳥の如く

沙路芒鞋健如馬

沙路の芒鞋 健やかなること馬の如し

君看早朝塵撲面

君看よ 早朝 尘の面を撲つは

豈勝春耕泥沒踝

豈に春耕 泥の踝を没するに勝らんや

為農世世樂有餘

農と為らば 世世 樂に餘り有らん

寄語兒曹勿輕捨

兒曹に寄語す 輕かるがるしく捨つる勿れと

桑畠には紫の実がいちめんに散り敷き、石榴の紅の花は手に取って愛でるに足る。水辺の村は夏浅く暑さもさほどではないが、百姓仕事は今が盛りで田畠には人の姿があふれる。熟した麦の穂が雲湧く彼方まで連なれば今年初めての麵を味わい、香しい蓮の葉に小分けして包んだナレ鮓が売られ始める。水草群が中洲の周りを苦蘗よもぎの小舟が鳥のようにすばやく行き交い、岸辺の道を草鞋わらじの男たちが馬のように力強く歩く。どうだろう、朝早く都の塵を顔に浴びながら登庁するのは、春の田でくるぶしまで泥につかるよりもいいのだろうか。農夫となれば、代々楽しく暮らしてゆける。子供たちよ、軽々しくそれを捨てて

はならぬ。

前半の八句は、初夏、農作業に勤しむ村人たちの姿をうたう。それを受け、末尾の四句において陸游は、樂土とも言うべき農村に暮らす喜びを噛みしめつつ、官僚としての人生は農民としてのそれに及ばない、と我が子に向けて呼びかけている。もちろん、これが本心から出た言葉であるか否か、解釈に迷う。実際には、官界への未練を断ち切れぬまま、故郷の田園に引っ込まざるを得なかつた我が身への歎きや鬱屈した思いも言外に含まっていたかもしれない。だが、陸游が詩のなかで繰り返し田園への贊美を詩にうたつてることも確かである。そして、ここには蘇軾の詩に見られたような文人＝農夫であることへの疑念や逡巡は見られない。少なくとも言葉の表面を追う限りは、文人＝農夫として、田園での「躬耕」生活を主体的に選び取ろうとする姿勢が明確に表現されている。

陸游にこの種の田園詩は数多く枚挙にいとまないが、ここでは次の「春晚書村落間事（春晚　村落間の事を書す）」（巻五〇）を読んでみよう。

嘉泰二年（一二〇二）、同じく引退後の晩年の作である。

千古会稽城	千古　会稽城
閭閻樂太平	閭閻　太平を樂しむ
豊年觀米餉	豊年　米餉 <small>（44）</small> を觀
霽色聽禽声	霽色　禽声を聽く
俗儉憎浮侈	俗儉にして浮侈を憎み
民淳力釣耕	民淳にして釣耕に力む
幽詩有七月	幽詩　七月有り
字字要躬行	字字　躬行 <small>（もと）</small> を要む

千古のまち会稽（紹興）、路地のあちこちで人々は太平を楽しむ。米の値段をみても今年の豊作は間違いない、鳥たちの声が晴れ渡る空に響き渡る。民の氣風はつづまやかで浮ついた贅沢を嫌い、人の情はあたたかく魚採りや畠仕事に精を出す。幽風の詩の「七月」、その言葉のひとつひとつをこの手で行おう。

「太平」を謳歌する故郷の農村のありさまがうたわれている。「豊年」を実現しても、人々は奢侈に耽ることなく農耕に勤しむ。理想の楽園とも言うべき田園の世界が表現されている。ここで特に注目したいのは、本詩の末尾において、かかる理想の田園世界が「幽詩」す

なわち『詩經』の幽風の詩「七月」に関連づけられている点である。この田園にあって、「七月」の詩に歌われたことがらを、ひとつひとつ自らの手で実践したい——このような決意もしくは願望が述べられている。『詩經』幽風の「七月」は、季節ごとの農作業、言い換えれば一種の農事暦を歌つた作。そこに歌われたことがらとは、農事を指すと考えていいだろう。

『詩經』国風の最後に置かれた幽風は、周王朝創業期の事跡をうたつた作であり、周公（姬旦）<sup>（きなん）</sup>が作ったとされる。幽風に収める詩のうち、陸游の詩にあげられる「七月」は、周王室が幽（陝西省北西部）の地にあつて農業に勤しんでいた時の暮らしをうたう。故郷の田園＝農村生活をうたつた陸游の詩には、幽風の詩、とりわけ「七月」が繰り返し言及される。単純にその用例の数から見て、陸游ほど数多くの詩に言及する文人は他に例を見ない。陸游の田園詩を考えるうえで、『詩經』幽風はきわめて重要な検討課題と言えよう。<sup>（45）</sup>

## 幽風

先に中国の田園詩の基準点をなすのが陶淵明の詩だと述べた。だが、陶淵明以前にも、田園をテーマとする詩は少なからず存在した。なかでも特に重要なのは、周公の作とされる『詩經』の幽風、とりわけその冒頭に置かれる「七月」の詩であろう。陶淵明の詩と並ぶ、中国田園詩のもうひとつの基準点と言えるかもしれない。錢鍾書『宋詩選注』は、范成大（一一二六—九三）の「四時田園雜興」詩を中国における田園詩の集大成と位置づけ、その源流をなすものとして『詩經』幽風「七月」をあげている。ただし、錢氏によれば「七月」は必ずしも後世の田園詩のモデルとはならず、代つて大きな影響力を有したのが陶淵明の田園詩であったという。<sup>（46）</sup>「七月」は、中国の田園詩の歴史にあって、きわめて重要であるにもかかわらず、陶淵明の陰に隠れてややもすると忘れられがちであった作品ということになるかもしない。

ここで幽風の「七月」<sup>（47）</sup>を読んでおこう。長篇のため、冒頭と中間の各一章をあげる。

七月流火  
七月は流（よ）る火あり

九月授衣  
九月は衣を授く  
一之日觱發  
一の日は觱發（ひつはつ）

二之日栗烈	二の日は栗烈 <small>りつれつ</small>
無衣無褐	衣無く褐無ければ <small>けがわ</small>
何以卒歲	何を以て歲を卒えん <small>お</small>
三之日于耜	三の日は于に耜 <small>すき</small> し
四之日舉趾	四の日は趾 <small>あし</small> を挙ぐ
同我婦子	我が婦と子と同 <small>とも</small> に
餽彼南畠	彼の南畠 <small>なんば</small> に餽す <small>かれいす</small>
田畯至喜	田畯 <small>でんしゅん</small> 至りて喜ぶ
…… (中略) ……	……
九月築場圃	九月は場を圃 <small>はたけ</small> に築き
十月納禾稼	十月は禾の稼 <small>みのり</small> を納む
黍稷重繆	黍と稷と重 <small>しよ</small> と繆 <small>ちゆう</small> と
禾麻菽麦	禾と麻と菽と麦と
嗟我農夫	嗟 <small>ああ</small> 我が農夫よ
我稼既同	我が稼 <small>みのり</small> 既に同 <small>あつ</small> む
上入執宮功	上み入りて宮の功を執れ
昼爾于茅	昼は爾 <small>なんじ</small> 干きて茅 <small>かや</small> とり
宵爾索綯	夜は爾 <small>なんじ</small> 緗 <small>くわ</small> を索 <small>な</small> え
亟其乘屋	亟 <small>すみ</small> やかに其れ屋 <small>いえ</small> に乗れ
其始播百穀	其始 <small>やが</small> 播 <small>ま</small> 百穀を播かん

七月には傾きゆく火の星アンタレス、九月には着物の用意。十月はひゅうひゅう、十二月はひりひり。着物もなく毛織物もなければ、どうして年が越せる。さて正月に

は鋤の用意、一月には足をあげて耕す。（年よりが）うちの嫁と子供をつれて、南の方の耕作地へ弁当をもつてゆけば、見廻りの奉行さまもそこへ見えて、満悦。  
 ……（中略）……九月には野菜畑をつき直して麦打場にし、十月には穀物の取り入れをしまい込む。それは黍きびと小黍おいくちと晚稻おくれいなと早稻はやいな。稻と麻と豆と麦。ああ、我が農夫たちよ。うちの取り入れはもうちゃんとそろつた。（今年の野良仕事はこれでおしまい。）村へ帰つて室内での仕事をせよ。昼は茅かやを取りに行き、夜はそれで縄をなえ。さあ今のうちに（野良の小屋の）屋根の修繕だ。そのうちにいろんな穀物の種まきがはじまるから。

ひとことで言えば、農事暦をうたう歌。毎年繰り返される農の営みを月毎に列举する。人の労働が天地の永遠の運行と一体のものとしてとらえられ、働くことの根源的な喜びが真正面から飾らずに表現されていると言つていいいだろう。ここには悪をなす者は存在せず、労働に關していくつさいの搾取もなければ疎外もないかに見える。まさしく地上の樂園である。『詩經』魏風の「碩鼠」せきそく〔大ネズミ〕には、農民を搾取する惡しき為政者を大ネズミに喻えて「碩鼠碩鼠、無食我黍。……逝将去女、適彼樂土（碩鼠よ碩鼠よ、我が黍きなづなを食らう無かれ……逝よに將まわに女なんじを去り、彼の樂土に適ゆきかんとす）」とうたわれるが、ここで惡政に苦しむ農民たちが新たに目指そうとする「樂土」とは、まさに幽風の「七月」にうたわれるような農村であつただろう。

では、宋代の文人、特に蘇軾・陸游にとって幽風はどのように受けとめられていただろうか。蘇軒について言えば、管見の限り幽風への関心を直接述べた言葉は見当たらない。前掲の「東坡八首」其一が季節に沿つて稻作のプロセスをうたうのには「七月」の間接的な影響を認められるかもしれないが、さほど明確とは言えない。一方、陸游は幽風に対して高い関心を示している。「幽」の地が金の支配下にあつたため、いつそう切実に希求されたということかもしれない。錢鍾書によると、「七月」の伝統を自らの田園詩に吸収し、それによつて「泥土」と「血汗」、すなわち農耕の息づかいを表現し得たのが范成大「四時田園雜興」である。私見では、「七月」の伝統を踏まえつつ「泥土」と「血汗」の世界を表現するという点において、范成大に勝るとも劣らぬ達成を示した文人が陸游である（管見の限り、范成大には「七月」に直接言及する言葉は見られないが、陸游にはきわめて数多い）。以下、陸游の詩の言葉をあげながら見ていく。

陸游にとって幽風に歌われた田園＝農村はいかなる世界であったのか。ひとことで言えば、理想の「樂土」としての田園であった。かかる田園の世界を、自らが身を置く故郷の農村に重ねて詠じたと思われる作品の主なものを次にあげてみよう。なお、陸游が幽風に言及する例のほとんどは引退後の作品に見られる（陸游の詩が最も早く幽風に言及するのは、淳熙十四年、嚴州知事のときの作「夜坐示秦甥十韻」〔卷一九〕であるが、そこには「東山七月篇、万古真文章（東山七月の篇、万古 真の文章）」とあって、主に「文章」論の視点から幽風をとらえており、「田園」の主題は焦

点化されていない)。以下にあげる詩も基本的には引退後の晩年の作である。

例えは、開禧二年(一二〇六)の作「秋夜独坐聞里中鼓吹声(秋夜独り坐して里中鼓吹の声を聞く)」(『劍南詩稿校注』卷六八)には

収尽浮雲見素娥  
浮雲 収まり尽くして素娥あら見われ

青天脈脈映明河  
青天 脈脈として明河映ず

時平里巷吹彈闇  
時平らかにして里巷吹彈さわが闇しく

歳熟人家嫁娶多  
歳熟して人家嫁娶多し

高会不知清夜永  
高会 清夜の永きを知らず

散帰想見醉顏酡  
散じ帰れば 醉顔の酡あかさを想見す

小窓灯火晶熒処  
小窓の灯火 晶熒せる処

也有人賡七月歌  
也た人の七月の歌を賡ぐ有り

漂う雲は消えて月が顔を出し、夜空には絶え間なく流れる銀河が輝く。世はおだやかで村里には管弦の音がにぎやかに響き、作物が実つてあちこちの家で嫁入り嫁取りが行われる。盛大な宴はすがすがしい夜にいつ果てるとも知れず、宴果ててのち帰路につく人の赤らんだ酔顔が目に浮かぶ。灯火がちらちらと漏れる小さな家の窓辺、「七月」の歌をうたいつぐ人もいる。

#### 同年の作「農家」(卷六八)には

吳農耕沢沢  
吳農 耕すこと沢沢たり

吳牛耳湿湿  
吳牛 耳は湿湿たり

農功何崇崇  
農功 何ぞ崇崇たる

農事常汲汲  
農事 常に汲汲たり

冬休築陂防  
冬休 陂防を築き

丁壯皆雲集  
丁壯 皆な雲集す

春耕人在野  
春耕 人野に在り

農具已山立

農具 已に山立す

房櫂鳴機杼

房櫂 機杼鳴り

煙雨暗蓑笠

煙雨 蓑笠に暗し

尺薪仰有取

尺薪 仰ぎて取る有り

断屨俛有拾

断屨 俛きて拾う有り

洪水昔滔天

洪水 昔 天に滔り

得禹民乃粒

禹を得て民は乃ち粒す

食不知所從

食するに従る所を知らざれば

汝悔將何及

汝 悔ゆるも將た何ぞ及ばん

孩提同一初

孩提 同に初めを一にす

勤惰在所習

勤惰 習う所に在り

周公有遺訓

周公 遺訓有り

請視七月什

請う 七月の什を視よ

呉の農民たちがあちこちでいつせいに田を起こし、呉の牛たちが耳を揺らして働く。農の功績はこのうえなく尊いが、農の仕事はいつも苦しい。冬の農閑期には堤防を直すため、男たちが雲のごとくに集まる。春の耕作ではみな野に繰り出し、農具は山のよう立ち並ぶ。家々の窓辺からは機織りの音が漏れ、霧雨が蓑笠かぶつた人々を暗く霞ませる。わずかばかりの薪を振り仰いで採り、ちぎれた草鞋の藁をかがんで拾う。昔、洪水は天にまで達していたが、禹があらわれて民はやつと米粒にありつけた。食物の由つて来たるところを知らずにいると、悔やんでも悔やみきれないはめに陥る。子どもはみな幼いときは似たりよつたり、働き者になるか怠け者になるかは學習次第。周公に、またとなない遺訓がある。どうか「七月」の詩篇を見てほしい。

とある。前者には故郷の人々が秋の収穫を終えて喜び楽しむさまが、後者には農耕に勤しむさまがうたわれる。そのうえで、両首とも末尾に幽風の「七月」に言及する。前者は「七月」の詩をうたう人（陸游自身を指すか）もいると言い、後者は農耕に勤しむことの尊さは周公の遺訓たる「七月」に記されており、ぜひともそれを学ぶべきだと言う。いずれも、故郷の農村＝田園を「七月」にうたわれたそれに

結びつけてとらえてることを示す言葉と言えよう。

同様のことばは、嘉泰元年（一一〇一）の作「問中信筆二首……（問中 筆に信す二首……）」其一（巻四六）の「烹葵剥棗及時序、爛醉黍酒歌邠風（葵を烹<sup>いた</sup>、棗を剥<sup>むな</sup>く〔叩き落とす〕こと時序に及び、黍酒に爛醉して邠風<sup>ひんぷう</sup>を歌う）」、同年の作「秋興」其五（巻四七）の「酌酒桑陰下、邠風入醉歌（酒を酌む 桑陰の下、邠風 酔歌に入る）」、開禧三年（一一〇七）の作「山房」（巻七三）の「無衣已免幽人歎、数箔春蚕歲有常（衣無きも已に幽人の歎を免れ、数箔の春蚕 歳に常有り）」、同年の作「十一月十一日夜聞雨声」（巻七三）の「豊年儻可期、擊壤歌幽雅（豊年 儻し期すべくんば、擊壤 幽雅を歌わん）」といった詩句についても言えよう。いずれも、故郷の農村での、名利の桎梏を脱した幸福で満ち足りた自らの暮らしぶりを「豳（邠）風」の暮らしに結びつけてとらえたものである。「問中信筆二首」其一の句は、豳風「七月」の「六月食鬱及薁、七月亨葵及菽。八月剥棗、十月穫稻。為此春酒、以介眉寿（六月 鬱「ニワウメ」と薁「野葡萄」とを食らい、七月 葵と菽「豆」とを亨る。八月 棗を剥き、十月 稻を穫る。此の春酒を為りて、以て眉寿を介く）」の措辞を踏まえている。また「山房」の句は「七月」の「無衣無褐、何以卒歲（衣無く褐<sup>けがわ</sup>無ければ、何を以て歳を卒えん）」の措辞を転用する。

このほか、「豳風」や「七月」などの語を直接用いた例ではないが、開禧二年（一一〇六）の作「初冬歩至東村（初冬 歩みて東村に至る）」（巻六九）は次のようにうたわれる。

八月風吹粳稻香	八月	風吹きて粳稻香り
九月蕎熟天始霜	九月	蕎熟して天始めて霜ふる
男耕女餚常滿野	男	は耕し女は餚 <sup>かれい</sup> し常に野に満つ
宿麦覆塊皆蒼蒼	宿麦	塊を覆いて皆な蒼蒼
豊年比屋喜迎客	豊年	屋を比ねて喜びて客を迎え
花底何曾酒杯迮	花底	何ぞ曾て酒杯迮 <sup>せき</sup> らん
家人但覓浩歌声	家人	但し浩歌の声を覗むれば
不在東阡在南陌	東阡	に在らざれば南陌に在らん

八月、風吹いて稲は香り、九月、蕎麥熟して霜が降りはじめる。男は耕し女は飯を運び田畠に人が満ちあふれるころ、冬麦は土を覆つて青青とひろがる。豊

年でどの家も喜んで客を迎える、花の下、酒が不足することはない。家の者が、高らかに響く歌声の主を探しもとめようとすれば、東の通りか、さもなくば南の通りに行けばいい。

第三句の「男耕し女餩し常に野に満つ」には幽風「七月」の「三之日于耜、四之日舉趾。同我婦子、餩彼南畠（三の日〔正月〕には于に耜し、四の日〔二月〕には趾を挙ぐ。我婦と子と共に、彼の南畠に餩す）」が踏まえられていよう。冒頭の二句、季節ごと、月ごとに農作業が述べられる点も「七月」に共通するところがある。

このように、陸游が農村＝田園生活を『詩経』幽風に結びつけてとらえるのは、儒家思想を奉ずる士人として、経書たる『詩経』の詩に古の聖賢の善き政事が表現されていることを重視していたからであろう。前掲の「農家」詩などにも、そのことは明確に見て取れるが、ほかにも例えば慶元二年（一一九六）の作「秋夜紀懷（秋夜 懐を紀す）」（巻三五）には

魯叟一王法

魯叟 一王法

幽人七月詩

幽人 七月の詩

平生經世志

平生 経世の志

老死欲誰期 老死 誰にか期せんと欲する

魯の翁（孔子）が尊んだ王の政を示す『春秋』、幽の人があつたた「七月」の詩。かつて抱いた経世の志、老いて死に果てたのち、いつたい誰に託せばいいものやら。

とあって、幽風「七月」が「王法」を説いた『春秋』と並んで「経世」という儒家的理念を体現した作品としてとらえられている。

また、嘉泰二年（一一〇二）の作「雜興」（巻五〇）に

秦漢区区了目前 秦漢 目前を了するに区区たりて

周家風化遂無伝 周家の風化 遂に伝うる無し

君看八百年基業 君看よ 八百年の基業

尽在東山七月篇 尽く東山 七月の篇に在り

秦や漢は自先のことにつき汲々とし、周王の教化を受け継ぐことはついになかった。見たまゝ、周王朝八百年の事業の根本は、すべて幽風の「東山」「七月」の篇

に書きしるされている。

開禧二年（一二〇六）の作「雜興」（巻六六）に

読詩 読七月 詩を読むに七月を読み

治書 治無逸 書を治むるに無逸を治む

王業与農功 王業と農功と

事異理則一 事異なるも理は則ち一なり

『詩經』を読むには「七月」を読み、『尚書』を修めるには「無逸」を修める。王業と農功と、ことがらは異なるが道理はひとつだ。

同年の作「書意」（巻六九）に

唐堯授人時 唐堯 人時を授け

妙用均造化 妙用 造化を均<sup>ひそ</sup>しくす

我讀七月詩 我 七月の詩を読むに

周室亦其亞 周室 亦た其の亞なり

堯帝は農事曆を民に授け、そのすぐれた功績によつて造化の恩澤があまねく世に及んだ。わたしは「七月」の詩を読んで知った。周王室の功績は堯帝に次ぐものである、と。

とあるのは、いづれも幽風の詩に周王室の善政、特に農業面での善政が体現されていると述べたものである。「書意」詩は、周が農事曆を民に授けた堯帝の善政を継承したと言う。開禧二年の「雜興」詩に見える「無逸」は『尚書』周書の篇名。周公が成王に対して、その「逸豫（安逸）」を戒め、「稼穡之艱難（農事の苦勞）」を理解することの重要性を説いた篇。幽風「七月」が、それと並ぶ「王業」としての「農功」を説いた聖なる書物としてとらえられていたことがわかる（このほか「跋漢文帝後元年三月詔」〔渭南文集校注〕巻三〇）にも「七月」と「無逸」が並置されている。ちなみに、「七月」の毛詩序には「陳王業也。周公遭変、故陳后稷先公風化之所由、致王業之艱難也（王業を陳<sup>の</sup>るなり。周公 变に遭い、故に后稷〔周の始祖姫棄、堯に仕えて農業を司る〕・先公の風化の由る所を陳べ、王業の艱難を致す〔示す〕なり）」とあって、「王業之艱難」を述べるものと位置づける。また、朱熹『詩集伝』<sup>(49)</sup>は「七月」について「周公以成王未知稼穡之艱難、故陳后稷公劉風化之所由、使瞽蒙

朝夕諷誦以教之（周公 成王の未だ稼穡の艱難を知らざるを以て、故に后稷・公劉〔后稷の曾孫姫劉 農耕に勤しむ〕の風化の由る所を陳べ、瞽矇をして朝夕に諷誦して以て之を教えしむ）」と述べており、「尚書」無逸と同じく周公が成王に対して「稼穡之艱難」を説いた作と解している。

陸游には『詩經』の詩篇に言及する作が少なくなく、そのなかには幽風「七月」に通ずる、農事に関する主題をうたう詩に言及した作があつて注目される。前掲の嘉泰二年作「雜興」詩には「七月」と並んで幽風の「東山」があげられる。周公の東征に従つた兵士の帰還をうたつた作であるが、なかには兵士の故郷の農村の暮しがうたわれており、「七月」と共通する点が多い。このほかにも例えば「望永阜陵（永阜陵「孝宗の陵」を望む）」（巻三五）には「白頭才尽空濡筆、寧繼生民下武詩（白頭才尽きて空しく筆を濡せば、寧くんぞ生民下武の詩を継がん）」とあつて大雅の「下武」「生民」に、「牧羊歌」（巻四八）には「小童但搘竹一枝、豈必習詩知考牧（小童但だ搘う竹一枝、豈に必めん詩を習いて考牧を知るを）」とあつて小雅の「無羊」に、そして「春社日効宛陵先生体・社鼓（春社の日 宛陵先生の体に効う・社鼓）」（巻五三）には「君勿輕此声、可配豐年詩（君此の声を軽んずる勿れ、豐年の詩に配すべし）」、「閨雨（閨れみ雨おす）」（巻五八）には「我願上天仁、顧哀民語悲。鞭龍起風霆、尚繼豐年詩（我は願う上天の仁にして、民語の悲しきを顧哀し、龍に鞭ちて風霆を起こし、尚お豐年の詩を継がしめんことを）」とあつて周頌の「豐年」に、それぞれ言及している。「下武」は周の歴代の王を称えた詩、「生民」は后稷とその農業面での功績をうたう詩、「無羊」は毛詩序によれば「考牧（牧を考す）」、すなわち牧畜をうたう詩、「豐年」は収穫の祭祀をうたう詩。いずれも、農事を善き政事に結びつけて、あるいは善き政事のあらわれとしてうたつた詩である。陸游にとって『詩經』の詩は、なによりも儒家の経典のひとつであり、善き政事の教訓を伝えてくれる作としてとらえられていた。「七月」をはじめとする幽風の詩もまた、そのような作、開禧二年作の「雜興」詩の語を用いて言い換えれば「王業」としての「農功」をうたつた作として陸游を惹きつけていたのだろう。

ただ、「詩經」幽風に対するこのような見方は、儒家思想をバックボーンとする中国の士人にとってごく普通のものであり、特に独立性を有するわけではない。では、陸游の独自性はどのような点に認められるのか。ひとことで言えば、陸游が『詩經』幽風に表現された儒家的な理念・精神を、故郷の農村に身を置くなかで主体的に継承・実践しようとしていた点にあると言えよう。陶淵明「勸農」（陶淵明集）卷一に「哲人伊何、時惟后稷。瞻之伊何、実曰播植。舜既躬耕、禹亦稼穡。遠若周典、八政始食（哲人伊何ぞ、時れ惟れ后稷なり。之を瞻す「民を満足させる」は伊れ何ぞ、実に播種と曰う。舜既に躬耕し、禹亦た稼穡す。遠く周典〔尚書〕周書に若れば、八政食を始めとす）」とあるように、儒家思想において尊崇の対象であった后稷・舜・禹らは、農を政の根本として重んじ、自ら農耕に勤しむ存在であった。儒家

にとつてのめざすべき理想的な存在のひとつが、「躬耕」し「稼穡」する者であつたのであり、陸游もその例外ではない。彼にとつて、故郷の農村こそは幽風の教えを自らの身をもつて踏み行う場所であつたのだ。

これまでにあげた詩にも、そのような考え方があらわれていよう。例えば、前章の末尾にあげた「春晚書村落間事」詩には「幽詩有七月、字字要躬行（幽詩 七月有り、字字 躬行を要む）」とあつて、「七月」詩を「躬行」すなわち自ら実践することが宣せられている。さらにはかの例をあげれば、慶元五年（一一九九）の作「示兒子（兒子に示す）」（巻四一）に

禄食無功我自知  
禄食 功無きこと我自ら知る

汝曹何以報明時 汝曹 何を以てか明時に報ゆる

為農為士亦奚異 農と為り士と為るは亦た奚ぞ異ならんや

事国事親惟不欺 国に事え親に事うるは惟だ欺かざれ

道在六經寧有尽 道は六経に在りて寧くんぞ尽くる有らん

躬耕百畝可無飢 躬ら百畝を耕せば飢うこと無かるべし

最親切処今相付 最も親切なる処 今相い付せん

熟読周公七月詩 周公 七月の詩を熟読せよ

禄を食みながら功をあげていないので自分でもわかつてゐる。おまえたちは何によつて英明の世に応えるのか。農夫であるのと士人であるのと、何の違いがあろうか。國家に仕え父母に仕えるのに重要なのはただひとつ、欺かないこと。守るべき道は六経に書き記されていて尽きることなく、この手で百畝の土地を耕せば飢えることはない。最も肝心な点をいま授けよう。周公の「七月」の詩を熟読せよ。

嘉泰元年（一二〇二）の作「邠風」（巻四八）に

少學詩三百 少くして詩三百を学ぶに

邠風最力行 邇風 最も力行す

春前耕犧健 春前 耕犧健やかに

節近祭猪鳴 節近く 祭猪鳴く

簷日桑榆暖

簷日 桑榆暖かく

園蔬風露清

園蔬 風露清らかなり

金丹不須問

金丹 問うを須らず

持此畢吾生

此を持て吾生を畢えん

若き日に『詩経』三百篇を学んだが、幽風の教えを最も努め励んだ。春を迎えて耕作の牛は健やか、節日が近く犠牲に屠られる豚が鳴いている。軒に差し込む日差しが柔や温を暖かく照らし、畑の蔬菜に露が清らかに結ぶ。長生の金丹術を求めるには及ばない。こうして我が人生を終えるとしよう。

開禧元年（一二〇五）の作「視東臯帰小酌（東臯を視て帰りて小酌む）」（巻六四）に

少年誤計慕浮名

少年 計を誤まりて浮名を慕い

更事方知外物輕

事を更て方めて外物の軽きを知る

身誓生生辭祿食

身は生生 祿食を辞するを誓い

家當世世守農耕

家は當に世世 農耕を守るべし

授時堯典先精讀

時を授くる堯典 先ず精読し

陳業幽詩更力行

業を陳ぶる幽詩 更に力行す

最好水村風雪夜

最も好きは水村風雪の夜

地爐煙暖歲豬鳴

地爐 煙暖かくして歲豬鳴く

若き日に人生の計略を誤つて虚名を求めた。世事にもまれてやつと外界のものごとにはたいした価値はないと思った。この身がいくたび生まれ変わつても禄を食むのはよそう、我が家は代々、農耕の暮らしを守るのがよい。曆を授けてくれた堯の言葉をまずは熟読し、王業を陳べた幽風の訓えを努め励もう。最も好ましいのは水辺の村の風雪の夜、用炉裏の煙は暖かく年越しのご馳走に供する豚の鳴き声が聞こえる。

嘉定元年（一二〇八）の作「幽居記今昔事十首、以『詩書從宿好、林園無俗情』為韻（幽居今昔の事を記す十首、『詩書宿好に従い、林園俗情無し』  
〔陶淵明〕を以て韻と為す）」其一（巻七六）に

総角入家塾 総角 家塾に入り

学経至幽詩

経を学びて幽詩に至る

治道本畊桑

道を治むるは畊桑もとを本もととす

此理在不疑

此の理 疑わざるに在り

今茲垂九十

今茲 九十に垂とし

謝事居海涯

事を謝して海涯に居る

戴星理農業

星を戴きて農業を理め

未歎筋力衰

未だ筋力の衰うるを歎ぜず

四月築麦場

四月 麦場を築き

五月瀦稻陂

五月 稻陂に瀦る

秉火去螟蝗

火を秉りて螟蝗を去り

磨刀剪棘茨

刀を磨きて棘茨を剪る

西成大作社

西成 大いに社を作なし

歌鼓樂聖時

歌鼓 聖時を樂しむ

まだ総角あさまきを結っていた子どものとき、家塾に入り経書を学んで幽風の詩に及んだ。道を修めるには農耕こそが根本、この道理は疑いようもない。齢九十になろうとする今、御上のお役目を辞して海辺の村に暮す。星照る夜空を戴いて畠仕事に勤しみ、まだ体の衰えを歎きはしない。四月には麦打ち場を築き、五月には稻田に水をためる。たいまつを手に虫を追いやり、鎌を研いで雑草を刈り取る。秋の取り入れが終われば社日の祭を盛大に行い、歌や太鼓で聖明なる世を言祝ぐ。

同年の作「後死」（巻七八）に

後死非初望

後死 初めより望むに非ず

餘生只自悲

餘生 只たゞ自だ悲しむ

旧交孤劍在

旧交 孤劍在り

壯志短檠知　壯志　短檠知る

行歩雖依杖　行歩　杖に依ると雖も

光陰未付棋　光陰　未だ棋に付せず<sup>(5)</sup>

為農自當力

農と為らば自ずから當に力むべし

不為學幽詩

幽詩を学ぶ為ならず

死に後れることは初めから望んでいたわけではない。残んの人生をただ悲しむばかり。古い友たちはみな没し、友情の証しの孤剣だけがのこされた。若き日の壮大なる志を、読書に寄り添つてくれた小さな燭台は知つてゐる。出歩くには杖に頼るありあさまだが、碁を囲んで時をやり過ごしてゐるわけではない。

農民である以上、百姓仕事に精を出すのは当然のこと。幽風の詩を学ぶためではない。とあるのは、いざれも陸游が自らの暮らす農村を儒家經典たる幽風の教えを実践する場、詩中の語を用いれば「力行」（『礼記』中庸に出る語）する場としてとらえたものである。「視東臯帰小酌」詩は、農事暦を民に授けた堯の事跡を述べる『尚書』堯典と「王業の艱難」を述べる『詩經』幽風とを並べて位置づけ、それらを「精讀」して学ぶだけでなく自ら「力行」して実践しようと言つてゐる（「精讀」と「力行」は互文の関係にあるだろう）。また「後死」詩は、農夫である以上、農作業に務めるのは当然であり、幽風の教えを学ぶために働くのではないかと言つてゐる。もちろん、これは幽風の教えを「学ぶ」ことを否定したものではない。「学ぶ」ことを前提としたうえで、それを「力行する」、すなわち実践することの重要性を述べたと解すべきだろう。

右にあげた詩と同様の見方は、嘉泰二年（一二〇二）の作「自述」（巻五二）に「詩書修孔業、場圃嗣幽風（詩書 孔業〔孔子の儒家学説〕を修め、場圃 幽風を嗣ぐ）」、嘉泰四年（一二〇四）の作「晨起」（巻五九）に「旧学蟲魚箋爾雅、晚知稼穡講幽風（旧と蟲魚を学びて爾雅に箋し、晩に稼穡を知りて幽風を講ず）」、開禧三年（一二〇七）の作「読幽詩（幽詩を読む）」（巻七三）に「我讀幽風七月篇、聖賢事事在陳編。……吾曹所学非章句、白髮青灯一泫然（我 幽風七月の篇を読むに、聖賢 事事 陳編に在り。……吾曹の学ぶ所は章句に非ず、白髮 青灯 一たび泫然たり）」とあるなど、ほかの詩にも数多く表現されている。「読幽詩」詩に「吾曹所学非章句」とあるのは、幽風の詩を単なる読書・学問の対象とするに抗い、実践の規範として活用しようとする姿勢を表明したものと言えよう。同様のことは、「晨起」詩についても言える。『爾雅』のなかの虫や魚の解説に細々とした注釈を加えるような「章句」の学の対象としてではなく、「稼穡（農作業）」に役立てるための根本的かつ実

践的な教えとして幽風の詩をとらえていよう。

故郷の農村＝田園に身を置く陸游が『詩經』幽風に体現された儒家的「経世」の理念を継承・実践しようとしていたことは、次にあげる詩にも明確に見て取れよう。紹熙五年（一一九四）、山陰での作「夏四月渴雨、恐害布種、代郷隣作挿秧歌（夏四月 雨渴すれば、種を布くを害するを恐れ、郷隣に代わりて挿秧歌を作る）」（巻一九）は次のようにうたわれる。

浸種二月初	種を浸す	二月の初め
挿秧四月中	秧を挿す	四月の中
小舟載秧把	小舟 秧把を載せ	
往来疾於鴻	往来すること鴻より疾し	
吳塩雪花白	吳塩 雪花のごとく白く	
村酒粥面濃	村酒 粥面のごとく濃し	
長歌相贈答	長歌 相い贈答し	
宛転含幽風	宛転として幽風を含む	
日暮飛漿帰	日暮 飛漿帰り	
小市鼓鼉繫	小市 鼓は鼉繫たり	
起居問尊老	起居 尊老に問ひ	
勤儉教兒童	勤儉 児童に教う	
何人采此謠	何人か此の謠を采り	
為我告相公	我の為に相公に告げん	
不必賜民租	民租を賜わるを必めず	
但願常年豊	但だ願う 常に年豊なるを	

二月の初めに稻の種を水に浸し、四月の中ほどに稻の苗を植える。苗束を載せた小舟が、鴻よりもすばやく行き交う。吳の国の塩は雪の花びらのように白く、

田舎仕込みのどぶろくは粥のように濃い。高らかな声で歌をやりとりすれば、響き合つて幽風の詩の調子を帯びる。夕暮れには人々が櫂を飛ばして家路をたどり、小さな市に太鼓の音がトントンと鳴り渡る。みな年寄りには恭しくご機嫌を伺い、子どもには勤しみ励め、つつましくあれと教え諭す。誰かこの歌を採りあげて、代って宰相どのに伝えてはくれまいか。税の减免を賜わるのを求めはしない。ただ毎年の豊年を願うだけ。

一見すると樂園の如き農村を幽風の光景に重ねてうたつた作に見えるが、単にそれだけには止まらない。注目されるのは第十三・十四句の「何人采此謡、為我告相公」。陸游は、「挿秧歌（田植え歌）」に模して農村の暮らしをうたう本詩が、いわゆる「采詩」の対象となることを願つてゐる。つまり、本詩を帝王に献上し、帝王に読んでもらいたい、と。「采（採）詩」とは、帝王は「採詩の官」が民間から採集してきた詩を通して民の暮らしぶりを知り、自らの政治の善し悪しを判断し、悪いところがあればそれを正す、という考え方。類似した言い方に「献詩」「陳詩」などがある。詩を帝王に献上して、それを読んで政治を正しく改めてもらう、という考え方を言う。「毛詩大序」に「上以風化下、下以風刺上。主文而諷諫、言之者無罪、聞之者足以戒（上は以て下を風化し、下は以て上を風刺す。文を主として諷諫〔諷諫〕し、之を言う者は罪無く、之を聞く者は以て戒むるに足る）」と宣せられるような、為政者に対する「詩」による「諷諫」の理念・精神を体现した制度である。ここで陸游は、かかる「採詩」の対象となるような詩を作り、「諷諫」の精神を実践したいと願つてゐる。言い換えれば、自らを『詩經』幽風を作つた「詩人」になぞらえるようななかたちで故郷の農村を見つめ、詠じてゐる。つまり、自らの詩を幽風の詩になぞらえているのだ。文人＝農夫を自認する陸游にとって、幽風の精神を実践するとは単に農夫として農耕に励むことだけを意味するのではなく、文人＝「詩人」としての実践、すなわち詩を作ること、そしてそれを通して「諷諫」を行うことをも意味していたのである。

いま述べた点に関連して、さらにいくつかの詩を読んでみよう。例えば、最晩年の嘉定二年（一二〇九）の作「時鳥」（巻八二）には次のようにうたわれる。

日出鳴布穀

日出でて布穀鳴き

月落鳴子規

月落ちて子規鳴く

一氣之所感

一氣の感ずる所にして

彼亦不自知

彼も亦た自ら知らず

架犁最晚至

架犁 最も晩く至り

適當農事時

適に農事の時に當たる

丁壯戴星出

丁壯 星を戴きて出で

力作孰敢遲

力作 孰か敢えて遅れん

鳴者既有警

鳴く者 既に警むる有れば

聞者得以思

聞く者 以て思うを得

乃知失時輩

乃ち知る 時を失する輩

強聒終何為

強いて聒しくするも終に何をか為さん

百舌亦能言

百舌 亦た能く言うも

今黙乃其宜

今黙するは乃ち其れ宜し

我作時鳥篇

我 時鳥の篇を作りて

用繼幽人詩

用て幽人の詩を繼がん

日が出ればカツコウが鳴き、月が沈めばホトトギスが鳴く。同じ天地の気に動かされてのことであり、彼らも自分ではわからない。「犧ナキを牛ナシにつける」と鳴く鳥はいちばん遅くやって来る。ちょうど畠仕事の忙しいときに。朝まだき、男たちは夜空の星を戴いて家を出る。一生懸命に働いて、仕事に後れる者はない。鳥たちが鳴き声をあげるのは人々を戒めるため、それを聴く者はあれこれと思いをめぐらすことができる。それでわかった。時宜を失した輩は、ことさらに喧しく騒ぎ立てるが、結局は何の役にも立たぬ。百の舌をもつモズは口ヤカ。が達者だが、いま黙っているのはなかなかよろしい。わたしは季節の鳥の詩をうたう。幽人の詩を受け継ぐために。

「布穀」「子規」「架犁」「百舌」などの鳥が詠じられる。「布穀（種をまけ）」「架犁（犁をつける）」は、鳥の鳴き声を人の言葉に聞きなしたものであり、鳥の名前もある（ここでは「子規」も「子帰（子帰れ）」の意を掛けたものと聞きなされているかもしれない）。いわゆる「禽言」。宋代には「禽言」を題材にした詩が数多く書かれる。禽言の多くは農事にかかわるメツセージとなっている。鳥は時節に応じて鳴くため、一種の暦としての役割を果たしており、時節に応じた作業を行うことが求められる農業との関連が意識されたのだろう。本詩は、題に「時鳥」と言うように、時節に応じて発せられる禽言を軸として田園での農耕生活をうたう。そのうえで、末尾の二句に陸游は言う。本詩に

よつて『詩經』幽風の詩を繼承しよう、と。自らを幽風の詩人になぞらえようとする意識が明確に見て取れる。

また、嘉定元年（一二〇八）の作「閩吳中米価甚貴」二十韻（吳中の米価甚だ貴しと聞く二十韻）（巻七九）は次のようにうたわれる。

千錢得斗米	一斛当万錢	一斛	万錢に当たる
嗟汝蚩蚩民	嗟 汝 蚩蚩たる民	嗟 汝	蚩蚩たる民
何恃以自全	何を恃みて以て自ら全うす	我欲告父老	我 父老に告げんと欲す
食為汝之天	食は汝の天 <small>な</small> 為りと	勿結迎神社	結ぶ勿れ 迎神の社
勿飾杭湖船	築室勿斲削	但取垣屋堅	室を築くに斲削する勿れ 但 <small>た</small> だ垣屋の堅なるを取れ
婦女省釵沢	但取垣屋堅	婦女 釵沢 <small>はぶ</small> を省 <small>け</small> け	室を築くに斲削する勿れ 但 <small>た</small> だ垣屋の堅なるを取れ
野粧何用妍	野粧 何ぞ妍 <small>もつ</small> を用 <small>もち</small> てせん	利に趨 <small>は</small> りては常に薄きに処 <small>お</small> れ	野粧 何ぞ妍 <small>もつ</small> を用 <small>もち</small> てせん
趨利常處薄	衆役常 <small>は</small> りては常に前 <small>まへ</small> に在 <small>ゐ</small> り	利に趨 <small>は</small> りては常に薄きに処 <small>お</small> れ	利に趨 <small>は</small> りては常に薄きに処 <small>お</small> れ
歲時相勞苦	歲時 苦を相 <small>ねぎら</small> い勞 <small>ら</small> い	歲時	歲時 苦を相 <small>ねぎら</small> い勞 <small>ら</small> い
盛饌一豚肩	盛饌 一豚肩	市に近くして酒を致すべし	市に近くして酒を致すべし
近市可致酒	近市可致酒	雖薄亦醺然	薄しと雖も亦た醺然たり
切勿慕公卿	切勿慕公卿	切に公卿を慕う勿れ	切に公卿を慕う勿れ

早朝妨熟眠	早朝 熟眠を妨ぐ
亦勿謀高貲	亦た高貲を謀る勿れ
貪吏不汝憐	貪吏 汝を憐まず
有負固吹毛	負有れば固より毛を吹く
無罪亦株連	罪無きも亦た株連せらる
豈暇論曲直	豈に曲直を論ずるに暇あらんや
挺繫如登仙	挺繫すれば登仙の如し <small>(52)</small>
短褐与飯豆	短褐と飯豆と
温飽可終年	温飽 年を終うべし
草廬挂葦箔	草廬 葦箔を挂くれば
乃可數世伝	乃ち数世に伝うべし
朱門雖赫赫	朱門 赫赫たりと雖も
交化如飛煙	交も化して飛煙の如し
為農最得策	農と為るは最も得策
本無祿与權	本より祿と權は無し
時平自逸樂	時平らかにして自ずから逸楽
奉牲祭其先	牲を奉じて其の先を祭る
不幸有散徙	不幸にして散徙有れば
均為萬民編	均しく民編に寓せらる <small>(53)</small>
吾詩不足徵	吾が詩 徵するに足らず
請う 七月の篇を読むを	請う 七月の篇を読むを

千銭で一斗の米が得られ、一石の米が万銭に値する。ああ、朴訥なる民よ、何によつて自らの生を全うするのか。父老方に告ぐ。食こそはお前たちの由つて来るところ。集まつて神降ろしの社を結んではいけない。湖を行く舟を飾り立ててはいけない。家を建てるに彫刻などもつてのほか、壁や屋根を頑丈にすればよい。婦女に簪や化粧は無用、田舎の装いに華やかさはいらない。利に走つてもわずかに止めるがいい。多くの役務がつねに待つてはならぬ）。季節ごとの祭には互いに苦労をいたわつて、ごちそうに豚の肩肉をならべる。市場に近く酒は手に入る。酒は薄いが酔つぱらうには十分。公卿になろうなどと望んではいけない。朝早く参内するため満足に寝てられないのだから。また、金持ちになろうとしてはいけない。欲張りの役人は見逃してはくれないのだから。何か過ちを犯せば毛を吹き分けて小さな疵を探すように追究し、過ちが無くとも芋づる式に引つ立てる。善し悪しを論ずるような手間はかけてもらえず、棒で殴つて縛りあげられればまるで昇仙したかのようにお陀仏となる。（おまえたちよ）丈の短い麻の着物に豆だけの飯、そんな暮しこそ満足して年を終えられる。草葺きの家に葦のすだれ、そんな家こそ数代にわたつて住んでゆける。朱塗りのきらびやかな御殿に住んだとて、みな次々と飛び去る煙のよう死んでゆく。農夫となることこそ得策、俸禄や権力とは縁がない。世が穏やかなならば楽しく暮らせるし、犠牲を捧げて祖先を祭る。不幸にして逃散となつても、平等に移民として戸籍に受け入れてもらえる。わたしの詩など採つていただくには及ばない。どうか「七月」の詩を読んでいただきたい。

故郷の農民たちに向けて、質素な暮らしを心がけよと説きつつ、農村の暮らしの良いところを称える。「切勿……」以下の八句は、世間の生きにくさを述べている。なかでも「無罪亦株連」の一句は、第一章に述べたような、讒言とそれによって無辜の罪を被せられる官界の危険にも通ずる世間の掟の怖ろしさを言う。そのうえで、「為農……」以下の六句に農民としてつましく生きることこそ幸福であると述べる。そして、末尾の二句には言う。自分の詩は取りあげるに足りないから、幽風の「七月」の詩を読んで欲しい、と。一種の謙遜の言葉ではあるが、自らの詩を幽風になぞらえたものと考えていいだろう。

また、紹熙元年（一一九〇）、彈劾を受けて官界を退いた直後の作「鄰曲有未飯被迫入郭者、憫然有作（鄰曲に未だ飯せずして追うを被りて郭に入る者有り、憫然として作る有り）」（巻二）は次のようにうたわれる。

春得香秈摘綠葵

香秈を春<sup>づ</sup>き得て綠葵を摘み

県符急急不容炊

県符急急として炊<sup>か</sup>ぐを容れず

君王日御金華殿

君王日に金華殿に御するに

誰誦周家七月詩

誰か誦せん 周家 七月の詩

香しい米を擣いて、お菜に緑のフュアオイを摘んできたが、県の役人は令状をかざして慌ただしく急き立て、飯を炊く暇も与えてくれない。君王は日々、金華殿にお出ましのはず、周王朝の「七月」の詩を歌つてさしあげる者はいないのだろうか。

近隣の農民が、税の未納によるのだろうか、役人に連行されたことへの憤りを述べる。後二句は言う。君王に幽風「七月」の詩を読み聞かせて諭して差しあげる者はいないのだろうか、と。皇帝が政務に励んでいるにもかかわらず、それを正しく補佐できぬ側近の無能・不作為を批判する。言外に、自らの詩を幽風の詩の代替としたい、あるいは自らも幽風と同様の農事の尊さをうたつた作品を書き、それによつて君王への「諷諫」の意を届けたいといふ願望があらわれた作と言えるのではないだろうか。なお、これを読むと、陸游が暮らす農村も現実には理想郷から遠く、慘たらしい負の部分も少なくなかつたことがわかる。このように陸游の詩には、決して数多くはないが現実の農村に潜む負の部分をうたつた作も見られる。ここから次のように言つてみてもいいだろう。現実の農村が負の部分を避けがたく含んでゐるからこそ、陸游は理想郷としての農村をうたつたのだと。仮に、現実に理想郷に身を置く者がいるとして、その眼に理想郷は映らないだろうし、ましてやそれを詩にうたおうとはしないだろう。現実には理想郷に身を置くことがかなわないからこそ、詩人はそれを美しく言葉にしようとするのではないか。その意味では、陸游の詩がうたう樂土としての農村は、祈りや願いを込めた非現実の理想的なヴィジョンとしての性格を有していたと考えるべきであろう。

最後に、もう一例、陸游の最晩年の詩を読んでおきたい。嘉定二年（一二〇九）の作「村居即事」（巻八四）は次のようにうたわれる。

西成東作常無事	西成 東作 常に事無く
婦餚夫畊万里同	婦餚 <small>かれい</small> し夫畊 <small>ながや</small> すこと万里同じ
但願清平好官府	但だ願う 清平にして官府好く
眼中歷歷見幽風	眼中に歷歷として幽風を見るを

秋の刈り入れ、春の種まき、いつもながらの穂やかな日々。妻は弁当を運び、夫は鍬を振るう、いずこも同じ光景。ひたすら願うのは、天下太平にして役所の善き計らいを得て、眼前にありありと幽風の歌の世界を眺められること。

前二句がうたうのは労働の喜びに満ちた理想郷とも言うべき農村＝田園の様子。それに続く後二句には陸游の願望が述べられる。末句に「眼中に歷歷として幽風を見る」とあり、前半二句にうたわれる農村の姿に重ね合わせるようにして、陸游は『詩経』幽風の詩の世界

を思い浮かべている（第二句の「婦鑑夫畊」は、先に挙げた「初冬歩至東村」詩と同じく、「七月」の句「三之日于耜、四之日舉趾。同我婦子、鑑彼南畝（三の日には子に耜<sup>こにすき</sup>し、四の日には趾<sup>あ</sup>を挙ぐ。我が婦子とともに、彼の南畝に鑑<sup>かねす</sup>す）」を踏まえていよう）。いま眼前に周王朝初期と同様の理想郷が実現されているのを言祝ぐとも解せるが、第三句に「但願……」とあるのを素直に受け取るならば、やはり理想郷は未だ実現しておらず、またそうであるが故にその実現を切に願つていると解すべきだろう。いずれにしても、儒家思想を奉ずる士人たる陸游にとって農村＝田園が持つ意味、また陸游の農村＝田園にとって『詩經』幽風が持つ意味を考えるうえで、きわめて重要な作品である。

陸游と言えば、憂国＝愛国の詩人であり、その絶筆『示兒』（兎に示す）（巻八五）に「死去元知万事空、但悲不見九州同。王師北定中原日、家祭無忘告乃翁（死し去れば元より知る 万事空しと、但<sup>た</sup>だ悲しむ 九州の同じきを見ざるを。王師 北のかた中原を定むる日、家祭 忘る無かれ 乃翁に告ぐるを）」と、皇軍による北方領土奪還の願いをうたうのが、彼の理想を集中的に体現するものと位置づけられてきた。だが、右にあげた「村居即事」もまた、陸游の理想を体現した作品として、「示兒」詩に勝るとも劣らない重要な価値を有しているのではないだろうか。

## おわりに——罪人の文学

先に、周の文王が讒言を受けて獄に繫がれ「拘幽操」なる樂府（琴曲歌辭）を作ったとする伝承（蔡邕『琴操』）について述べた。その文王の子で成王の攝政となつた周公（姬旦）もまた「流言」を被つた人物である。『尚書』<sup>54)</sup>金縢には

武王既喪。管叔及其群弟、乃流言於國曰「公將不利於孺子」。……周公居東二年、則罪人斯得。于後公乃為詩以貽王、名之曰「鴟鴞」。

武王の葬儀が終わると、管叔とその弟たちが国内に「周公は武王の子息（成王）にとってよくない」と流言した。……周公は東にとどまること二年、罪人の管叔らが捕らえられた。そこで、周公は詩を作つて王（成王）に贈り「鴟鴞」と名づけた。

とあって、武王没後、周公が管叔とその弟蔡叔・霍叔ら三人の「周公は成王のためにならない」という趣旨の「流言」を受けたことが述べられる。「流言」は一種の讒言。孔安国の伝には「乃放言於國、以誣周公、以惑成王（乃ち言を國に放ち、以て周公を誣い、以て成王を惑わす）」とあって、「誣（誣告）」と言い換えられる。この讒言を受けた直後、周公は東方に二年間の遠征に出向く。その間に、管叔らは捕えられるが、成王は依然として「流言」を信じ、周公を疑う。その疑いを解き、周王朝を守り支えるために、周公は「鴟鴞」の詩を作つて成王

を諭そうとしたのだという。この「鴟鴞」は『詩經（毛詩）』幽風に収められるが、その序文（毛詩序）にもほぼ同じ趣旨の説明がなされる。また『史記』魯周公世家にも「鴟鴞」の背景をめぐつて同様の記述が見える。「鴟鴞」は、猛禽の鴟鴞（フクロウ）の襲撃から我が子を必死に守ろうとする者の思いをうたつた作である。『尚書』金縢や毛詩序の解説は実際には後づけの解釈に過ぎないかもしれないが、そのような背景のもとに作られた詩としても読めるような内容になっている。邪惡の象徴たる鴟鴞に管叔らを喩え、彼らの策謀から周王室を守ろうとする周公の意思を訴えた詩として。

ここでまず注目したいのは、「鴟鴞」が讒言を受け罪に問われた周公の思いを表現した詩、すなわち一種の「罪人の文学」であること。先に『詩経』には「罪人の文学」が少なからず見られることを指摘したが、「鴟鴞」もそのひとつに数えられるのだ。そして、さらに注目すべきは次の点である。「鴟鴞」は『詩経』幽風に收められて、幽風冒頭の「七月」の後に置かれるが、この「七月」についてもまた古注は「鴟鴞」と同様の背景のもとに作られた作、すなわち周公が管叔・蔡叔らの讒言を受けたときの作としている。「七月」の毛詩序には「陳王業也。周公遭変、故陳后稷先公風化之所由、致王業之艱難也（王業を陳ぶるなり。周公 変に遭い、故に后稷・先公の風化の由る所を陳べ、王業の艱難を致すなり）」とあり、鄭玄の箋には「周公遭變者管蔡流言辟居東都（周公 変に遭うとは管蔡〔管叔・蔡叔〕流言して東都に辟居するなり）」とある。これによれば、「七月」もまた「鴟鴞」と同じく「罪人の文学」であったと言えるかもしれない。<sup>(55)</sup>

本稿に述べてきたように、「七月」をはじめとする『詩経』幽風の詩は、故郷の農村＝田園に身を置き、そこで生活をうたう陸游が理想として仰ぎ見る特別な意味を持つ作品であった。陸游にとって幽風の詩は果たして古注が説くように「讒言によって罪に問われた者の歌」であったのだろうか。当時の『詩経』解釈学のあり方に眼を向ける必要がある。陸游の活動した時代、すでに毛詩の序はその存在意義を疑っていた。陸游の友人でもあった朱熹の『詩經』解釈においては、毛詩序が廢されていたことは周知の通りである。したがって、陸游が幽風の詩を読む際に毛詩序に依拠していたとは考えにくい。だが、毛詩序が廢されたからといって、古注の伝統的解釈の枠組みが廢されたわけではない。しかも「鴟鴞」について言えば、毛詩序とほぼ同じ内容の記述は『尚書』金縢や『史記』魯周公世家にも見え、伝承としてはなお生きている。こうした点を総合すれば、陸游は「七月」をはじめとする幽風の詩を「讒言によって罪に問われた周公の歌」、すなわち一種の「罪人の文学」であるという古注の解釈の枠組みのなかで読んでいたと考えていいのではないだろうか。

このように考えるとき、陸游が友人陳棠（字德召、号澹齋居士）の詩集のために書いた「澹齋居士詩序」（『渭南文集校注』卷一五）に見える

次の言葉はきわめて興味深い。

詩首國風、無非變者。雖周公之幽、亦變也。蓋人之情、悲憤積於中而無言、始發為詩。不然、無詩矣。蘇武・李陵・陶潛・謝靈運・杜甫・李白、激於不能自己、故其詩為百代法。國朝林逋・魏野以布衣死、梅堯臣・石延年棄不用、蘇舜欽（底本は「卿」に作るが『四部叢刊』本により改めた）・黃庭堅以廐絶死。近時江西名家者、例以党籍禁錮、乃有才名。蓋詩之興本如是。紹興間、秦丞相檜用事、動以語言罪士大夫、士氣抑而不伸、大抵竊寓於詩、亦多不免。

『詩經』のはじめに置かれる國風に「變」ならざるものはない。周公の作られた幽風の詩も、やはり「變」である。思うに、人の情は、悲しみや憤りが心中に鬱積して言葉とならないものが、外へと発せられるとそれが詩となるのだ。そうでなければ、詩は存在しない。蘇武・李陵・陶潛・謝靈運・杜甫・李白は、悲憤がやむにやまれずして噴出した。だから、その詩は百代にもわたる規範となつた。わが朝の林逋・魏野は処士のまま没し、梅堯臣・石延年は見棄てられたまま用いられず、蘇舜欽・黃庭堅は放逐されたまま没した。近年の江西派の名家たちは、みな党籍に入れられて禁錮となり、それによつて才名を得た。詩の発生はもともとこのようなものであったのだ。紹興年間、丞相の秦檜が政治を執り行うと、しばしば言論によつて士大夫を罪に問うた。それによつて、士大夫の気持ちは抑え込まれて解き放たれなかつた。彼らの多くは、心中の思いを詩に秘やかに託そとしたが、ほとんどは罪を免れなかつた。

ここで陸游は『詩經』の幽風を、詩人の「發憤」によつて作られた「變風」の詩として位置づけている。そして、幽風と同様の「發憤」からなる作を書いた歴代の文人を列挙する。ここに提示されているのは、司馬遷以来語られてきた「發憤著書」説に立つ文学史である。<sup>(56)</sup>ここにあげられる文人の多くが「罪」に問われた経験を有することを踏まえるならば、一種の「罪人の文学史」でもある（『發憤著書の文學史』と「罪人の文學史」とは根本においては重なり合うのだ）。そのうえで本序はさらに紹興年間、秦檜の強権政治によつて詩人の作品が罪に問われて弾圧されたこと、秘やかに批判の意を寓した作品であつても罪に問われるのを免れなかつたことなどを述べている。ここで陸游は、秦檜により罪に問われた詩人として、具体的な人物名をあげてはいない。<sup>(57)</sup>だが、おそらく、自分自身もまた秦檜によつて罪に問われた者のひとりであるとの意を言外に含めていよう。自らを『詩經』幽風以来の「罪人の文学史」に位置づけたものと考えられる。

『澹齋居士詩序』は、自らも属する中国の「罪人の文学史」の始源に『詩經』幽風を位置づけていた。陸游にとつて、「七月」をはじめとする幽風の詩は、単なる農村・田園をうたう作品ではない。何よりもそれは、讒言によつて罪に問われた者の「發憤」の結果として生み出された「罪人の文学」であつたのだ。そして、それは陸游自身の田園詩にもある程度当てはまる。陸游は、自らを幽風の作者である

周公に重ねてとらえ、周公の後継者として位置づけようとしていたのかもしれない。

陸游にとっての「田園」は単に幸福感・充足感に満ちた隠逸・農耕の場としてあつたわけではなく、積極的に示されることはなかつたものの「罪人」としての憤懣や鬱屈などの複雑な要素を抱え込んで生きる場としてあつたと考えるべきである。唐の韓愈「後廿九日復上書」（『韓昌黎文集校注』卷一六）<sup>58</sup>は、朝廷に受け入れられない士人の向かうべき地が山林であることを論ずるなかで「山林者士之所独善自養、而不憂天下者之所能安也。如有憂天下之心、則不能矣（山林は士の獨り善くし自ら養う所にして、天下を憂えざる者の能く安んずる所なり。如し天下を憂うる心有らば、則ち能わざるなり）」——山林は天下を憂えない者にとっては安樂に過ごせる場であるが、天下を憂うる者にとっては安樂の場たりえないと述べている。「山林」とは「田園」と言い換えてもいい。陸游は、まさに憂国の詩人、すなわち「天下を憂うる士」であった。陸游にとって「田園」はもとより安樂の場たりえなかつたと言うべきだろう。中国の文学にはつねに政治的コンテクストが影のようにつきまとう。田園詩もその例外ではない。「田園」を表現することそれ自体が、ある種の政治的な行為にほかならないのである。陸游の「田園」について右に述べた点は、根本的なところではおそらく蘇軾の「田園」ともつながつてゆく。蘇軾や陸游のような「罪」に問われた文人にとって「田園」とはいかなる場であつたのか、今後さらに考察を深めてゆく必要がある。

## 注

- (1) 洪興祖撰・白化文等点校『楚辞補注』（中華書局、二〇〇一年）による。
- (2) この点については、劉沢華「論臣民の罪悪意識」（『社会科学戦線』二〇〇四年第四期）、劉暢「中国古代文化罪錯思想初探」（『浙江社会科学』二〇一六年第一期）等を参照。
- (3) 中国における「罪」に関して、もうひとつ重要なのは仏教の「罪（罪業）」である。因果応報の思想と結びついた「罪」の観念は中国士人に少なからぬ影響を与えており、蘇軾・陸游もその例外ではない。だが、本稿に取りあげる作品について言えば、仏教の「罪」の影響を考慮する必要はほとんどないだろう。
- (4) 「拘幽操」および中国の「罪人の文学史」については、拙論「韓愈『拘幽操』について——罪人の文学史・初探」（東英寿編『唐宋八大家の諸相』花書院、二〇二〇年収）に若干の私見を述べた。ちなみに、韓愈「拘幽操」は罪に問われ牢獄の間に囚われた臣下たる語り手が何も見えない「盲」

の状態にあることを強調してうたった作であるが、その末尾には「嗚呼臣罪当誅兮」という「君臣関係における原罪」意識をあらわす定型表現に基づく詩句が置かれている。前掲の漢・谷永の対にも末尾に「罪当万死」という語が置かれているが、その直前には自らの対を「瞽言」すなわち「盲人の言葉」と譲遜する語が見える。谷永の対と韓愈「拘幽操」とでは、「罪人＝盲人」という図式が共通している。中国の君臣関係において発せられる言葉には、この種の「罪人＝盲人」図式が重要な役割を果たしていたようと思われる。

(5) 『詩經』の引用は、以下、阮元撰『十三經注疏』本（嘉慶二十年重刊宋本、中文出版社影印、一九七一年）による。

(6) 蘇軾の「罪」については拙著『中国宋代文学の圏域——草稿と言論統制』（研文出版、二〇一九年）第二部「言論統制」において若干の私見を述べた。以下の論述には一部それと重なるところがある。

(7) 蘇軾の詩の引用は、馮応榴輯訂『蘇文忠公詩合注』（乾隆五十八年序桐鄉馮氏踵息齋刊本、中文出版社影印、一九七九年）により、以下、題下に卷数を附す。また、同書に点校をほどこした黃任軻・朱懷春校点『蘇軾詩集合注』（上海古籍出版社、二〇〇一年）、および同書に基づいて新たな注釈を加えた張志烈・馬德富・周裕鑡主編『蘇軾全集校注』（河北人民出版社、二〇一〇年）をあわせて参照した。

(8) 蘇軾の文の引用は、孔凡礼点校『蘇軾文集』（中華書局、一九八六年）により、以下、題下に卷数を附す。また、張志烈・馬德富・周裕鑡主編『蘇軾全集校注』をあわせて参照した。

(9) 「得風謡」については、地方の素朴だが好ましい歌に接して民の暮らし向きを理解できたことを喜んでいると解した。小川環樹・山本和義『蘇東坡詩集』第四冊（筑摩書房、一九九〇年）は、「得風謡」注に「風謡は地方のはやりうた。その土地の風俗や住民の心を反映するものとされた。……それを得るとは、住民たちの心、特に地方長官に対する風評・評判を推察すること。瑞溪周鳳の引く一説のごとく、住民の諷刺と解してもよい」と述べ、「（世間の）取り沙汰だけはまだ免れない」と訳している。「諷刺」と解するとしても、蘇軾はそれを好ましいものとして受けとめていると解るべきだろう。官の「讒謗」は忌まわしいが、民の「諷刺」は好ましく、大いに歓迎したい、と。

(10) 「五管」は嶺南の五つの地域。蘇軾が惠州・海南島を放浪したことから「五管客」と言う。「八州督」は蘇軾が八州（密・徐・湖・登・杭・潁・揚・定の各州）の長官をつとめたことを言う。

(11) 錢仲聯『劍南詩稿校注』（上海古籍出版社、一九八五年）が「訪毛平仲問疾、与其子适同遊柯山、觀王質爛柯遺跡」詩（巻一）に附す注を参考。錢仲聯注は、陸游が提挙江南西路常平茶鹽公事に任じられたとき錢良臣に差し出した「謝錢參政啓」（馬亞中・涂小馬校注『渭南文集校注』

- (12) 〔浙江古籍出版社、二〇一五年〕卷一〇）に「方虞官謗、又辱詔追」とあるなどを踏まえて、官界での讒言を受けてのことだつたと推測する。  
『宋史』陸游伝には、成都安撫使および四川制置使の参議官として蜀にあつたときから提挙常平茶塩公事を歴任して祠禄を乞うに至るまでの陸游の事跡について「范成大帥蜀、游為參議官、以文字交。不拘礼法、人譏其頽放、因自号放翁。後累遷江西常平提挙。江西水災、奏撥義倉振濟、檄諸郡發粟以予民、召還。給事中趙汝愚駁之、遂与祠」とある。これによると、趙汝愚の彈劾は、江西の水害に際して備蓄米を供出したことによるものであつた可能性が高いが、文意は必ずしも明確ではない。趙汝愚の弾劾について、方回「跋所抄陸放翁詩後」（『桐江集』）「宛委別藏本」卷四）には「『呂東萊集・与周子充書』有云『子直（＝趙汝愚）庶幾善道、而於事物自未尽諳悉。如陸務觀疏放、封駁豈為過當。……』。予聞諸前輩、放翁入蜀從范石湖（＝范成大）、後出蜀、携成都妓剃為尼而歸。趙汝愚曾帥蜀、必為此事駁放翁也」とある。これによれば、陸游は蜀を離れる際に成都の歌妓を尼僧に仕立てて連れ帰った。趙汝愚は、これを理由に陸游を弾劾したのだという。事実だとすれば、相当にスキヤンダラスな弾劾劇だつたと推測される。詳細ははつきりしないが、いずれにしても趙汝愚の弾劾の背後には当時の主戦派と主和派の対立が絡んでいた可能性は否定できない。朱東潤『陸游伝』（上海古籍出版社、一九七九年）第十章は、主和派の重臣趙雄が主戦派の張栻（張浚の子）を攻撃するなかで、張栻を支持する陸游が排斥されることになつた可能性を指摘する。高利華『亘古男兒——陸游伝』（浙江人民出版社、二〇〇七年）第十一章も、朱東潤の説を踏まえる。陸游には事案〔e〕の前後に趙雄に奉つた「上趙參政啓」（『渭南文集校注』卷一〇）、  
「上丞相參政乞宮觀啓」（同巻一一）がある。どちらにも自己の弁明が述べられており、当時の陸游が置かれていた苦境をうかがわせる。
- (13) 陸游の詩の引用は、錢仲聯校注『劍南詩稿校注』（上海古籍出版社、一九八五年）により、以下、題下に卷数を附す。
- (14) 陸游の文の引用は、馬亞中・涂小馬校注『渭南文集校注』（浙江古籍出版社、二〇一五年）により、以下、題下に卷数を附す。
- (15) 劉琳等点校『宋会要輯稿』（上海古籍出版社、二〇一四年）による。
- (16) ここで陸游の「不自檢飭、所為多越於規矩」を弾劾した「臣僚」は趙汝愚を指す可能性もあるが、未詳。注12を参照。
- (17) 『孟子』離婁下に、次のような故事が見える。齊の国に出仕せず、ときおり外出しては飲食の接待を受けて帰つてくる者がいた。不思議に思つた妻が後をつけてみると、なんとその男は墓前の祭をしている所へ行つてお供物の残りを恵んでもらつていたといふ。
- (18) 『史記』秦始皇紀に刑罰のひとつとして「鬼薪」が見え、応劭の注に「取薪給宗廟為鬼薪也」、如淳の注に「律說鬼薪作三歲」とある。三年間の徒役であった。

(19) 「我年六十四」とあるが、実際に彈劾を受けたのは六十五歳。記憶違いか。

(20) これらのほかにも、陸游の詩にはさまざまなかたちで「讒」への言及がなされる。例えば、「寓懷」(卷二二)に「衆毀心自可、身困氣愈完」、「次韻范參政書懷」其一(卷二四)に「養氣頹然似木雞、誇謗寧復問端倪」、「雜感」(卷五五)に「讒口安能作禍基、吾曹興廢豈無時」とあるのは、自分への攻撃を甘んじて受け入れよう、それは必らずしも怖れるに足りないという見方を語つたものだが、その基底にはやはり「讒」への怖れが潜んでいよう。

(21) 陸游は、慶元五年(一一九九)にいつたん致仕したが、嘉泰二年に実錄院同修撰兼同修國史として朝廷に復帰していた。嘉泰三年に願い出たのは二度目の致仕ということになる。

(22) 蘇軾の別の書簡、黃州貶謫後の元豐三年(一〇八〇)に書かれた「与參寥子二十一首」其一(『文集』卷六一)にも「僕罪太責輕」とある。これもまた一種の定型表現であろう。

(23) 「齊優」は、齊の歌妓。孔子とともに魯を逐われた(『史記』樂書)。

(24) 陸游の「楚囚」には、次のような例もあつて注意が必要である。「寄二子」(卷五二)に「得官本自輕齊虜、對景寧當似楚囚」、「觀諸將除書」(卷七三)に「得官若使皆齊虜、對泣何疑効楚囚」、「水鄉泛舟」(卷八三)に「悲歌易水輕燕俠、對泣新亭笑楚囚」とあるのは、半壁天下の屈辱に甘んじてはいけないという考え方を述べるなかで、「世說新語」言語に見える晋の王導の言葉「何至作楚囚相對」を踏まえて用いたものである。憂国の士である陸游としては「楚囚」という立場を恐れ悲しんではばかりはいられないということだろう。ちなみに、右の詩で「楚囚」と対をなす「齊虜」は、漢の高祖のときの齊の人劉敬。劉敬は高祖が匈奴を伐つのに反対した。すると、高祖は怒つて「齊虜以口舌得官、今迺妄言沮吾軍」と言った(『史記』劉敬伝)。口先だけの意氣地無しの意だが、陸游の場合は特に對金主和派の官僚を指して言う。

(25) 陸游は別に「有客」(卷二八)にも「罪衆幾擢髮」と言つている。ただし、官界での罪ではなく、宗教的な罪についてであるが。

(26) 第二首には「綠蔬丹果虧瓢尊、身寄城南禹會村。連坐頻年到風月、固應無客叩吾門」とあつて、「罪人」たる自分を訪れてくる者はいないことが述べられる。

(27) 小川環樹「詩人の自覚——陸游の場合」(同氏『風と雲——中国文學論集』朝日新聞社、一九七二年)収、および同氏『陸游』(筑摩書房、一九七四年)を参照。

(28) 本詩に込められた陸游の「自嘲」については、夙<sup>と</sup>に陳衍『石遺室詩話』卷二七も注目する。ただし、陳衍は「此詩若自嘲、实自喜也」——見すると自嘲の作として読めるが、実は喜びの情を表現していると見なしている。

(29) 蘇軾・陸游をはじめ、宋代の文人における「田園」をめぐる問題の全体像については、劉蔚『宋代田園詩研究』(人民文学出版社、二〇一二年)等を参照。

(30) 上海師範大学古籍整理研究所・華東師範大学古籍研究所点校『續資治通鑑長編』(中華書局、一九七九九五年)による。

(31) 「若人……」一句について、『合注』の編者馮応榴は「似指為子由辨理者、惜無可考」と説く。蘇軾のために弁護する者があつたことを指摘したものである。劉乃昌『蘇軾選集』(齊魯書社、一九八〇年)は馮応榴の説を踏まえ、「若人……」句について「意謂為你辯白的人可能是受人

嘱托」と解する。本稿はこの説を探らない。

(32) 蘇軾は、官界の対極に位置する空間を意味する「東坡」の語を自らの号に用いる。陸游は「放翁」と号するが、この「放」もまた官界の原理と背馳する処世のあり方を意味する語である。両者の号は、基本的な方向性を同じくするものと言える。

(33) 本書簡は、楊惲がのちにふたたび告発されたときに家宅捜索によって発見され、証拠書類として提出された。その意味では、蘇軾「聞子由為郡僚所据、恐當去官」詩などと同じく人目を避けて秘やかにやりとりされたものと推測される。本書簡は宣帝の怒りを招き、結果として楊惲は処刑されるに至る。書簡をやりとりした孫会宗も、連座して免官となつた。

(34) 「罪」と「田園」の因式については、劉蔚注29所掲書第三章第一節「宋代政治与田園詩」等を参照。

(35) 杜甫の詩の引用は、仇兆鰲注『杜詩詳注』(中華書局、二〇一五年)による。

(36) 白居易の詩の引用は、朱金城箋校『白居易集箋校』(上海古籍出版社、一九八八年)による。

(37) 西南師範大学中文系古典文学教研室選注『東坡選集』(四川人民出版社、一九八七年)によると、越冬の作物は、冬の間の苗の成長を抑えるために牛や羊に葉を食わせる。春になつてふたたび成長したものの方が質が良いという。

(38) 蘇軾の「定風波」詞(鄒同慶・王宗堂『蘇軾詞編年校注』頁五七九、中華書局、二〇一〇年)には「此心安處是吾鄉」とあつて、いかなる土地も心の持ちよう次第で故郷たりうるとする見方が述べられる。遙れば、すでに白居易「吾土」(『白居易集箋校』卷二七)に「身心安處為吾土、豈限長安與洛陽」とある。

(39)

ほかの「和陶詩」には、文人＝農夫として「躬耕」する自己、農民たちと分け隔て無く交流する自己の姿をうたっている。例えば、「和陶丙辰歲八月中於下漢田舍穫」（卷四二）に「聚糞西垣下、鑿井東垣隈。勞辱何時休、宴安不可懷。……一与蟻叟醉、蒼顏兩摧頰。……食菜豈不足、呼兒拆鷄棲」、「帰去來集字十首」其四（卷四三）に「矯首獨傲世、委心還樂天。農夫告春事、扶老向良田」と述べるように。ただし「帰去來集字十首」については、制作時期が未詳であるだけでなく、真偽のほども定かではない。

(40)

「此心……」句について、『蘇軾全集校注』は「句謂如果自己志趣甚高、未降心從俗」と説明する。つまり、「此心」とは、俗情に従うことを行ふしない知識人ならではの高踏的で複雑な心情を言う、と。ここでは、農夫たんとて農夫たり得ていなし中途半端な自己を羞じる心情と言ひ換えてもいいだろう。

(41)

陶淵明の詩の引用は、邊欽立校注『陶淵明集』（中華書局、一九七一年）による。

(42)

陸游は同時期の作「蔬圃絕句」（卷一三）にも「枯柳坡頭風雨急、憑誰画我荷鉏歸」と述べて、農夫としての自らの暮らしを「画」になるものとしてとらえている。なお、劉蔚注29所掲書第四章第四節「陸游の村居心態及其田園詩風的嬗變」は本詩の「誰憐……白首……」に「満腹的酸楚不平」が表現されているとするが、深読みに過ぎるのではないだろうか。

(43) 陸游「漁翁」（巻一〇）には「江頭漁家結茆廬、青山當門画不如。……恨渠生來不讀書、江山如此一句無」とあって、漁師たちは「画」のよう

に美しい景色のなかに暮していながら、それを審美的対象とはとらえていないことが述べられる。

(44)

豊作のときには米価は低く安定する。ここは米価の安さを通して確認される豊作の喜びを焦点化して述べたものだらう。「草堂」（巻六八）には「鄰翁相遇饑言笑、共喜年豐米價低」とある。

(45)

宋代の田園詩における『詩經』幽風の継承については、劉蔚注29所掲書第三章第四節「宋代士風与田園詩」等を参照。

(46)

錢鍾書『宋詩選注』（人民文学出版社、一九八二年）の范成大詩の解説を参照。

(47)

本詩の訓読・訳文は吉川幸次郎『詩經國風』（岩波書店、一九五八年）により、一部改変。

(48)

この二句はよくわからない。人々がモノを大切にするつましやかな暮しを営んでいること、些細なことも疎かにせず労働に勤しんでいることを述べるか。

(49)

王華寶整理『詩集伝』（鳳凰出版社、二〇〇七年）による。

(50) もちろん、陸游は農事に関する主題をうたつた詩だけに関心を持っていたわけではない。例えば、「生日子聿作五字詩十首為寿追懷先親泫然有作」(巻四八)には「蓼莪廢講豈勝悲」とあって、小雅の「蓼莪」に言及する。「蓼莪」は父母の劳苦を思つて哀しむ詩である。

(51) 陸游は「十五日雲陰涼尤甚再賦長句」(巻二四)に「悠悠長日付棋枰」、「溪上」(巻六七)に「閑中消日付棋枰」と述べるように、閑居の暇つぶしとして围棋をうたつてゐる。ここは、碁を囲んで暇をつぶしているわけではないと述べたものであろう。

(52) 「挺」は「梃」に通じ、獄吏が犯罪者を引っ立てるときの棍棒。「繫」は縄で縛る。「登仙」は、捕らわれた農民がぐつたりと身動きもできず万事休することを、まるで仙人にでもなつたかのようだと言つたものと解した。悲惨な状態にあることを、あえて「登仙」と表現することで皮肉を効かせたか。

(53) 流民を差別し排斥するのではなく、正式な戸籍に編入してしかるべき保護・管理の対象とすることを言うか。

(54) 阮元撰『十三經注疏』本(嘉慶二十年重刊宋本、中文出版社影印、一九七一年)による。

(55) ちなみに、朱熹『詩集伝』は「七月」について「周公以成王未知稼穡之艱難、故陳后稷公劉風化之所由、使瞽矇朝夕諷誦以教之」と説くのみで、周公が讒言を受けたことには特に触れていない。

(56) 敗軍の将李陵を弁護したことで罪に問われ、宮刑に処せられた司馬遷は「太史公自序」に自らが『史記』を執筆した動機をめぐつて「昔西伯拘羑里、演周易。孔子厄陳蔡、作春秋。屈原放逐、著離験。左丘失明、厥有国語。孫子臏脚、而論兵法。不韋遷蜀、世伝呂覽。韓非囚秦、說難孤憤。詩三百篇、大抵聖賢發憤之所為作也。此人皆意有所鬱結、不得通其道也」——『詩經』三百篇や屈原『離験』をはじめとする著作は、不遇な状態に置かれた作者の胸中に鬱積した憤激が言葉となつてあらわれたものだという考え方を述べている。なお、この考え方は宋代へと受け継がれてゆき、歐陽脩『梅聖俞詩集序』(『歐陽文忠公集』巻四三)は「愈窮則愈工」——作者が不遇な状態に置かれて苦しめば苦しむほど優れた作品が生み出されると述べ、蘇軾『僧惠勤初罷僧職』詩(巻一二)は、歐陽脩から直接に教えられた言葉として「窮者詩乃工」と述べている。

(57) 陸游の記すところによれば、本序が附された詩集の作者陳棠は、慎重な言動を心がけたことにより、かろうじて秦檜の攻撃を免れたといふ。

(58) 馬其昶校注、馬茂元整理『韓昌黎文集校注』(上海古籍出版社、二〇一四年)による。

**【附記】**

本稿の概要は、第十一回宋代文学国際研討会（二〇一九年一〇月、復旦大学）にて「罪与田園——蘇軾、陸游詩文札記」と題して発表した。同会に提出した中国語論文は「罪与田園——蘇軽、陸游研究的一個視点」と改題のうえ『文学論衡』総第三六期（香港中国語文学会、二〇二〇年六月）に掲載された。本稿は、それを大幅に増補改定したものである。

罪與田園以及《幽風》  
——蘇軾、陸游研究的一個視點

淺見洋二

從宋代文學的兩大文人蘇軾與陸游的作品中，我們可以發現許多共同點。但同時也有一些差異存在其中。本文主要聚焦於“罪”與“田園”這兩個主題來考察二者間的異同。在與這一問題相關的內容中，《詩經》、特別是《幽風》非常引人注目。眾所周知，《詩經》是中國文人所廣泛共有的最基本的文學素養。那麼，在蘇軾與陸游的作品中表現出的“罪”與“田園”，受到了《幽風》怎樣的影響？他們又以之為基礎創造出了怎樣的文學世界呢？本文將就這些問題提出一些個人的看法。